

観光まちづくり学会誌

Journal of the Society of Tourism and Community Design

Vol.13

March, 2016

卷頭言 東北観光復興元年と観光まちづくり

佐々木康勝

特別寄稿 北海道新幹線の開業効果を高めるトータルデザイン

岸邦宏

論文 東京都宿泊税条例の宿泊料金と税率に関する研究

長谷川記央

観光による内発的地域振興を担う「温泉旅館」

—福島県天栄村「大丸あすなろ荘」に着目して—

安本宗春

人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化の

アナロジーの検討に基づく未来都市

(成熟時代の都市) の予測について

安藤昭

観光まちづくり学会誌

目次 第13号 平成28年3月発行

卷頭言	東北観光復興元年と観光まちづくり	佐々木康勝	2
特別寄稿	北海道新幹線の開業効果を高めるトータルデザイン	岸 邦宏	4
論 文	東京都宿泊税条例の宿泊料金と税率に関する研究	長谷川記央	10
	観光による内発的地域振興を担う「温泉旅館」 －福島県天栄村「大丸あすなろ荘」に着目して－	安本 宗春	20
	人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化の アナロジーの検討に基づく未来都市 (成熟時代の都市) の予測について	安藤 昭	29
お知らせ	活動報告		44
	事務局だより		51
	投稿規程・執筆要領・投稿整理票		54
	学会会則		59
	学会賞表彰規程		65
	役員名簿・学会委員会		66
	法人会員名簿		68
	観光まちづくり学会入会申込書		69

◆◆◆巻頭言◆◆◆

観光まちづくり学会理事／N P O 法人都市デザイン総合研究センター

佐々木 康勝

東北観光復興元年と観光まちづくり

東日本大震災は、多くの生命と財産を失い、その対策として復旧復興が鋭意進められていますが、いまだ復興は道半ばで早や5年経過しました。

私は岩手県庁職員時代に河川・海岸担当の技術者として河川改修や防潮堤建設等のハード面と、過去の歴史から地震による巨大津波の襲来が必ずあることを前提に避難訓練等のソフト面との両面で、現地の方々と接してまいりました。

今回の大津波では、小・中・高校生は、ルール通り高台に逃げて避難し助かりましたが、これは日中の津波だからこれほど多くの子供たちが助かっていたのです。それは取りも直さず先生方が避難の原則に従って臨機応変に指導したからで、その行動は高く評価されております。短時間で津波が襲来したため、避難途中で力尽きた方もいましたが、かなりの方々は自分の津波の尺度を過小評価していたことが、多くの命を失った原因だったことに衝撃を受けました。最も千年に一度といわれている史上まれに見る大災害であったことが最大の死者を出した原因だったことは疑う余地はありません。

さて、「観光まちづくり学会」は、中核都市の盛岡市に拠点を置き、地方発信型の地域づくりと観光振興の推進のため、理系・文系の総合集団として平成13年に発足しました。

当初は東北地方を基軸として活動してまいりましたが、その後北海道支部を平成20年に設置し、平成28年度は、群馬県高崎市で研究発表会が開催の予定となっており、関東支部設立の機運が高まっております。設立後14年目を迎えたが、当初から携わった者として感慨深いものがあります。これからも「観光まちづくり学会」は、東北観光復興の推進に大いに役立ちたいと考えております。

日本を訪れる外国人観光客の延べ宿泊数を、2010年と2015年を比較すると、全国では2倍以上に増加しているのに対し、東北地方では震災前の水準にとどまっています。

東北地方の低迷は、東日本大震災による津波被害と福島原発の問題があるにせよ、多くの課題を抱えております。それを克服するためには、広域周遊ルートづくりなど自治体の観光事業への国の支援が重要であるとともに、海外への情報発信強化に取り組まなければなりません。また、魅力的な街並みを整備するため市町村で景観計画の策定や観光の利便性を図る工夫が課題でありますし、多くの言語によるガイドも充実されなければなりません。

このたび政府が発表した新観光戦略は、東京五輪が開かれる2020年の訪日外国人旅行者数を2015年の2倍の4千万人とし消費額8兆円としました。大災害で疲弊した東北地方は、北海道新幹線の開業や高速交通網の整備が進み、観光客の増加が期待されることから、観光で復興を推進する機運を高揚しなければなりません。その施策として、被災地を含めた東北地方にいかに誘導するかが今後の大きな課題であり、地域と一丸となって観光とまちづくりを支援してまいりたいと考えております。

岩手の観光スポット

写真撮影 阿部ひろあき（自然公園指導員）



(左写真) 「浄土ヶ浜の春」(宮古市)

三陸復興国立公園の代表的景観。白い石英粗面岩の小さな半島、その頂のアカマツの緑、静かな入り江の澄んだ海の色が絶妙の調和を見せる。

3.11 大震災大津波で遊歩道や休憩施設等に大きな被害を受けたが、現在は完全に復旧し、多くの観光客を集めている。

(写真右) 「開運橋と岩手山」(盛岡市)

「二度泣き橋」とも呼ばれる開運橋。転勤族が盛岡に赴任のため開運橋を渡る際、「遠くに来てしまった」と泣き、任期を終えて転出するため盛岡駅へ向かう途中にこの橋を渡り、人情篤い盛岡を離れるのが辛くて泣いたという。北上川を従える岩手山が橋を渡る人々を見守る。



(写真左) 「八幡平の春」(八幡平市)

十和田八幡平国立公園八幡平地区は岩手秋田両県にまたがる山岳公園で、八幡平のほか岩手山や秋田駒ヶ岳なども含まれる。

八幡平はなだらかな頂上付近に大小の池沼が点在し、周辺のアオモリトドマツ林や湿原と調和して神秘的な景観を見せている。

◆◆◆特別寄稿◆◆◆

北海道新幹線の開業効果を高めるトータルデザイン

北海道大学大学院工学研究院
岸 邦宏

1. はじめに

2016年3月26日、北海道新幹線新函館北斗～新青森間が開業し、ついに新幹線が青函トンネルを通った。2030年度には札幌～新函館北斗間が開業予定であり、北海道において新幹線が大きな経済効果を与えることが期待されている。なかでも観光は北海道の今後の基幹産業に位置づけられており、定住人口が減少する中、観光による交流人口を増やすことは、北海道において重要な戦略となっている。そのため、新幹線開業に合わせて、北海道内の2次交通の整備が進められてきているが、北海道全域に効果を波及するための課題も浮かび上がってきていている。

本稿では、北海道新幹線の開業効果を最大限に高めるための方策について、交通ネットワークの観点から述べていくこととする。

2. 北海道新幹線の概要

北海道新幹線は東北新幹線新青森駅から札幌に至る、約360kmの区間の路線である(図-1)。1970年に全国新幹線鉄道整備法が公布、1973年11月に北海道新幹線青森市～札幌市の整備計画決定がなされた。1988年3月には青函トンネルが開通、すでに新幹線の規格でトンネルは建設された。1998年2月の図-1に示すルートが公表され、新函館北斗～新青森間は2005年に認可・着工し、2016年3月26日に開業した。札幌～新函館北斗間は2012年に認可・着工し、2030年度完成予定で現在工事が進められている。



図-1 北海道新幹線のルート図(出典：北海道庁ホームページ)

3. 新函館北斗駅を中心とした2次交通の整備の取り組み

(1)道南地域の交通ネットワーク

北海道新幹線新函館駅は、札幌延伸を見据えたルートの都合上、函館市中心部のJR函館駅から約20km離れた、函館空港よりも遠い場所に位置している(図-2)。そのため、新幹線の利用者が新幹線の下車後に利用する交通と位置づけられる「2次交通」の整備が進められてきた。JR新函館北斗～函館間は、新幹線駅のアクセス列車として新造された「はこだてライナー」が投入され、路線バスも多く既存路線が新函館北斗駅に乗り入れている。また、大沼公園にとっては交通の拠点が一段と近くなり、新函館駅からはJRを乗り継ぐか、路線バスや新たに導入されたシャトルバスで行くことができる。このほかにも、新函館北斗駅から函館市内観光地への定額タクシーも運行されている。

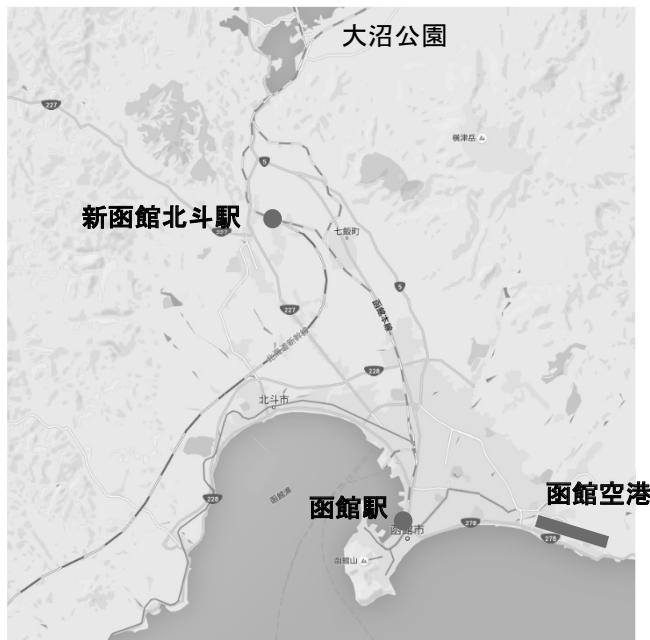


図-2 新函館北斗駅の位置

北海道新幹線開業後、並行在来線区間である五稜郭～木古内間は、第三セクターの道南いさりび鉄道が運行を引き継いでいる。沿線住民の生活交通手段が主な役割であるが、木古内～函館間には観光列車(道南いさりび鉄道は「地域情報発信列車」としている)「ながまれ号」も投入された。

また、近年は個人旅行の移動手段としてレンタカーの利用者が増加している。新函館北斗駅前にも大手レンタカーカー会社の営業所が設置された。自動車での道南地方の周遊の利便性を高めるために、高規格幹線道路を中心とした道路ネットワークの整備も進められている。

(2)北海道内他地域と結ぶ交通ネットワーク

北海道新幹線開業効果を北海道全域に波及させるために、新函館北斗駅から北海道全域に移動するための2次交通の整備が進められている。

JR北海道は札幌～函館間の特急「スーパー北斗」、「北斗」を増便し、すべての特急を新函館北斗駅に停車するようにした。しかし、新函館北斗駅での在来線と新幹線の乗り継ぎ時間が長すぎる便があつたり、利用者の同線においては乗り継ぎにおいて上下の移動がなくて済む新函館北斗駅の構造であるにもかかわらず、新幹線の停車のホームの割り当てによってその利点を生かしていない点については、JR北海道においてまだまだ改善の余地がある。高速道路ネットワークを活用した都市間高速バスも、新函館北斗駅に乗り入れている。札幌だけでなく、ニセコエリア、登別エリアと結ぶバスの運行の動きも出てきている。

また、函館から遠距離の道東、道北地方については、函館空港からの道内航空路線の活用が期待されている(図-3)。このため、新函館北斗駅と函館空港の移動の所要時間短縮、利便性向上のために、地域高規格道路である函館新外環状道路の整備が国土交通省北海道開発局により進められており、現在は部分開業であるが、2020年度には函館空港まで開業予定である。

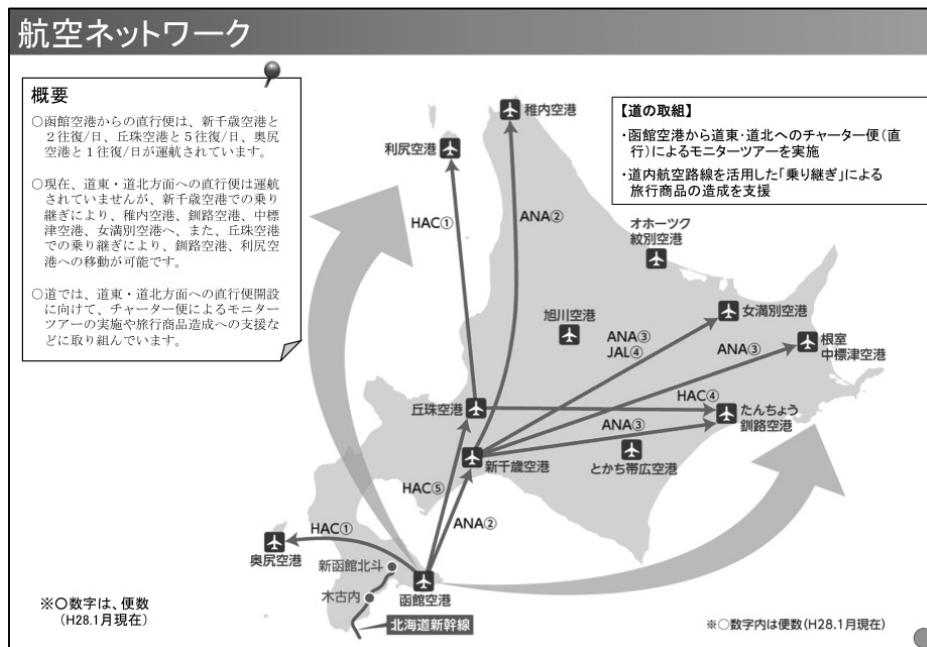


図-3 道内航空路線の活用(出典:北海道新幹線開業戦略推進会議交通戦略部会資料)

しかし、この点についてもまだまだ議論の余地があると考える。図-4は函館空港の道内空港への就航路線である。このうち、旭川空港、女満別空港、釧路空港については、株式会社北海道エアシステム(HAC)の経営状況悪化により、現在は運航休止となっている路線である。HACは北海道とJALが主要株主となっており、北海道が道内の地方航空路線を運航するために設立した航空会社である。現状では選択と集中によって丘珠



図-4 函館空港の道内就航路線

空港をハブとして路線を絞って運航しており、図-3における2次交通としての航空路線も、現路線の活用にとどまっていることから、道東、道北へ移動するにはHACの丘珠空港か、ANAの新千歳空港での乗り継ぎを余儀なくされ、効果は限定的といえよう。これらの運航休止路線を復活させるには、北海道新幹線開業は最後のチャンスであると筆者は考える。HACは2016年7月に旭川～函館便を、フジドリームエアラインズが2016年7月～8月に女満別～函館、稚内～函館のチャーター便を運航させる動きが出ている。北海道もさらに積極的に、HACの運航再開の可能性をぜひとも検討してほしいと考える。

(3)地域発案の2次交通としての「森蘭航路」

新函館北斗駅から北海道全域へ観光客を移動させるためには、受け入れる地域が積極的に観光客を呼び込むことも重要である。このことについては、北海道全域で見ると積極的に取り組んでいる地域はまだ限定的であると言えるが、その中でも、胆振・日高地方の自治体で構成された組織が、新函館北斗駅からの2次交通を提案し、実現に向けて活動しているので、良い事例として紹介したい。

北海道の胆振総合振興局、日高振興局管内の18の自治体が協力し、北海道新幹線開業に合わせて、官民一体となった組織「北海道新幹線×nittan 地域戦略会議(通称 nittan)」が設立された。nittanでは「北海道プレミアムステイ」と名付けて、胆振日高地方の独自の魅力を体験するロングステイ、高級型の観光を提案し、プロモーション活動を展開している。さらに、胆振日高地方に来てもらうための交通手段として、森蘭航路を提案し、実現に向けて実証運航も行われている。



図-5 森蘭航路のルート

図-5は森蘭航路のルートである。新函館北斗駅から森港まではバスで移動し、森港から室蘭港の噴火湾をクルーザーで移動した後、室蘭港から登別温泉等の目的地までバスで移動する。噴火湾のクルージングでは、駒ヶ岳や有珠山を眺めながら、イルカ・くじらウォッチングを体験できるというのが、このルートの目玉である。森蘭航路は土木学会選奨土木遺産にも選出された札幌本道のルートをたどったものもあり、明治時代の函館から札幌までのルートを再現したものもある。

nittan事務局が国土交通省北海道運輸局、北海道開発局とも調整しながら本格運航に向けた実証運航を2015年度に行った(図-6)。地域の観光資源を生かして、地域自らが観光と2次交通の実現のために活動している例

は少なく、注目に値する。実証運航でも参加者からは高い評価を得ており、本格運航をぜひとも実現してほしいと期待している。



図-6 森蘭航路実証運航の様子(写真提供：東本靖史氏)

4. 北海道新幹線のトータルデザイン

(1)情報提供のあり方

このように北海道新幹線を中心とした交通ネットワークができあがると、多くの観光客が北海道全域を巡ることが期待できる。しかし、交通手段を整備するだけでは不十分であり、それらを使ってもらうための情報提供が必要となることは言うまでもない。このときに、案内表示についてはわかりやすいものであることはもちろんのこと、統一したデザインを採用することが重要である。北海道新幹線に限らず、我が国の案内表示は基本的に管理者が変わるとデザインも変わる。しかし、交通の乗り継ぎのようにシームレスな移動が要求されるものは、案内表示の機能を重視する上でも、デザインも統一化されたものが望ましいはずである。これは駅や駅周辺の交通施設、商業施設だけでなく、道路案内標識も含む。そして、新幹線駅周辺だけでなく、たとえば道南地域全体として考えるべきものである。観光客がどこに行っても統一したデザインの案内表示があれば、観光客にとっても理解しやすく、安心できる。まずは道南地域から実践し、それが北海道全域に広がっていくことで、北海道オリジナルの統一化された案内表示ができる。



図-7 新函館北斗駅構内の北斗市観光案内所(筆者撮影)

情報提供は案内表示だけではない。観光客に直接情報を伝える観光案内所の役割は重要である。北陸新幹線金沢駅の観光案内所は、観光パンフレットや観光・イベント情報の提供はもちろん、宿への当日手荷物配達、当日宿泊予約の受付、雨傘や長靴の無料貸し出しといったサービスを提供している。観光情報も金沢市内だけではなく、能登半島など石川県全体の情報を得ることができる。また、駅前バスターミナルには金沢交通コンシェルジュが設置されている。これは金沢市役所、バス協会、タクシー協会が共同で運営しており、金沢市内の公共交通の情報はすべてここで教えてもらうことができる。これらは北海道においても取り入れるべき事例である。新函館北斗駅にも、北斗市観光案内所が設置されている。しかし、パンフレット等は道南地域を網羅しているが、スタッフが北斗市だけでなく道南地域全体の詳細な情報を提供できるようになるためには、まだまだ改善の余地があるようである。観光情報、交通情報をすべて一元化することによって、新函館北斗駅が北海道の新たな玄関口としての位置づけがより一層強まってくる。

(2)トータルデザインの導入

トータルデザインとは、「製品から案内表示や乗り物、設備や施設全体までを総合的に管理し、製品や世界観などを一環でデザインを担当すること」である。北海道新幹線においても、トータルデザインの考え方が必要であると考えている。前述の情報提供についても、新幹線を利用する人にどのように使ってもらいたいかを考えて案内表示や観光案内所の対応をしなければ、どんなに見た目がきれいでも、結局は価値がないものになってしまう。

北海道新幹線については、「北海道新幹線で来た人がどのようにして観光するか」まで対象を広げたトータルデザインを導入することを提案したい。交通は本来、派生需要であって、目的地があるから人々は移動し、交通の需要ができる。北海道新幹線による経済効果、地域活性化は、新幹線を利用して人々が移動した先で観光や仕事をすることで生まれてくる。人々が移動するためには、「交通手段をつくる」と「目的地をつくる」ことが必要となる。北海道は観光資源が豊富な地域であるので、目的地となる場所も多くある。しかし、今後は観光客に継続して来てもらうように、現状維持ではなくて「目的地ですることをつくる」ことも重要な要素になってくる。

北海道新幹線によって新たな交通手段がつくられた。新幹線とタイアップして目的地となる観光地を発信することがより一層求められている。ここで重要なのは、北海道内を周遊してもらうために、道内の観光地が連携して観光のコースをつくり、観光客へ提案することである。新幹線で北海道に来て、二次交通で道内を移動して観光することをトータルでデザインするのである。

道南地域ではすでにこのような取り組みはされており、nittan の森蘭航路と北海道プレミアムステイもトータルデザインと言えよう。このような取り組みが、現状では「函館からは距離が離れていて新幹線の開業効果は大きくない」と考えて積極的な動きが少ない北海道全域において、道南、道央、道北、道東地域が連携して北海道新幹線を使った観光のトータルデザインができれば良いと考える。

交通の利便性向上についても、トータルデザインの一連の流れの中でどのようにすべきかを考えれば、各事業者が縦割りで自分のところだけを改善していれば良い、という考えではいけないことは明らかである。

5. おわりに

北海道新幹線開業後、函館～青森間の利用は平日の利用者が少ないと言われる一方、ゴールデンウィークは函館市内のホテルは満室が続くなどの開業効果が出てきている。北海道新幹線という新たな交通手段ができた今、それを生かせるかどうかは北海道全体の観光戦略にかかってくると言える。今後も研究者の立場から、北海道新幹線と地域のあり方について、開業後の推移を見ながら提案していきたい。

東京都宿泊税条例の宿泊料金と税率に関する研究

長谷川 記央¹

¹正会員 税理士 税理士法人アディーレ会計事務所 (〒170-6033 東京都豊島区東池袋 3-1-1)

E-mail:n.hasegawa@adiretax.jp

本論は、東京都宿泊税条例における宿泊料金の算定の方法について、検討したものである。東京都宿泊税条例において、宿泊料金と飲食等の対価の額が区分表示されていない場合に問題が生ずる。本論においては、税務会計学の手法により宿泊料の算定方法を検討している。飲食等の対価の額が区分されていない場合には、一定の額を控除する方法が望ましいといえる。一定の額については、経済環境等を考慮した額を設定すべきであると結論付けた。

Key Words:観光税、宿泊税、税務会計学、宿泊料金

1. はじめに

東京都宿泊税条例（以下「宿泊税条例」とする。）が平成14年に施行され、地方税として観光税が創設された。既存の先行研究において、東京都宿泊税がとりあげられた研究が皆無であったため、本論でとりあげることとした。法人税および所得税の先行研究において、課税の公平性の見地から、明確な法律等に基づいて課税がなされうべきであるという研究が行われている。宿泊税条例においても明確な条例に基づいて課税がなされているかが問題となる。このことから、東京都宿泊税における不確定概念等について研究することとした。

現在の経済市場において、東京オリンピックの経済効果を広範囲に波及させることができが急務なように思われる。オリンピック開催がもたらす経済効果が地方都市に影響することが期待される。我が国の観光都市の観光資源は潤沢にあり、いかに観光資源を活用するかが問題となっている。我が国の観光都市の観光資源が潤沢にあるとするのは、日本の生活文化そのものが観光資源になり得る場合もあげられている¹⁾。

このように日本の観光資源は我々の身近な生活に存在しており、日本の観光資源は潤沢であると考えられる。

観光資源を有効に活用したい地方公共団体ではあるが、その財源に制限があり、東京都が策定した東京都観光産業振興プランのような計画を実行することも困難な状況があるようと思われる。近年において、地方公共団体の課税自主権が主張されている。しかしながら、課税自主権を認めた場合であっても、地方公共団体が十分な財源を確保することができるとは限らないであろう。地方公共団体の財源については、

財政学の領域であるため、別稿に譲るものとする。いずれにしても、地方公共団体が観光まちづくりの行政事業を行う場合であっても、財源の確保は必要となる。具体的な宿泊税の税収については、後述する。その財源の確保の方法の1つとして、東京都宿泊税のような観光税を創設することが考えられる。

本論においては、地方公共団体が独自に観光税を創設する際に問題となる課税標準の設定の方法について論ずるものとする。具体的には、税額を算出する上で基礎となる課税対象をどのように設定するか、算出するかが問題となる。東京都宿泊税においては、課税標準を宿泊料金に設定している。課税標準である宿泊料金が条例に基づいて、明確に算出されないとすれば、納税者の課税の公平性を害するおそれが生じることとなる。このため、宿泊税条例が、明確に宿泊料金を算定することができるかを、税務会計学の手法により研究したものである。

2. 宿泊税の概要

(1) 東京都宿泊税条例の成立と経済効果

A) 東京都宿泊税条例の成立と施行

宿泊税条例は、平成13年12月19日に開かれた都議会本会議において、可決・成立した。

東京都主税局〔宿泊税のあり方〕²⁾によれば、平成13年12月に開かれた平成13年第4回都議会定例会において「石原知事は、宿泊税の意義と目的について『宿泊税は、21世紀における観光産業の重要性を踏まえて、観光振興に必要な財源を安定的に確保するために、都が課税自主権を行使して創設するもので、地方主権を確立する上で意義あるものである』と答弁した。さらに、『東京の観光を産業として捉え直し、これを振興するための財源の一部として宿泊税

を活用して、立ち遅れている東京の観光振興を発展させることが、宿泊税創設の最大の眼目である』と答弁した。」とした。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災等により東京の観光は大きな打撃を受けた際に、平成 23 年 8 月 9 日に「東京の観光の回復を目指す特別提言（以下「特別提言」という。）を策定しており、当該提言については宿泊税創設の趣旨に鑑みたものであるといえる。

B) 東京都宿泊税の経済効果

東京都観光産業振興プラン等を展開した結果、東京を訪れる外国人旅行者が、平成 13 年の年間 277 万人から、平成 22 年には年間 594 万人まで増加し、1 兆円を越える生産波及効果をもたらす等一定の成果をあげている³⁾。

東京都は緊急・災害発生時外交人旅行者対応促進事業、観光案内所の運営、ウェルカムカードの作成等を行っている。宿泊税収は、全額を観光振興施策の費用に充てることとされており、当該事業の費用についても、宿泊税収が財源を貯っている。

したがって、東京都宿泊税の財源基盤として東京都観光産業振興プランが展開したことにより、東京を訪れる外国人旅行者が増加させた一要因であると考えられるといえる。

より詳細な東京都宿泊税の経済効果については、経済学的なアプローチに基づいて研究が求められるところであるが、その点については別稿に譲るものとする。

（2）東京都宿泊税における課税

A) 課税対象となる施設

東京都宿泊税の課税対象となるホテル又は旅館は、東京都内で営業を行う旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の許可を受けて行う施設である（宿泊税条例 2 条）。原則として民宿やペンション等は通常は課税対象施設とはならないとされる。例外として、旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の許可を得て営業している場合には、宿泊料金によっては課税されることがある。

B) 東京都宿泊税の課税免除と税率

東京都宿泊税は、宿泊料金が 1 人 1 万円未満の宿泊については免除される（宿泊税条例 3 条）。

宿泊料金が 1 万 5 千円未満のものについては 100 円が課され、宿泊料金が 1 万 5 千円以上のものについては 200 円が課される（宿泊税条例 4 条）。「宿泊」の定義については、東京都宿泊条例及び東京都宿泊税条例施行規則（以下「施行規則」とする。）において定義づけられていない。他方で、旅館業法 2 条 6

項において、「宿泊」とは、寝具を使用してホテル等の施設を利用すると定義されている。宿泊税条例において、当該定義を借用することと解することが妥当であるといえる。しかしながら、寝具を使用しているか否かの判断は客観的に行うことは困難である。したがって、一般的な社会通念に従うところにより、寝具を使用できる状態であるか否かで判断することが妥当であるといえる⁴⁾。税務会計学の公準たる租税運営配慮の公準⁵⁾に基づいて判断しても同様に解することができる。このため、契約において寝具を使用して施設を利用できるかで判断するため、日付の変更前にチェックアウト等をした場合であっても、契約において翌日の 10 時頃にチェックアウトが可能であれば、宿泊税の課税対象となる。契約書という形式的な判断基準によって、課税の可否を簡便化することが可能となる。租税会計学の形成期基準援用の原則⁶⁾に基づいた場合に、宿泊という事実認定をめぐり必ずしも明確な基準がえられない場合を考えられ、このような場合に契約という形式的な基準を用いることが、租税運営を配慮する見地から必要であるといえる。

また、宿泊税の課税対象から宿泊料金が 1 人 1 万円未満の宿泊が除外される理由としては、修学旅行やビジネス利用等の観光目的以外の宿泊については、できるだけ税負担を求めるように配慮したものである。税務会計学の原理に基づく公共政策配慮の公準⁷⁾と税負担能力の公準⁸⁾からの要請であるといえる。

宿泊料金については、宿泊者がホテル等の宿泊に関して名称を問わずに当該ホテルに支払うべき額から①宿泊に伴い飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する利用行為の対価に相当とする額、②消費税、地方消費税その他の税金に相当する額、③立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額、④知事がこれらに準ずるものと認めるものに相当する額を除いた金額をいう（施行規則 1 条）。しかしながら、①宿泊に伴い飲食等の利用その他これらに類する利用行為の対価の相当する額が宿泊料金と明確に区分されていないことが多い。この場合に、宿泊料金の算定をいかに行うかが問題となる。

C) 宿泊税の税収

宿泊税条例の宿泊税は、平成 14 年度は 496 百万円、平成 15 年度 1,154 百万円、平成 19 年度 1,410 百万円の税収を確保した。平成 14 年度から平成 19 年度までは、税収は拡大傾向にあった。その後平成 20 年度 1,316 百万円、平成 21 年度 1,010 百万円、平成 22 年度、1,037 百万円と減少傾向に至った。

表 1 調定額の推移

単位：百万円

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
100 円	213	509	507	505	539	575	570	447	446
200 円	283	645	656	688	751	834	745	562	591
計	496	1,154	1,163	1,193	1,291	1,410	1,316	1,010	1,037

表 2 課税人員の推移

単位：千人

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
100 円	2,130	5,092	5,067	5,049	5,392	5,754	5,702	4,474	4,416
200 円	1,415	3,222	3,279	3,440	3,758	4,172	3,727	2,814	2,956
計	3,546	8,315	8,346	8,490	9,150	9,927	9,430	7,288	7,417

表 3 登録施設数の推移

単位：件

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ホテル	279	286	302	311	331	352	368	348	347
旅館	45	489	53	58	57	66	73	88	103
計	324	334	355	369	388	418	441	436	450

これに対して、登録施設数については、平成 14 年度が 324 件に対し、平成 22 年度は 450 件となった。平成 14 年度より平成 22 年度まで、増加件数は決して多いとはいえないが、増加傾向にあるといえる。

3. 素泊まりの料金の算定の方法

(1) 宿泊料金と飲食代等が対価の額が明確に区分されている場合

宿泊料金と飲食代等の対価の額が明確に区分されている場合には、1 人あたりの宿泊料金がいくらであるかで判断すればよい。たとえば、宿泊料金が 1 万 1 千円、飲食代が 7 千円、その他の対価が 2 千円の場合には、宿泊料金の 1 万 1 千円に対し 100 円が課されることとなる。また、宿泊料金のみが明確に表示されている場合にも同様に算定することが可能である。このように、対価の額が明確に区分されている場合には、課税の公平性の問題は生ずることはない。

(2) 宿泊料金のみ明確な場合

宿泊料金が明確に区分されて表示されている場合には、当該宿泊料金により宿泊税を課すことが妥当であるといえる。他方で、食事代等の対価の額が不明瞭の金額となる場合も考えられる。

たとえば、特別徴収義務者の提供した役務の対価

の総額が 1 万 6 千円とした場合に、宿泊料金が 1 万 4 千円と表示されたとする。この場合に、飲食代等の対価の額は、2 千円となる。当該飲食代等が、華美的飲食である場合や軽食等の場合等の様々な役務提供を考えられ、必ずしも対価の総額から宿泊料金を控除した額が、その他の対価の額として相当な額が算定されるとはいえない。租税運営配慮の公準⁹⁾の見地からは妥当であるが、租税負担公平の公準に反するようと思われる。

租税負担公平の公準については、当為的税務会計公準¹⁰⁾の性質を有しており、租税においては、負担公平性が最高理念であることが強調されている¹¹⁾。また、菅原〔税務会計〕¹²⁾においても課税の公平性をあげ、所得実質把握の原則があげられている。成道〔税務会計〕¹³⁾においても、課税公平の原則があげられている。このため、租税負担公平の公準に基づくのであれば、飲食代等の対価の額が相当の価額であるか否かが問題となる。したがって、宿泊料金のみが明確に区分表示された場合には、適切な宿泊料金により課税されない場合も生じることがいえる。

また、酒井〔税務会計〕¹⁴⁾によれば、单一性の原則があげられている。单一性の原則において、形式の多様性は許容されるものの、信頼しうる会計記録について、单一化しない実質一元化された会計記録で

なければならないとする。総額主義の原則に基づき売上高が1万6千円の会計記録がなされる。この場合に、領収書等の証憑書類に宿泊料金のみを1万4千円と表示し、その他の役務提供を差額で計算すると、当該差額の役務提供の対価についての検証可能性が損なわれるおそれがある。他方で、売上高が1万6千円に基づいて実質一元化された会計記録がなされ、領収書等の証憑書類という他の形式への表示については、異なる形式により表示することが可能であるようにも思われる。しかしながら、明瞭性の原則¹⁵⁾に基づくのであれば、利害関係者である宿泊者に対し、宿泊税の納税に必要な会計事実を明瞭に表示すべきではなかろうか。少なからず、対価の総額のみを明瞭に表示するか、各役務提供の対価の額を明瞭に表示するかを、企業が自主的に選択し表示すべきであるように思われる。当該選択表示については、富岡〔税務会計〕¹⁶⁾の企業経理非拘束の原則、菅原〔税務会計〕¹⁷⁾の企業自主経理の原則に基づいても妥当であるといえる。

(3) 宿泊料金と飲食代等の対価の額が明確に区分されていない場合

宿泊料金と飲食代等が明確に区分されていない場合には、一定の方法により宿泊料金と食事等の対価の額を按分しなければならない。この場合に、①財務会計の数値を用いて按分する方法と、②管理会計を用いて按分する方法と、政策的配慮等に鑑みた③定額を控除する方法とが考えられる。先行研究において、財務会計と管理会計は【表4】のような性質が異なることがあげられている¹⁸⁾。財務会計においては、決算報告を目的とし、管理会計においては、経営管理を目的としていることが大きく異なる性質であるといえる。したがって、いずれの数値を用いることが妥当であるのか、あるいはいずれの数値を用いることも妥当であるのか、又はいずれの数値を用いることが妥当でなく、定額を控除することが妥当であるのかを検討することとする。

A) 財務会計を用いて按分する方法

財務会計の数値を用いて按分する場合には、宿泊料金に係る売上原価と飲食代等の対価の額に係る売上原価により、按分する方法が考えられる。また、宿泊料金に係る利益と飲食代等の対価の額に係る利益により按分する方法等が考えられる。しかしながら、財務会計においては、「企業価値の推定を通じた投資家による意思決定に積極的な影響を与えて貢献する」¹⁹⁾情報を提供することを目的としている。したがって、企業価値の推定に有用な情報でなければ、各情報を開示する必要もないといえる。財務会計の数値を用いる場合に、宿泊税の算定に用いる情報を利害関

表4 財務会計と管理会計の各特質

財務会計		管理会計
社会的	立場	個別的
公的・一般的	任務	私的・特殊的
社会制度的	組織	内部制度的
決算報告	目的	経営管理
強制的	規制	任意的
拘束性	制約	自由性
固定性		弾力性
外部目的	志向	内部目的
全体的	焦点	部分的
外部報告	報告	内部報告
実績計算	計算	未来計算
他律的	性格	自律的
消極的		積極的
受動的		能動的
過去・現在	時点	現在・将来
外部利害関係者	対象	各層経営管理者
適法性	重視	有用性
正確性		迅速性
精密性		実用性

係者である宿泊者にも情報の開示することが会計基準にもとめられることとなる。宿泊税の算定において、このような体制をもとめられるとなると、法人税法における問題としてあげられている「確定決算基準と逆基準性」²⁰⁾と同様な問題が生じかねないといえる。

具体的には、法人税法において、税務会計の損金算入を認めるには「損金経理」を要件とすることから、財務会計においては減価償却費を100万円計上すべきところを、法人税法上は200万円まで「損金経理」できる場合には、課税上有利となる場合には200万円まで費用を計上する傾向があり、税務会計が財務会計ないし財務会計に不适当に介入することがある²¹⁾。宿泊税条例では、税務会計における宿泊料金に係る費用又は損金の額と飲食代等の対価の額に係る費用又は損金の額において、税務会計における確定申告

に係る財務諸表の宿泊料金に係る費用又は損金の額を過少とすることにより、特別徴収義務者の提供した役務の対価の総額から、過少の宿泊料金の額が算定されることとなる。したがって、宿泊料金に係る費用又は損金の額を過少とすることで、課税上有利となり、税務会計が不当に財務会計ないし財務会計に入するおそれがあるといえる。

他方で、特別徴収義務者の提供した役務の対価の総額は、宿泊者が役務の提供が完了した時点、すなわち、宿泊者が特別徴収義務者の施設の利用が完了した時点で確定するのに対し、宿泊料金に係る費用又は損金の額と飲食等の対価の額に係る費用又は損金の額については、月次決算や確定決算がなされる時点で確定することとなる。したがって、当該費用又は損金の額が確定する時点が、特別徴収義務者が施設の利用が完了した時点に比して、相当期間経過後に確定するため問題が生ずる。これに対し、当該按分割合について、前期の財務諸表の数値に基づいて、按分計算することもできるとの批判が考えられるが、役務の内容に変更がある場合には適切な按分計算を行うことができず問題が生ずることとなる。いずれにしても、特別徴収義務者が適切な宿泊税の徴収を行うことが困難であるといわざるを得ないだろう。

したがって、財務会計の数値を用いる場合には、①財務会計の情報の有用性と宿泊税の算定に用いる情報の有用性が異なること、②宿泊者等が特別徴収義務者の施設の利用が完了した時点において、宿泊料金を適切に算定することが困難であることから、問題が生ずるといえる。

B) 管理会計を用いて按分する方法

管理会計を用いて按分する場合には、経営管理目的で算出された数値により、特別徴収義務者の役務の提供の総額を、管理会計により算定された宿泊料金に係る費用と飲食代等の対価の額に係る費用に按分することとなる。

例えば、活動基準原価計算²²⁾があげられる。活動基準原価計算の場合にはコストプールを設けて、活動作用因に応じて、費用を配賦することとなる。

活動基準原価計算の場合には、何を活動作用因として用いるかが問題となる。たとえば、マーケティング費用の活動作用因を折込広告の回数するか、あるいは企画会議の回数にするかは、原価管理を行う者が自由に設定することが可能である。また、いくつかの経営管理用の原価が算定されることも考えられる。

このように、管理会計においては、管理会計を用いる者（特別徴収義務者）の恣意性が高く、客観性に欠けることがあげられる。

また、このような複雑な原価計算を用いることは、成道〔税務会計〕²³⁾による便宜性の原則に反すること

にもなり、妥当性に欠けるといえる。

したがって、財務会計よりも恣意性の高い管理会計の数値により宿泊料金を算定することは、便宜性の原則の見地から妥当でないと考えられる。

C) 定額を控除する方法

a) 現物給与の指標を参考とする方法

定額を控除する場合には、どのような数値を用いるかが問題となるといえる。

所得税法36条は「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」と規定している。

このため、役員や使用人し支給する食事等については、原則として給与所得に該当すると解される。他方で、国税庁のHPのタックスアンサーにおいて、「現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食当たり300円（税抜き）以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。」²⁴⁾と公表されており、1食あたり300円（税抜き）を指標とすることが考えられる。

しかしながら、宿泊税条例の趣旨に鑑みれば、現物給与の指標を参考にした場合、一定の額を設けるにしては低額のように思われる。

宿泊税の課税対象から宿泊料金が1人1万円未満の宿泊が除外される理由としては、修学旅行やビジネス利用等の観光目的以外の宿泊については、できるだけ税負担を求めるないように配慮したものと解されている。他方で、所得税基本通達36-38の2は「使用者が役員又は使用人に対して支給した食事（36-24の食事を除く。）につき当該役員又は使用人から実際に徴収している対価の額が、36-38により評価した当該食事の価額の50%相当額以上である場合には、当該役員又は使用人が食事の支給により受ける経済的利益はないものとする。ただし、当該食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した残額が月額3,500円を超えるときは、この限りでない。」とする。このため、役員や使用人に支給する食事等の価額のうち、当該価格の50%相当額以上を徴収している場合には、経済的利益に含まれないと解す。

したがって、現金の食事代の補助を行う場合には300円（税抜き）以下の金額について、経済的利益に含まれないと解したにすぎない。食事代の負担について300円を超える全ての食事代の負担が、経済的利益に該当するものではないと解されている。よって、宿泊料金から控除すべき指標として用いること

は妥当でないといえる。

b) 交際費等の指標を参考とする方法

法人税法は交際費等の規定を設け、一定の制限を設け、その一部のみを損金算入を認めている。租税特別措置法施行令 37 条の 5 第 1 項において「法第六十一条の四第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する飲食費として支出する金額を当該飲食費に係る飲食その他これに類する行為に参加した者の数で除して計算した金額とし、同号に規定する政令で定める金額は、五千円とする。」と規定する。交際費等の範囲から除外される飲食代等については、1 人当たり 5,000 円以下の飲食費とされる。

交際費等の範囲から除外される飲食代については、法人の営利活動において通常要する必要経費の範囲で行われる接待費であると考えられるといえる。また、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の中小企業者については、定額控除限度額が設けられており、その一部が損金算入することが認められている。

交際費課税制度における必要経費として認められる範囲である 5,000 円を、宿泊料金から控除される飲食等の対価の額の数額として用いることが考えられる。

しかしながら、一般的に法人税法上の交際制度は、法人が冗費・濫費する交際費等を抑制するために設けられた制度であるといわれる。これに対して、そもそも法人税法が企業の不当な経費を抑制する役割を担うべきであるか否かは、見解が分かれることもあると考えられる。この点については、別稿に譲るものとする。

他方で、交際費課税制度において、料亭等で行った会議の費用については、その相手方、会議の内容等の一定の要件を充足することによっては、交際費等には該当せずに損金経理が認められると解される²⁵⁾。このように、交際費課税制度においても、現物給与と同様に一律に 5,000 円を基準に損金経理を判断しているとはいはず、その交際費等の実態に応じて判断しているに過ぎない。

したがって、宿泊料金から控除すべき指標として用いるには妥当性に欠けるといえる。

c) 外食費等の指標を参考等する方法

一定の額を控除する数値として、経済環境の動向を考慮した方法が考えられる。

ホテル産業の 2013 年の客単価見込みにおいて、ランチは 2,900 円～3,900 円とディナーは 7,700 円～8,700 円となっている²⁶⁾。また、2013 年の総世帯の 1 か月当たり年平均 1 か月の外食の金額について 11,755 円、勤労者世帯について 14,762 円となる²⁷⁾。

また、総務省の住民記帳台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数によれば、1 世帯平均構成人員は 2.31 人となる²⁸⁾。これらの数値を参考にすると、「世帯の 1 か月当たり平均 1 か月の金額 ÷ 1 世帯平均構成人員 = 1 人当たりの外食の金額」となり、5,088 円となる。勤労世帯に着目した場合には、同様に算出した結果が 6,390 円となる。

ホテル産業のディナーの単価が 8,000 円前後であるのに対し、1 人当たりの 1 か月の外食の金額が、5,000 円程度ないし 6,000 円程度となる。これらの数値を比較するに、ホテル産業のディナーの単価は、1 人当たりの 1 か月の外食の金額を上回り、一般的なディナーより華美なものであるといえる。少なくとも、宿泊料金が 1 万円未満を課税免除とした趣旨である大衆課税にならないようにすること²⁹⁾に鑑みれば、飲食等の対価の額は、勤労世帯に着目した 1 月の 1 人当たりの外食費である 6,390 円を上回るものであることが妥当であるといえる。また、飲食代等の対価の額については、①宿泊に伴い飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用その他これらに類する利用行為の対価に相当とする額、②消費税、地方消費税その他の税金に相当する額、③立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額、④知事がこれらに準ずるものと認めるものに相当する額を除いた金額とされ、飲食等の対価以外も含まれる。このため、少なからず、飲食等の対価の額を上回る価格の設定が求められることがいえる。よって、飲食等の対価の額は、6,390 円を上回るものであることが妥当であるといえる。

ホテル産業のディナーの額に着目した場合に、8,000 円前後の客単価が見込まれている。また、大衆課税にならないような配慮を行う必要に鑑みると、ディナーの客単価が 7,700 円～8,700 円を越える 9,000 円が妥当な数値であるように思われる。

これに対し、そもそも飲食等の対価の額は、ディナーの対価に比し、より広範囲であり、好興、施設(客室の利用を除く。)の利用等の対価の額が含まれている。これらの費用の額がディナーの対価の額より、高額のことが多々あり、これらの役務の提供の対価の額も考慮すべきであるとの批判的な見解が考えられる。たしかに、特別徴収義務者の施設の利用に付随するサービスは多岐にわたり、当該サービスの対価の合計額を、単純にディナーの客単価のみで決定するのは端的すぎるともいえる。しかしながら、第一次的には、特別徴収義務者は、これらの役務の提供の対価の額について明瞭に表示し、適正な宿泊税の算定基礎となる情報を宿泊者に公表すべきである。他方で、これらの数値が経営管理上、重要な数値であることも多々あり、第三者に容易に公表できない情報であることも考えられる。法人等が会計責任を負ってい

るのに対し、これらの数値は必ずしも明瞭に表示する必要がなく、財務諸表の一構成要素に過ぎない。特別徴収義務者は宿泊料金の算定基礎となる情報を公表する義務がないため、宿泊者は適正な宿泊税が課されているのか否かの判断が容易でないといえる。

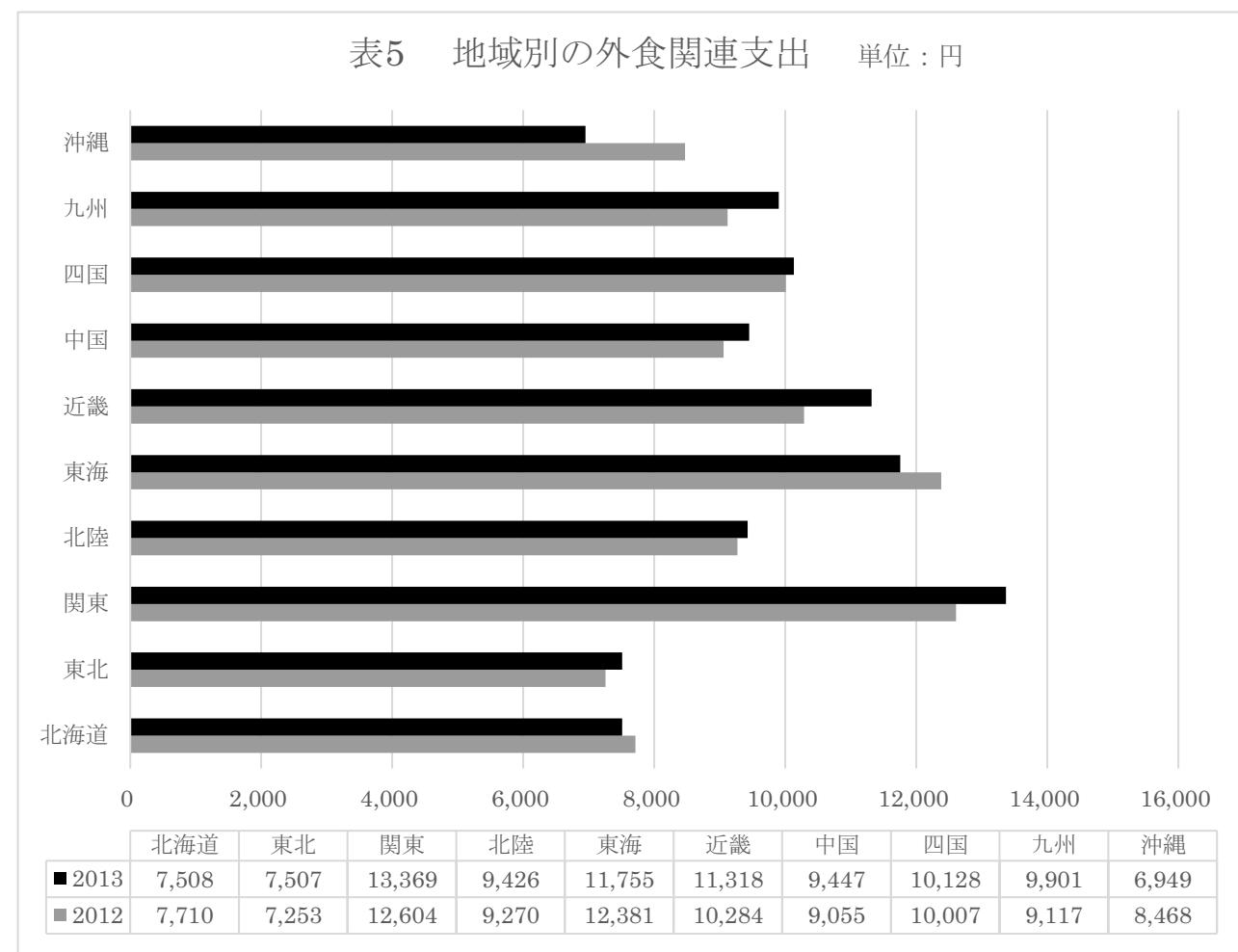
このため、一定の数値の控除額が設けられることによって、宿泊者が特別徴収義務者に対して適正な宿泊税を納付し否かを判断することが容易となるといえる。

定額を控除する方法において、税務会計上の租税運営配慮の公準³⁰⁾による要請であるようにも思われる。宿泊料金の計算手続が煩雑化する場合には、特別徴収義務者と税務行政機関との判断の相違の介在を回避し、企業の納税上の便宜と税務行政上の円滑化を図ることができる。この結果、計算が明瞭化され客観性を確保することが可能となるといえる。菅原〔税務会計〕³¹⁾によれば、恣意性排除の原則による要請であるといえる。課税の公平性を実現する倫理原則としてあげられている。宿泊税の算定に恣意性が与えられると、特別徴収義務者としてはできるだけ税金を安くし、税務行政庁側としてはできるだけ税金を高くしたいという心理的作用が働くとの批判的な見解が考えられる。宿泊に伴い飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する利用行為の対

価に相当とする額について、具体的な額が明確でない場合には、恣意性が生ずるため、恣意性排除の原則に反するといえる。また、測定基準明瞭性の原則³²⁾において、測定基準の明瞭性がもとめられる。したがって、宿泊に伴い飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する利用行為の対価に相当とする額を、どのように測定するのかを、明瞭に条例に規定することがもとめられるといえる。このため、宿泊料金から一定の額を控除することにより、宿泊料金の算定が明瞭となり、測定基準明瞭性の原則に合致するといえる。

また、課税関係について、すべての企業取引を事実認定でもって課税関係を律すると、その処理が煩雑になることを理由に、成道〔税務会計〕³³⁾による便宜性の原則がもとめられている。宿泊に伴い飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する利用行為は、そのサービスの内容が多岐にわたることから、事実認定をもって課税関係を律することが、かえって特別徴収義務者と課税行政府の混乱を招きかねない。また、宿泊料金とそれらの対価が明瞭に区分されていない場合に、どのような数値を用いて按分するかで、特別徴収義務者と課税行政府の見解が相違することが生じかねない。これに対し、一定の額の控除することは事実認定を要せず、按分方法等の見

表5 地域別の外食関連支出 単位：円



解の相違が生ずることもないため、便宜性の原則に合致するといえる。

d) 他の地域における外食費等を指標する場合の留意点

他の地域における外食等を指標とする場合には、地域性や飲食等の対価の内容に配慮すべきであると考えられる。

宿泊税条例と同様の条例を、他の地域で施行した場合に、控除額を必ずしも 9,000 円とすることが妥当であるとは結論付けられないようにも思われる。

たとえば、【表 5】の地域別の外食関連支出に基づけば、関東と沖縄では 2 倍程度の外食関連支出に乖離が生じている。このような経済環境を反映させるのであれば、飲食等の対価の額については、沖縄の地域では過少となるはずあるとの批判的な見解が考えられる。これに対して、そもそも宿泊税を納税するのは観光客であり、他の地域から訪れた者であるのだから、地域の経済環境を必ずしも反映させることができるとはいいきれないとも考えられる。地域性を考慮する場合には、観光客の住所地等を考慮すべき項目となる。海外観光客が増加する我が国において、観光客の住所地等を考慮して飲食等の対価の額を設定することは、極めて煩雑であり、当該調査費用を上回る効果が期待できるのか、いささか疑問である。また、租税債務の性質は不特定多数の納税者の納税手続等を迅速に処理することが求められている。したがって、本論における飲食等の対価の額も、相当程度に迅速に設定できる数値を利用せざるを得ないといえる。そのうえで、経済環境を相当程度に考慮した租税制度を構築することが望ましいであろう。このため、ある特定の地域に限定し、飲食等の対価の額を設定することは、相当程度の理解を得られると考えられる。

他方で、【表 6】を参考とすると、外食の内容の内訳によって、消費額が大きく異なっていることが分かる。飲食等の対価の額の定額控除が認められると、明確な区分を表示せずに安価な飲食を行った場合には、課税上有利となり、問題が生じかねない。具体的には、宿泊税条例を参考とした場合に、特別徴収義務者に対して 2 万円の対価を支払い、特別徴収義務者がファーストフード店等の安価なハンバーガー（以下、「ハンバーガー」と略す。）を提供したと仮定する。この場合に、定額（本論で論じた 9,000 円と仮定する。）を控除した場合には、1 万 1 千円となる。他方で、特別徴収義務者が明確な区分を表示せずに高級和食を提供した場合にも、同様な素泊まりの料金が算出される。経済的な実態に鑑みると、ハンバーガーが提供された宿泊者は、少なからず高級和食を提供された宿泊者に比して、高価な客室が提供されるこ

表 6 1 世帯当たりの年間の外食の消費金額

単位:円

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
日本そば・ うどん	5,085	5,052	5,061	5,430
中華そば	5,950	5,710	5,431	5,929
他のめん 類外食	1,766	1,806	1,736	2,014
すし(外 食)	11,489	11,723	11,055	12,113
和食	20,589	20,690	20,965	21,389
中華食	4,328	4,029	4,043	4,631
洋食	15,450	14,968	15,089	16,686
ハンバー ガー	3,795	3,909	3,561	3,568
他の主食 的外食	52,052	50,219	53,533	52,823
喫茶代	5,114	5,156	5,124	5,519
飲酒代	25,920	26,228	25,125	26,537

とが通常である。高級和食を提供する飲食店は課税上、不利な立場を強いられかねない。また、観光資源が比較的高価な観光食材である場合には、かえって地域の経済環境に不利な影響を与えかねず、地域住民の理解を得られにくいのではないかとの、批判的な見解が考えられる。具体的には、特別徴収義務者が比較的高価な観光食材を提供した場合には、安価な食材を提供した特別徴収義務者と同額の定額の控除しか認められず、課税上、不利な影響を受けることとなる。これに対して、高価な飲食等の対価の額が発生する場合には、その対価を明確に区分し、宿泊者が不利な課税がなされないように配慮すれば足りるのではないかとの反論も考えられる。

また、安価な飲食等を行えば一定の額の控除が期待できるといえるため、租税回避を行うことも容易であるのではないか、との批判的な見解が考えられる。たしかに、宿泊者が、特別徴収義務者の提供する安価な飲食の提供を受け、当該飲食の目的物である食品を破棄し、他の施設の高級料理店で飲食をする等して、租税回避を行うことが可能である。宿泊税条

例は税率が低いため、このような租税回避を行うことが考えにくい。しかしながら、税率が高い宿泊税を施行した場合には、租税回避の手段として用いられることも考えられるであろう。

このように、宿泊税条例を他の地域で施行する場合には、地域性を考慮しなければならず、地域の経済環境を分析すべきであると考えられる。そして、特別徴収義務者の理解が得られやすい租税制度の構築が求められることになることを留意すべきだろう。

4. 宿泊税の計算方法の提起

宿泊税条例における宿泊税の計算方法においては、原則として、特別徴収義務者の提供した役務の対価の総額から飲食等の対価の額を控除した金額を宿泊料金として算定し、税率を算定することが妥当であるといえる。例外として、特別徴収義務者の提供した役務の対価の総額から 9,000 円を控除した金額を宿泊料金と算定し、税率を算定することが妥当であるといえる。

5. 宿泊税における今後の課題

宿泊税条例における宿泊税については、特別徴収義務者の提供した役務の対価の総額から飲食等の対価の額を控除した金額を宿泊料金として算定することとなるが、控除する額が明確に算定できないことが多い、問題が生じている。

東京都以外の道府県において、同様な宿泊税を施行する場合には、課税標準となる宿泊料金を容易に算定することができるよう配慮すべきであるといえる。しかしながら、特別徴収義務者の提供した役務の対価の総額に対し宿泊税を課すべきなのか、素泊まりの宿泊料金に宿泊税を課すべきなのか、全ての宿泊者に均一に宿泊税を課すべきなのかという、課税標準をどのように設けるべきであるか否かの検討をすべきであるといえる。

この点、課税対象を素泊まりの宿泊料金にすることで、特別徴収義務者の施設の宿泊以外の役務の提供の抑制を防止することが可能となり、特別徴収義務者の理解を得やすいといえる。しかしながら、宿泊料金の算定に不明確な要素が混在する場合には、特別徴収義務者がその算定方法を選択するのに、少なからず労力を要することもある。このような労力を減少させるには、全ての宿泊者に一律に宿泊税を課すことも妥当であるといえよう。他方で、全ての宿泊者に一律に宿泊税を課す場合には、担税力の乏しい修学旅行の学生等からも、宿泊税を徴収することになり、問題があるようにも思われる。

あとがき

平成 14 年 10 月 1 日に施行された宿泊税条例であ

るが、施行後 10 年以上を経過するに至っている。国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的として施行された。

今後、地方公共団体が東京都のような観光税を創設することを検討することも必要となるであろう。しかしながら、観光税を創設する際には、課税標準の算定方法が不明確であると、納税者の公平に反するおそれがある。また、納税者（特別徴収義務者）はどのように税額を確定すべきか、どのように租税を納付すべきか混乱を生ずることとなる。

地方都市においては、高級なビジネスホテルや複合機能を有するホテル等が多い東京都と異なることがあげられる。宿泊税条例と同様に宿泊料金に課税する場合には、宿泊料金の対価の額の範囲を、条例において明確にし、容易に算定することができるよう配慮すべきである。また、地方都市の観光資源の特質等も考慮して、課税標準を明確に設定すべきであるといえる。

したがって、地方公共団体が観光税を創設する場合には、いかに明確に税額を確定する算定方法を確立するかが重要であるといえる。課税の公平性の見地から、税額を確定する算定方法を明確にすることが望ましいといえる。

参考・引用文献

- 1)犬田剛：農林漁業体験民宿の登録公課と実態の一考察－新潟県南魚沼市の実例－,観光まちづくり学会誌,vol.12,pp.51-56,2015.
- 2)東京都主税局：宿泊税 10 年間の実績と今後の在り,p.3,2012.
- 3)東京都主税局：前掲注 2) p.9.
- 4)野口悟：東京都宿泊税の創設について,旬刊国税解説速報 vol.42,No.1574,p.40.2002.
- 5)富岡幸雄:税務会計学原理,中央大学出版部 pp.565-571,2003.
- 6)富岡：前掲注 5)pp.1084-1098.
- 7)富岡：前掲注 5)pp.601-608.
- 8)富岡：前掲注 5)pp.553-565.
- 9)富岡：前掲注 5)pp.565-571.
- 10)富岡：前掲注 5)p.542.
- 11)富岡：前掲注 5)p.546.
- 12)菅原計:税務会計学通論,白桃書房,pp.20-21,2010.
- 13)成道秀雄:税務会計－法人税の理論と応用－,第一法規株式会社,p.14,2015.
- 14)酒井克彦：プログレシップ税務会計論,中央経済社,pp.23-24,2014.
- 15)酒井：前掲注 14),p.19.
- 16)富岡：前掲注 5)pp.1188-1276.

- 17)菅原：前掲注 12)pp.23-25.
- 18)新井清光：会計公準論（増補版）,中央経済社,p.6,1969.
- 19)斎藤静希編：討議資料 財務会計の概念フレームワーク,中央経済社,pp.73-74,2007.
- 20)大城建夫：税務会計の理論的展開,同文館出版株式会社,pp.32-34,2006.
- 21)成道：前掲注 13)p.32.
- 22)櫻井通晴：管理会計,同文館出版,pp.347-354,2015.
- 23)成道：前掲注 13)p.20.
- 24)国税庁 HP:
<http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2594.htm>
- 25)森田政夫：平成 22 年版 問答式 交際費・寄附金等の税務と会計,清文社,p.160,2010.
- 26)阿部界：外食産業マーケティング便覧 2013 No.2,株式会社富士経済,p.250,2013.
- 27)株式会社矢野経済研究所：外食産業マーケティング総覧 2014 年版,株式会社矢野経済研究所,p.51,2014.
- 28)総務省：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び出生数,p.6.
- 29)野口：前掲注 4)p.40.
- 30)富岡：前掲注 5)pp.565-571.
- 31)菅原：前掲注 12)pp.21-22.
- 32)菅原：前掲注 12)pp.22-23.
- 33)成道：前掲注 13)p20.

参考・引用図

- 表 1)東京主税局：前掲注 2)p.7.
 表 2)東京主税局：前掲注 2)p.8.
 表 3)東京主税局：前掲注 2)p.8.
 表 4)新井：前掲注 18)p.6.
 表 5)株式会社矢野経済研究所：注 27)p.52.改編.
 表 6)株式会社矢野経済研究所：注 27)p.53.改編.

(2015.12.29 受理)

A study on the rates and the tax rate in Tokyo accommodation tax ordinance
 Norio Hasegawa

This paper was examined rates of Tokyo accommodation tax ordinance.

When the calculation of rates, are present uncertain elements.

It may be difficult to distinguish the amount of the consideration of food and drink such as the room rate.

For uncertainties, it is reasonable to deduct a certain amount.

観光による内発的地域振興を担う「温泉旅館」 —福島県天栄村「大丸あすなろ荘」に着目して—

安本 宗春¹

¹正会員 生物資源科学博士 東北福祉大学 (〒340-0015 埼玉県草加市高砂2-3-19-202)
E-mail:muneharu.yasumoto@gmail.com

内発的地域振興の活動主体の中で「温泉旅館」は、地域産業連環の基軸となる事業展開を行うことができる。これは「温泉旅館」が、持続的に需要がある温泉資源を所有し、地域社会からの信用や信頼を得ていることが多いからである。そのような「温泉旅館」は、観光客を受け入れる施設でもあることから、地域と観光客を結ぶ仲介者としての役割を果たすのである。また、持続的な事業展開を行うために再投資を行い、地域内の資金が循環する。本論文では、この事例として、福島県天栄村にある「大丸あすなろ荘」に着目し、既存研究を踏まえ、「温泉旅館」が、地域と観光客との仲介者としての役割を果たすことについて論じた。その際、地域内にある従来の文化等が再構築されることも、観光を手法とした内発的地域振興の効果であることを示した。

Key Words: Indigenous Regional Development, Tourism Development, Mediator

1. はじめに

本論文は、「温泉旅館」が地域と観光客とを仲介する役割について検討することを目的とする。日本の非大都市圏において、地域に根差した内発的な地域振興(以下、内発的地域振興)への重要性が高まっている。この手段として観光への期待が大きい。観光産業は、地域内で生産、加工した商品やサービスを観光客に提供できるからである。このように、地域内産品を観光客に提供することが、地域内での附加価値率を高める。

内発的地域振興の活動主体の中で「温泉旅館」は、産業連環を導く基軸となる事業展開を行うことができる。これは「温泉旅館」は、持続的に需要がある温泉資源を所有し、地域社会からの信用や信頼を得ていることが多いからである。そのような「温泉旅館」は、観光客を受け入れる施設でもあることから、地域と観光客を結ぶ仲介者としての役割を果たすのである。また、持続的な事業展開を行うために再投資を行う。「温泉旅館」が、地域と観光客の仲介者としての役割を果たす「創造的な事業」¹を展開することにより、地域の伝統・文化を創り変えていく「伝統の再創造」²を導くことができるのである。

本論文では、この事例として、福島県天栄村にある「大丸あすなろ荘」に着目した。この理由は、①「大丸あすなろ荘」は「温泉旅館」の中でも歴史が

長い、②「大丸あすなろ荘」の経営者は代々継承されている、③「大丸あすなろ荘」の社長が「日本秘湯を守る会」の会長である、④「日本秘湯を守る会」は創業100年以上の歴史を有する「温泉旅館」が多く加盟する、ことがあげられるからである。

以下は、既存研究を踏まえ、内発的地域振興の手段として観光が、地域と観光客との仲介者としての役割を果たすことについて検討を試みた。これらの理論研究から2015年3月と8月に実施した「大丸あすなろ荘」への実態調査を踏まえ、観光を手法とした内発的地域振興を担う「温泉旅館」が地域と観光客とを仲介する役割について論じた。

2. 地域振興手段としての観光

(1) 発展なき経済成長の功罪

第二次世界大戦以降の日本は、短期間で世界第二位の経済大国へと成長した。しかし、非大都市圏の各地域を俯瞰すると、「国土の均衡ある発展」に成功したとはい難い。非大都市圏では、国家政策のもとに財政資金によるインフラ整備と企業誘致という手法により地域振興が図られてきた。これは、地域振興の推進主体が、開発拠点を指定する国、地方に進出する企業などであり、地域外への依存度が高い方法であった。この地域振興策は、短期間に大き

な成長を遂げようと経済的側面を重要視したものであり、生産要素³(資本、労働、土地)のうち、資本を地域外に依存するので、資本を有していない地域でも目覚ましい地域振興が可能であった。西川(2009)は、地域開発の観点から日本を含め途上国、先進国を問わず「中央政府が政策を決定し、その政策にもとづいて全国一律の開発行為を行うことは必ずしも現実的でない」⁴と述べ、地域性や時代背景等により、その手法は様々であるべきことを指摘している。この政策は、全国一律であったがために地域への定着性や地域内の産業基盤を活性化させる側面が不十分であった。

以上のような地域振興への反省から、地域に根付き定着性がある地域振興のあり方に対する重要性の認識が高まった。例えば、清成(1990)は、「地域間格差が拡大するなかで、外部依存の再生に期待できない地域が全国に広がっている」⁵と述べ、地域内からの自律的な活動を展開することの必要性を提唱している。このような地域振興については、「内発的発展論」、「内発的地域開発」などと称し、研究が進められている。以下本論文では、このような地域振興を内発的地域振興と呼ぶ。これは、鶴見和子が日本で最初に提唱した「内発的発展」の概念⁶を踏まえたものである。鶴見(1999)は、「内発的発展を『それぞれの地域に適合し、地域住民の生活の基本的必要と地域の文化の伝統に根ざして、地域の住民の協力によって、発展の方向と道筋をつくりだしていく』という創造的な事業」と特徴づけたい」⁷と述べ、それぞれの地域の状況に適う活動展開が重要であると指摘している。また、地域振興について小川(2013)は、「地域経済の発展や雇用の拡大、定住人口の増加など経済的な効果と、住民生活の向上・維持、コミュニティの形成・拡大、文化の形成・継承など社会的・生活的な効果」⁸と述べ、経済的側面と社会的側面を興すことと指摘している。経済的側面は、地域振興を創出された雇用や向上した所得である。そして、社会的側面は、地域情報の地域外発信、人的交流による地域住民の一体感の醸成、人材育成、地域の知名度アップによる地域の誇りづくりをあげている。この両側面は、実業家や社会活動家など目的や立場により主張が異なる。しかし、両側面とも地域振興には欠かせない存在であることを主張している。

清成(2010)は、地域振興の方法として「①地域の産業振興、とくに新産業の創出、②企業誘致、③財政依存」⁹の3つの方法をあげ「地域に立脚する産業を振興し自立するしかない、既存産業の活性化や新産業の創出である」¹⁰と述べ、本来の地域振興には、地域内から自律的な産業振興を図っていくことが求められていることを指摘している。このような産業振興の観点から清成(2010)は、「内発的地域振興型は『草の根』レベルで展開する活動であるから、地域住民の中に地域に関心をもつ者が多くなる。そして、参加による達成経験を通じて多くの人々が地

域振興のノウハウを蓄積することが可能になる。その結果、地域振興の継続性が強まる」¹¹と述べ、地域内からの自律的な活動が、自らの成長を導くことの重要性を指摘している。

上記の論者の指摘を整理すると、①地域内からの活動により地域社会の維持、②地域内の資源活用による産業振興、③地域内の意思決定による自律的かつ持続的な活動、が内発的地域振興に必要な条件であるといえる。すなわち、内発的地域振興は、①地域情報の地域外発信、地域の誇りづくり、人材育成など社会的側面、②地域経済の発展や雇用の維持・創出といった経済的側面、の展開の過程が重要であることがわかる。

(2) 「伝統の再創造」と内発的地域振興

内発的地域振興に関するいくつかの先行研究では、内発的地域振興は閉じられた開発とは異なることを指摘している。例えば、川勝(1999)は、「内発的発展論は創造の過程」¹²として「外部との出会いがきっかけになり、刺激となって、外的要素と自己との緊張関係をとおして、うちにある可能性が創発する」¹³と述べ、地域内外の相互作用から導き出される活動の重要性を指摘している。また、清成(2010)は、「外部の異質人材との交流は知的摩擦をひき起こし、新たな知的創造を可能にする」¹⁴と述べている。

地域内の自律的な活動と地域外との相互作用が存在することにより、従来からの活動の再構築が可能となるのである。つまり、内発的地域振興の「内発的」とは、地域外との関係を絶つ内向き的な地域振興とは異なり、地域外との相互作用から既存の取り組みが再構築されることなのである。

この再構築について鶴見(1989)は、「内発的発展には、文化遺産、またはもっと広くいえば伝統のつくりかえの過程が重要である」¹⁵と述べ、これを「伝統の再創造」¹⁶と定義している。そして鶴見(1989)は、伝統について「ある地域または集団において、世代から世代へわたって継承されてきた型(構造)」¹⁷と述べ、地域内における価値観や関係性、その地域の内で生産されるものと指摘している¹⁸。これらの「型」を地域外との相互作用から新たなものを再構築していくことが内発的地域振興なのである。また、市井(1972)は、「伝統の革新」という言葉を用いて、「新しい伝統が創造されるのは、一次的な旧伝統が定例化・形骸化して、新しい社会的諸条件に対処しえなくなった状況のなかから、二次的な伝統として(つまり旧伝統の新しい形態での復興というかたちをとつて)ほとんどつねにあらわれる」¹⁹と述べ、一度形成された伝統は必ずしも不变的なものではないことを指摘している。

内発的地域振興は、経済、社会、文化、環境などあらゆる側面を包摂しながら地域を活性化させる意義を持つものである。これは、地域内の活動主体が、地域を取巻くさまざまな状況に対して、「発展の方

向と道筋」²⁰を連続的に創りだして展開していくものである。知識や経験の蓄積・更新を経て活動を展開することが「伝統の再創造」なのである。この「伝統の再創造」は、地域内の活動主体が、地域外との交流・相互作用を通じて、地域振興に必要な知識等の蓄積や自らの意識改革などを再構築し継承していくことである。

3. 観光を手法とした内発的地域振興

(1) 観光を手法とした内発的地域振興の可能性

観光は、人口が減少し産業活力が停滞している非大都市圏の内発的地域振興の手段として有効といえよう。例えば、増田(2000)は、非大都市圏における観光振興の意義や効果について「観光資源を有効活用することによって、地域の雇用や所得を創出するという経済的意義」²¹と「観光客と地域住民とのふれあいによって、新たな地域文化の発見や市民文化が高揚されるという社会的意義」²²と述べ、双方の側面を踏まえ取り組んでいく必要性を指摘している。

石森(2011)は鶴見等の「内発的発展論」を踏まえ、「内発的観光開発は地域社会の側がみずから意思や判断で外部の諸要素を取り込んだり、それらとの連携を図ることによって、よりよい成果を生みだす試み」²³と述べ、地域内からの活動の過程に地域外との相互作用があることにより、達成できるものであると指摘している。森重(2014)は、観光振興の推進について「都市に比べて交流機会の少ない農山漁村が外部資源を獲得する、あるいは地域社会の開放性を高める手段」²⁴と述べ、観光振興を推進することは、地域内の活動主体が地域外と交流・相互作用を図るために有効であることを指摘している。

このように観光は、地域外との相互作用により地域振興を展開する手段なのである。これは、鶴見(1989)が、「内発的発展の事例研究は、小さき民の創造性の探究である。そして、さまざまな地域の内発的発展の試みを、国を超えて地球規模で、徐々に結び合わせてゆく方法を、事例の中から考えてゆくことは、これから課題である」²⁵と述べ、地域外への波及性や関係を構築しつつ内発的地域振興を推進するための方法が、今後の課題であることを指摘している。また清成(1990)は、「地域の自立性を強めなければいけないが、今日の地域は、外に開かれた地域でなければならない。情報や人の交流は不可避であるし、地域間分業も否定できない。むしろ、自立を基礎とした地域の連帶が必要であり、地域間ネットワークの形成が望ましい」²⁶と述べ、開かれた取り組みを推進することが望ましいことを指摘している。

以上のような指摘を踏まえ、非大都市圏における内発的地域振興の手段として観光が考えられる。内発的地域振興の手段として観光は、小規模な地元資本による事業が可能であり地域の伝統文化の維持・

再構築、地域魅力の再発見といった可能性も併せ持つからである²⁷。例えば、島川(2010)は、「観光振興のおかげで、失われつつあった伝統芸能や民俗文化を残すことができた例は、世界中に数多く報告されている」²⁸と述べ、観光客との相互作用があることにより、地域の新たな可能性を導きだすことが可能となるとしている。また、非大都市圏が大都市圏からの交流人口を受け入れることについて大橋(2010)は、「ツーリズムは所得の再配分を可能にする」²⁹と述べている。つまり観光は、地域資源を活用し地域外からの需要により地域内需要の減少を補完する手段となる。また、観光は、地域内の産業連環の構築により、付加価値が高い産業振興を展開することができるるのである。例えば島川(2002)は、「観光開発を行なうことによって、他の産業の需要喚起になり、地域の経済の底上げすることができる」³⁰と述べ、この波及効果を「観光のリンクエージ効果」³¹と定義している。

内発的地域振興に有効な観光素材として温泉がある。日本人の温泉利用の歴史は、長期にわたり、安定的な観光素材といえる。JTB 総合研究所(2014)は、「わが国で最もポピュラーな観光地は『温泉観光地』」³²と述べ、古くから日本人が温泉旅行があつたことを指摘している。また、公益財団法人日本交通公社(2015)は、「行ってみたい旅行タイプ」に関して 2000 年から 2015 年までの調査結果を踏まえて「『温泉旅行』『自然観光』『グルメ』は、どの年代においても男女にかかわらず高い」³³ことを指摘している。一部ではあるが、温泉には観光客からの根強い支持があると考えができる。

以上から観光は、地域内の活動主体が、地域の潜在的な価値・魅力といった地域資源を商品・サービスとして活用し、地域外との交流・相互作用を促進する手段として位置づけられる。このプロセスにより、潜在的な価値・魅力を引き出すことができるるのである。このように、地域の内と外との交流・相互作用を促進する観光は、鶴見が指摘する「徐々に結び合わせてゆく方法」³⁴を試みることが可能という点で有効な手法といえる。その中でも、温泉旅行は安定的に需要が見込める分野といえよう。

(2) 観光を手法とした内発的地域振興と仲介者としての「温泉旅館」

観光を手法とした内発的地域振興は、地域への定着性や事業の持続性を持つ事業者が重要であろう。ここでは様々な観光の資源の中でも古くからある「温泉旅館」の特徴や地域への定着性等について検討する。

まず、創業 100 年以上の歴史を有する事業者を「長寿企業」、「老舗」と位置付けた調査・研究によると、「温泉旅館」の割合が多く地域に根差した事業展開を行っていることが明らかとなっている。例えば、2012 年に東京商工リサーチは、自社の企業データ(約 224 万 3,000 社)のうち、2 万 7,441 社³⁵

が「長寿企業」に該当するとしている。これを業種別に整理すると「旅館・ホテル」が2位(624社)であり、「業歴の上位30社のうち、ほぼ半数の13社が湯治場の老舗旅館だった。千年以上も前から温泉が町を興し、地域の中心に育っていた」³⁶とまとめている。「長寿企業」に関する調査・研究を俯瞰すると、地域に根差し長期的に需要がある温泉を資源として活用する「温泉旅館」の割合が高いことがわかる。

東京商工リサーチが実施した調査結果を踏まえ田村(2014)は、「老舗企業には『企業は社会の公器』という概念が強く、地域社会や自然との共生で企業が成り立っているという思想が形成され、経営者の思想にも継承されてきた」³⁷と述べ、経営者が地域社会から評価されていることの重要性を指摘している。地域社会からの信用・信頼を得ることにより横澤(2012)は、「老舗は代々地域密着性が高く、周囲を大事にして信頼関係を築いている事例が多い」³⁸と述べ、地域からの関係性が重要であることを指摘している。これは、「企業は社会の公器」³⁹といった経営者の意思も継承していくことにより、築き上げていくものである。つまり「長寿企業」と位置付けられる「温泉旅館」は、地域に根差した関係性を構築する事業展開を行っている。

このような関係性についてナン(2008)は、様々なネットワークの形成プロセスを踏まえ「関係性が取引において利潤を生み出せば、その関係性は、維持される。そうでなければ解除される」⁴⁰と述べつつも、双方の信頼などの社会的側面が極めて重要であることを指摘している。つまり、資源の取引の数量のみでは計れない双方の関係性が、地域内の連環・連携には重要なのである。したがって、地域内の連環は、地域振興の社会的側面があるからこそ、経済的側面が活性化するものと考えられる。

「温泉旅館」は、このような地域に根差した事業展開から、地域内の連環や連携が構築され、時間とともに地域の伝統・文化として構築していくのである。例えば、日本温泉文化研究会(2011)は、東北地方独自の人形である「こけし」を事例にあげ「旅宿で使用する盆や椀などの需要があったからそこに住み着くようになり、副業としてこけしを製造するようになった」⁴¹と述べ、旅館との連環から生まれた商品が、長い時間を経ることにより地域文化となつたことを指摘している。また、古池(2007)は、温泉旅館を介して「既存産業の高付加価値化を含め、内発的な活力をみいだす」⁴²ことを指摘している。つまり、「温泉旅館」が、地域で生産・加工された商品を使用することにより、地域連環を確立している。このように、地域内の付加価値が高め、観光客と地域とを仲介する役割を果たしていくのである。

近年では、地域外の経営者に依拠することにより、旧来の良さが喪失してしまう場合がある。この一例として、多額の負債を抱えた旅館等を再生させる「星野リゾート」の取り組みについて桐山(2008)は、

旅館が抱えている負債の清算と経営者の退陣を行い「残された従業員と共に、新たに派遣された支配の下、採算性を重視し、運営目標を一つに選択・集中して短期間に再生をおこなう」⁴³と述べている。このような方法で再生した旅館について、桐山(2008)は、「常連客が知る以前の形とは全く異なった形で存続せざるを得ない」⁴⁴と述べ、旧来から引き継がれてきた旅館の魅力が喪失してしまうことを指摘している。つまり、経営者の意思が変わってしまった場合、地域内との関係等も継承されず、所期の成果を収めないとされる。

以上のように「温泉旅館」が、地域に根差した事業展開を行っている場合、観光客と地域を結ぶ仲介者としての役割を果たすのである。このような仲介する役割を果たすことにより、地域への付加価値が高い「観光のリンクエージ効果」が創出されるのである。このような仕組みを維持するには、「温泉旅館」が利潤の最大化を望むよりも「社会の公器」⁴⁵としての役割を果たすことが重要であるといえよう。観光客までの提供過程が、地域内で連環・連携されていることにより、地域内の付加価値が高い地域振興を展開できる。この過程が、持続的に再創造していくことが観光を手法とした内発的地域振興の「伝統の再創造」なのである。

以上のようなところから内発的地域振興を担う事業者として「温泉旅館」に着目した。以下は、鶴見(1989)が、「内発的発展の事例研究は、小さき民の創造性の探究である」⁴⁶と述べていることを踏まえ、これまでの理論研究の最も代表的な事例として、福島県天栄村で1000年以上の歴史を持つ「温泉旅館」を選定した。

4. 「大丸あすなろ荘」の実態調査

(1) 福島県天栄村二岐温泉

「大丸あすなろ荘」は、福島県天栄村(人口約6,100人⁴⁷)に969年(安和2年)に創業した二岐温泉の「温泉旅館」である。天栄村の入込観光客数は、316,813人(2015年度)である⁴⁸。東日本大震災により大幅に観光客が減少しものの、再び観光客が訪れる地域となっている。また、天栄村の主要温泉地と考えられる二岐温泉と湯本温泉への観光客は、18,851人(2015年度)である⁴⁹。

二岐温泉は、平安中期の政変で皇位継承に敗れた宮人が薬湯を求めて、河底から湧く「元湯自噴泉甌穴風呂」を発見が発端であると伝えられている。江戸時代まで二岐温泉にある「温泉旅館」は「大丸屋」(現、「大丸あすなろ荘」)の1軒のみであった。明治期の頃に「大丸あすなろ荘」からの新宅等による分散し、7件まで増加した。それゆえ、二岐温泉の「温泉旅館」には親族関係によるつながりもあることから対応する観光客層を、①福島県を中心とした近隣の観光客、②福島県外を中心とした観光客、

と住み分けることで共存共栄を図っている。

二岐温泉には、山々に囲まれ平家の隠れ人が住んでいたという伝説が残っている。この伝説に関係し「時を告げる生き物を飼ってはいけない」などの慣習が今日まで残ってきた。2000年頃まで国道から二岐温泉までの林道が未舗装であった。このような、日常と切り離され環境にひかれた観光客が少なからずいた。また、この当時は、観光客からの「口コミ」により「大丸あすなろ荘」のことが伝わり、嗜好性が高い観光客が訪れていた。

2001年9月に自衛隊の誤射により、「大丸あすなろ荘」がある二岐山麓が被害を受けた。地域住民との協議から被害の代償として林道の舗装整備を実施したこと、道路条件が改善された。また、2010年頃に携帯電話の使用可能な環境を整備した。その結果、多様な観光客を受け入れることが可能となつた。

(2) 「大丸あすなろ荘」の事業

「大丸あすなろ荘」は、佐藤好億社長(50代目)が、従業員15名で88名を収容可能な施設を経営している(2015年現在)。東日本大震災以前の「大丸あすなろ荘」は、1万6,000~7,000人の観光客が訪れ、年間3億円程度の売り上げがあった。日帰りプラン(入浴と客室での休憩により3,000円~6,000円)では、年間16,000人程度の利用者がいた。東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故後は、年間利用者数約10,000人(1泊2食付きで15,000円~25,000円)である。また日帰りプランは、入浴のみとなり800円で提供している。

売り上げの減少分は東京電力からの賠償金を用いて事業を展開している。これまで、賠償金のうち1億4,000万円をかけて館内や二岐川沿いにある渓流露天風呂の護岸改修等の設備更新工事を行った。このような、災害に会いながらも事業を行なう続ける背景として佐藤氏は、「宿は地域最大の文化財」⁵⁰と述べ、「温泉旅館」が観光客と地域を結ぶ仲介的な役割を果たすことにより、非大都市圏の地域振興に寄与することを指摘しているからである。

「温泉旅館」が地域文化の継承や地域振興に寄与するということに佐藤氏が気付いたきっかけは、朝日旅行の元社長である岩木氏との出会いである。佐藤氏は、1970年頃に岩木氏からの勧めを受け、日本全国の5万分の1の地図にある「温泉のマーク」を頼りに1,200~1,300カ所を訪問した。この訪問当時、時代の潮流に取り残され「温泉のマーク」だけが地図に残り「温泉旅館」そのものは閉業している地域もあった。また、全国の訪問から「温泉旅館」の持続的な運営が非大都市圏の維持に一役を担うということを体感したからである。また、佐藤氏が

「大丸あすなろ荘」の社長となるまでの期間は、大学進学のために上京後、調査会社での勤務や学生運動を行っていた。以上のように佐藤氏は、地域外での活動を通じて得られた仲間、知識・経験を、「大

丸あすなろ荘」の運営に活かしていることが明らかである。また、社長自身も十数年間は、雪かきや調理場業務などを行うことで現場を知り、事業運営のシステムを現場から体得するとともに従業員との信頼関係も築いている。また、佐藤氏は、地域社会からの信用や活躍への期待が高く、「福島県自然環境保全審議会委員」、「天栄村観光協会」や「福島県温泉協会」の会長、「(一社)日本温泉協会常務副会長」などを歴任している。

このように天栄村を取り巻く様々な事業に関与しながら、佐藤氏は「大丸あすなろ荘」の経営を行っている。つまり、地域を取り巻く様々なことにも関わっていることが理解できる。以下は、地域内に根差した事業展開の事例をあげ、地域と観光客の仲介的な役割を果たすことについて検討する。

(3) 地域と観光客とを仲介する「大丸あすなろ荘」

以下は、「大丸あすなろ荘」が、天栄村や岩瀬郡内など近隣地域との連環と観光客を仲介する事例として、地域産品の活用と村営バスの運営について述べる。

「大丸あすなろ荘」では、天栄村や岩瀬郡など近隣地域で採れた产品を調理して、観光客の食事に活用している。天栄村は、農業を基幹産業と位置づけている。その中でも、米、きゅうり、なす、ニラ、ヤーコン、ネギ、インゲンなどを中心に生産している。天栄村では、基幹産業と位置付ける農業の付加価値を高めた产品を生産するために生育方法等を工夫した「天栄村3大ブランド特产品」を生産している。これは、「天栄ヤーコン」、「天栄米」「天栄ねぎ」であり、特別栽培農産物認証野菜である。

「大丸あすなろ荘」では、農産物の中でも付加価値が高い「天栄村3大ブランド特产品」を積極的に活用している。ここでは、天栄村の产品の中でも、「大丸あすなろ荘」で消費量が多い「天栄米」について述べる。「天栄米」は、世界一の米作りを目指して2007年に生産・販売を開始した。そして、世界最大規模の「米・食味分析鑑定コンクール」にて総合部門金賞を6年連続で受賞した。この、「天栄米」の販売価格は、1kgあたり約1,000円である。この「天栄米」を「大丸あすなろ荘」が観光客に提供することにより、年間1,500kgの地域特产品の需要創造に貢献している。このような「大丸あすなろ荘」における地産地消となる取り組みは、地域の魅力を観光客に対して発信することとあわせて、「天栄村3大ブランド特产品」の需要創造に貢献しているといえよう。

また、「大丸あすなろ荘」が仕入れている日本酒は、岩瀬郡内にある酒蔵からである。地元の酒蔵との付き合いも、経営者の親世代以前からである。

「長寿企業」の業種の中でも「清酒製造」は1位である⁵¹ことも踏まえると、地域に根差した関係性は、双方の事業者における事業の持続展開に有効なものになるといえよう。

このように「大丸あすなろ荘」は、地域内で生産されたサービスを観光客に提供することにより、地域と観光客を仲介する役割を果たしているのである。東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故後は、「天栄米」をはじめ安全基準を満たした地域産品を提供している。

「大丸あすなろ荘」は、村営バスである「湯ったりヤーコン号」(片道 900 円)を運行している。これは、天栄村観光協会が運営の母体であるが、「大丸あすなろ荘」が所有するバスを利用している。そして、東北新幹線新白河駅と天栄村の岩瀬湯本温泉・二岐温泉を 1 日 1 往復している。運行の背景には、「大丸あすなろ荘」の自社バスとして運行した場合、①保険の処理、②送迎費が取れない、という課題があるからである。これを天栄村の観光事業の一部として組み込み、村営バスとすることで上記の課題を解決するとともに、天栄村への二次交通の機能を果たしている。また、天栄村の HP 等からも送迎の情報を発信している。利用動向は、夏季が一日あたり 5 人程度、冬季が 10 人から 20 人である。冬季は、雪道に慣れない都市部の観光客の利用が増える。バスに乗り切れない利用者がいる場合は、2 往復することで対応する。また、村営バスは、目的地までの道中において天栄村にある道の駅「羽鳥湖高原」で休憩をする。この道の駅は、天栄村で採れた产品を積極的に販売している。「大丸あすなろ荘」をはじめ、岩瀬湯本温泉、二岐温泉の「温泉旅館」の周辺に土産店などがないことを踏まえると、観光客が土産等を購入する貴重な機会にもなっている。これは、タクシーなどのドア・トゥ・ドアによる送迎ではなく、時間、経由ルートが指定されたバスだからできるサービスなのである。

「大丸あすなろ荘」は、今までバス事業単体の採算はとれないにも関わらず運行を続けている。この理由は、短期的収益の極大化ではなく「社会の公器」⁵²として、地域と観光客を仲介する役割を果たすことを強く意識しているためである。

「大丸あすなろ荘」の社長である佐藤氏は、経営理念の一つに「かけがえのない『人から人へ』の絆の架け橋」⁵³と述べている。ここまで述べてきた「大丸あすなろ荘」の事業展開は、この理念に基づくものともいえよう。このように、「大丸あすなろ荘」は、地域と観光客を仲介する役割を果たし続けることが、内発的地域振興を導く「伝統の再創造」⁵⁴といえよう。

(4) 地域内外の結節点としての「大丸あすなろ荘」

「大丸あすなろ荘」が、地域と観光客との仲介には、地域外の「温泉旅館」との結節点の構築も重要な存在であった。以下は、「日本秘湯を守る会」(2015 年 3 月末年現在 178 軒加盟)⁵⁵と称する全国各地の「温泉旅館」とのネットワークに着目し「大丸あすなろ荘」における地域外との結節点を構築することの有効性に述べる。

「日本秘湯を守る会」は、1975 年に設立され、①大手旅行会社と提携できなかった、②非大都市圏で先代から事業継承した、「温泉旅館」が中心に加盟し、勉強会や集客を図るための活動を行っている。

「日本秘湯を守る会」の設立の発起人は、朝日旅行社長(当時)の岩木氏である。岩木氏は、中山間地域にある古き良き雰囲気を残した「温泉旅館」の取材を重ねて「日本の秘湯」を出版した。日本秘湯を守る会(2015)によれば、「『秘湯』という造語を初めて生み出したのが、当時株式会社朝日旅行会の創業者だった岩木一二三先生」⁵⁶と述べ、より良い活用策の模索に努めたことを指摘している。そして、

「日本秘湯を守る会」に属する「温泉旅館」は、それぞれが抱える現状・課題等についても全国的なネットワークを通じて検討してきた。

佐藤氏は、岩木氏との出会いから、「温泉旅館」が地域と観光客の仲介的な役割を果たすことを強く意識するようになった。佐藤氏は、2015 年現在

「日本秘湯を守る会」の会長を務め、「地方の文化性を温存し、次の世代につないでいくことは日本全体の経済力を支える一番の基礎」⁵⁷と述べ、非大都市圏の「温泉旅館」が果たす役割を主張している。

このような小規模な「温泉旅館」の全国的ネットワークによる取り組みに関しては、一定の成果も確認できる。例えば、朝日旅行が「日本秘湯を守る会」に関する旅行取扱状況は、2011 年度の前年に比べ「人員が同 16% 増、売り上げが同 19.8% 増。また秘湯を守る会のウェブ取り扱いは 14.4% 増である」⁵⁸と述べ、東日本大震災後における「日本秘湯を守る会」に所属する「温泉旅館」の売上高が増加傾向にある。朝日旅行の井沢社長は、この要因について「『居心地の良さや温かさ、華美でない良さに人が引き付けられる』⁵⁹と述べ、「日本秘湯を守る会」の経営理念である「『秘湯』は人なり」という理念の成果が考えられると分析している。

また、佐藤氏は、「当会の目的の 1 番は、人作りだ。心なくして旅人の接遇はない」⁶⁰と述べている。これは、佐藤氏が全国各地の「温泉旅館」の訪問で、観光客と従業員との関係の重要性を体感したからである。このような、「温泉旅館」が、地域と観光客の仲介的な役割を果たすためには、「人づくり」が重要としている。

以上のところから、「大丸あすなろ荘」が、地域外とのネットワークの結節点を持っていることがわかった。このような全国的なネットワークとの結節点となることは、天栄村やそのような「秘湯」を抱える地域にある「温泉旅館」に観光客を呼び込む役割を果たしているのである。

5. まとめ

本論文では、観光を手法とした内発的地域振興を検討した。そして、基軸となる「温泉旅館」が、地

域と観光客を結ぶ仲介者として機能していることについて論じた。その事例として福島県天栄村二岐温泉の「大丸あすなろ荘」をとりあげ検討を行った。

「大丸あすなろ荘」は、先代から受け継いだ「温泉旅館」を経営するだけではなく、地域への利益に関する配慮も欠かさないことが、仲介者としての役割に重要であることが明らかとなった。

それは、天栄村やその近隣地域で採れた产品を活用して観光事業を展開していくことにより地域内付加価値が高く「観光のリンクエージ効果」を生み出す地域振興が可能となる。その際、従来天栄村で採れる作物の素材そのものの付加価値を高めた产品を使用している。地域内で付加価値を高めた产品を観光客に提供することにより、地元产品的情報発信に一層寄与することが期待されている。「大丸あすなろ荘」に観光客を送迎するバスを、広く天栄村の宿泊業者を利用する観光客も送迎するために運行している。以上のようなところから「大丸あすなろ荘」の事業は、地域内にコンパクトな経済循環を形成するものである。またこれは、購買力の地域外流出を減らす方向に機能するものもある。

内發的地域振興の手段としての観光の観点から検討した場合、地域内から自律的に活動を展開し地域に根差した素材を活用するといった基本的なことが肝要である。それは、経済性・文化性の双方から連続的で持続的な活動することで、従来の活動を再構築していくことが持続的な活動となるのである。

最後に、内發的地域振興の基軸となる「温泉旅館」の事業継承が重要な課題であることを指摘しておく。事業継承は、地域との関係性も保ちながら「伝統の再創造」を展開していくことが要となるのである。

謝辞：本論文は、観光まちづくり学会第14回大会（2015年11月）における報告に基づくものである。報告時において、フロアの方々から大変貴重なご指摘、ご意見をいただきいた。現地調査では、大丸あすなろ荘社長佐藤好億氏より、天栄村をはじめ、非大都市圏における「温泉旅館」の現状など、大変貴重な現地の様子について説明していただいた。東北福祉大学米谷光正教授には、「長寿企業」の意義に関するご指摘を頂いた。また、米谷ゼミの阿部真也氏（総合福祉学部産業福祉学科2010年卒業）には、本研究の発表機会として、観光まちづくり学会を紹介していただいた。以上の方々に心からなる御礼を申し上げる。

参考文献

- 1) Nan Lin(2001)SOCIAL CAPITAL A Theory of Social Structure and Action ナン・リン著=筒井純也・石田光規・桜井政治成・三輪哲・土師智賀子訳(2008)『ソーシャル・キャピタル』社会構造と行為の理論
- 2) Mankiw ,Gregory (1998)Principles of Economics N・グレゴリー・マンキュー著、=足立英之・石川城太・小川英字・地主敏樹・中馬宏之・柳川隆 訳(2000) 『マン

- キー経済学 I ミクロ編』東洋経済新報社
- 3) 安東誠一(1991)『地域経済改革の視点—新しいローカル・エコノミーの創造—』中央経済社
 - 4) 池田誠(2012)「国際開発と環境」北脇秀雄・池田誠・稻生信男・高林陽展『国際開発と環境アジアの内發的発展のために』pp. 1 - 11朝倉書店
 - 5) 石森秀三(2011)「観光文明史からみるエコツーリズム緑の観光革命への期待」pp. 1 - 12真板昭夫・石森秀三・海津 ゆりえ(2011)『エコツーリズムを学ぶ人のために』世界思想社
 - 6) 市井三郎(1972)「伝統の革新の歴史と論理」pp.11-18
市井三郎・布川清司(1972)『伝統的革新思想論』平凡社
 - 7) 大橋昭一(2010)『観光の思想と理論』文眞堂
 - 8) 小川長(2013)「地域活性化とは何か——地域活性化の二面性——」pp.42 - 53『地方自治研究』Vol.28, No.1日本地方自治研究学会
 - 9) 川勝平太(1999)「内發的発展論の可能性」pp.348 - 362
鶴見和子(1999)『鶴見和子曼荼羅 9 (環の巻) 内發的発展論によるパラダイム転換』藤原書店
 - 10) 清成忠雄 (1990) 「産業主義から地域主義へ」 pp.278-292鶴見和子・新崎盛暉編『地域主義からの出発一玉野井芳郎著作集』第3巻 学陽書房
 - 11) 清成忠男(2010)『地域創造への挑戦』有斐閣
 - 12) 桐山秀樹(2008)『旅館再生 老舗復活にかける人々の物語』角川グループパブリッシング
 - 13) JTB総合研究所(2014)『観光学基礎』株JTB総合研究所
 - 14) 島川崇(2002)『観光につける薬—サスティナブルツーリズムの理論—』同友館
 - 15) 島川崇(2010)「松下幸之助と観光立国」『PHP Policy Review』Vol.4-No.20 2010.1.12 P H P 総合研究所
http://research.php.co.jp/policyreview/pdf/policy_v4_n20.pdf
2016年5月21日アクセス
 - 16) 田村満(2014)「老舗企業の特徴と老舗企業が生きてきた時代の変遷」pp.3-28大西謙編著(2014)『老舗企業にみる100年の知恵—革新のメカニズムを探る (龍谷大学社会科学研究所叢書)』晃洋書房
 - 17) 鶴見和子(1989)「内發的発展論の系譜」pp.43 - 64鶴見和子・川田侃『内發的発展論』東京大学出版会
 - 18) 鶴見和子(1999)『鶴見和子曼荼羅 9 (環の巻)内發的発展論によるパラダイム転換』藤原書店
 - 19) 帝国データバンク(2009)『百年続く企業の条件』朝日新書
 - 20) 西川芳昭(2009)「地域振興の制度構築を考えるということはどういうことか」西川芳昭・吉田栄一(編)『地域の振興 制度構築と多様性と課題』アジア経済研究所
 - 21) 日本温泉文化研究会(2011)『温泉をよむ』講談社現代新書
 - 22) 日本秘湯を守る会(2015)『日本の秘湯』株朝日旅行
 - 23) 公益財団法人日本交通公社(2015)『旅行年報2015』公益財団法人日本交通公社
<https://www.jtb.or.jp/wp-content/uploads/2015/10/nenpo2015.pdf>
2016年5月20日アクセス
 - 24) 古池嘉和(2007)『観光地の賞味期限「暮らしと観光」の文化論』春風社
 - 25) 増田辰吉(2000)『文化経済学ライブラリー④ 観光の

- 文化経済学』 芙蓉書房出版
- 26) 森重昌之(2014)『観光による地域社会の再生—オーパン・プラットフォームの形成に向けて—』現代図書
- 27) 横澤利昌(2012)「老舗企業における危機克服」pp.51-72
横澤利昌編著(2012)『老舗企業の研究100年企業に学ぶ革新と創造の連続』生産性出版

注釈

- ¹ 鶴見(1999)p. 32
- ² 鶴見(1989)pp. 57
- ³ N・グレゴリーマンキュー(2000)によると「財・サービスの生産に使用される投入物」と述べている。
- ⁴ 西川(2009)p. 4
- ⁵ 清成(1990)p. 287
- ⁶ 例えば、池田(2012)p. 1
- ⁷ 鶴見(1999)p. 32
- ⁸ 小川(2013)pp. 50 - 51
- ⁹ 清成(2010) p. 48
- ¹⁰ 清成(2010)p. 49
- ¹¹ 清成(2010)p. 30
- ¹² 川勝(1999)p. 350
- ¹³ 川勝(1999)p. 351
- ¹⁴ 清成(2010)p. 51
- ¹⁵ 鶴見(1989)pp. 57 - 58
- ¹⁶ 鶴見(1989)pp. 57
- ¹⁷ 鶴見(1989)p. 58
- ¹⁸ 鶴見(1989)p. 58
- ¹⁹ 市井(1972)p. 14
- ²⁰ 鶴見(1999)p. 32
- ²¹ 増田(2000)p. 67
- ²² 増田(2000)p. 67
- ²³ 石森(2011)p. 8
- ²⁴ 森重(2014)p. 150
- ²⁵ 鶴見(1989)pp. 57-58
- ²⁶ 清成(1990)p. 287-288
- ²⁷ 例えば、島川(2002)pp. 1-9
- ²⁸ 島川(2010)p. 4
- ²⁹ 大橋(2010)p. 27
- ³⁰ 島川(2002) pp. 2-3
- ³¹ 島川(2002) pp. 2-3
- ³² JTB 総合研究所(2014)p. 105
- ³³ 公益財団法人日本交通公社(2015)p. 65
- ³⁴ 鶴見(1989)pp. 57-58
- ³⁵ 東京商工リサーチ HP『全国「老舗企業」調査』
http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis_before/2012/1220895_2004.html
- 2016年5月20日アクセス
- ³⁶ 東京商工リサーチ HP『全国「老舗企業」調査』
http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis_before/2012/1220895_2004.html

- 28) 株旅行新聞会社(2014)「日本秘湯を守る会40周年座談会『情けの旅文化』」1面、5面『旬刊旅行新聞』No.390 2014-12-11・21(合併号) 株旅行新聞会社

ml

2016年5月20日アクセス

³⁷ 田村(2014)p. 11

³⁸ 横澤(2012)p. 56

³⁹ 田村(2014)p. 11

⁴⁰ ナン(2001)p. 187

⁴¹ 日本温泉文化研究会(2011)p. 226

⁴² 古池(2007)pp. 15 - 16

⁴³ 桐山(2008)p. 182

⁴⁴ 桐山(2008)p. 182

⁴⁵ 田村(2014)p. 11

⁴⁶ 鶴見(1989)pp. 57-58

⁴⁷ 天栄村 HP

<http://www.vill.tenei.fukushima.jp/>

2015年4月29日アクセス

⁴⁸ 福島県 HP 福島県勢要覧

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/15839.html>

2016年5月20日アクセス

⁴⁹ 福島県 HP 福島県勢要覧

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/15839.html>

2016年5月20日アクセス

⁵⁰ 旅行新聞(2014)

⁵¹ 帝国データバンク(2009)p. 56

⁵² 田村(2014)p. 11

⁵³ 旅行新聞(2014)

⁵⁴ 鶴見(1989)pp. 57

⁵⁵ 日本秘湯を守る会(2015)p. 209

⁵⁶ 日本秘湯を守る会(2015)p. 208

⁵⁷ 旅行新聞(2014)

⁵⁸ 観光経済新聞社 2012年1月5日「旅館・ホテル」

http://www.kankoukeizai-shinbun.co.jp/backnumber/12/01_05/ryokan_hotel.html

2015年3月22日アクセス

⁵⁹ 観光経済新聞社 2012年1月5日「旅館・ホテル」

http://www.kankoukeizai-shinbun.co.jp/backnumber/12/01_05/ryokan_hotel.html

2015年3月22日アクセス

⁶⁰ 観光経済新聞社 HP「2012年1月5日 旅館・ホテル」

http://www.kankoukeizai-shinbun.co.jp/backnumber/12/01_05/ryokan_hotel.html

2015年3月22日アクセス

(2015. 12. 31 受理)

Indigenous Tourism Development Based on Japanese style inns featuring natural hot spring baths (onsen-ryokan)

A case study of Ten-ei Village, Fukushima Prefecture “Daimaruasunarosou”

Among actors in endogenous community promotion, Japanese-style inns at spa resorts can develop their business in a way that underlies inter-industry relations in the community. This is because Japanese-style inns at spa resorts are often “time-honored companies” based on their ownership of hot-spring resources for which there is a persistent demand, and have won the confidence and trust of local society. Since they are also accommodation facilities for tourists, Japanese-style inns at spa resorts serve as mediators connecting local society and tourists. Besides, they make reinvestments for the sustainable development of their business, with the reinvested funds circulating within the community. In light of existing studies, this paper discussed the possibility of Japanese-style inns at spa resorts serving as mediators between local society and tourists, focusing on Daimaru Asunaro Sou, located in Ten-ei Village, Fukushima Prefecture, as an example of such inns. Meanwhile, it also demonstrated that the rebuilding of traditional culture, etc. in the community could also result from endogenous community promotion by tourism.

人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化の アナロジーの検討に基づく未来都市 (成熟時代の都市) の予測について

安藤 昭

正会員 工博 NPO 都市デザイン総合研究センター理事長 (岩手大学名誉教授)

(〒020-0117 岩手県盛岡市みたけ 4 丁目 4-20)

E-mail:a.h.ando@titan.ocn.ne.jp

本研究は、人間の心的機能と都市の本質とは同じ原理によって成立している、そしてそれが目に見える形をとっているのが都市景観であるという仮説を立て、これを適切正確に推論し検証することを通して未来都市(成熟時代の都市)の姿を予測することを目的としている。そのため、まず、人間の脳の構造と機能及び心的機能の解釈に努め、この結果を基に「人間の心的機能の発達モデル」を描出した。次いで、従来の景観工学に脳科学や発達心理学そして哲学や生命科学の概念を導入して、景観論を拡張充実させ、都市デザイン論をより確かなものとして、「都市の胎生的進化モデル」を創出した。最後に、キース・J・ホーリオークとポール・サガードのアナロジーの多重制約理論を適用して「人間の心的発達モデル」と「都市の胎生的進化モデル」の間に有するアナロジーを検討し、未来都市の姿を予測しようとしたものである。

Key Words: Analogy, The model of the development of the mental function, The viviparous evolution of the city

1. はじめに

近年、我々は多くの危機に直面している。地球生態系保全の危機、社会規範崩壊の危機、社会組織溶解の危機、そして個人の心の空洞化をもたらす高度情報社会の危機がこれである。そのため、人間とそのありようの総体を都市デザイン (Urban design)^{1)注(1)}といふ一貫した視座のもとでまとめてみたいという欲求が現在ほど強く抱かれる時はない。

ここで、Cosmos (秩序) という概念について少し検討すると、その存在は古く古代ギリシャまで遡ることができる。Kosmos とは秩序を意味するギリシャ語であったが、転じて、それ自身のうちに秩序と調和をもつ宇宙または世界を表現する言葉であった。また、Kosmos という語を宇宙に対して最初に用いた哲学者は古代ギリシャのピタゴラス (Pythagoras) (B.C. 582~B.C. 496) であると言われている。それがルネッサンス期になって、自我の肯定や個人主義に積極的な意味を見い出すようになると、次第にこのピタゴラスの宇宙を

Macrocosmos と呼び、主体である一個の人間の中に小宇宙が秩序と調和をもって存在するという意味で人間を Microcosmos と呼ぶようになった。そして、このふたつのコスモスは交流・照応しているという思想があったと言われている。

現在においては、天体に代表される自然のメカニズムに限らず生体のメカニズムにおいても、事物は一定の時間的スケールにおいては安定状態(秩序構造)を保ち、何らかの拍子で不安定になると混沌 (Chaos) とした状態(無秩序構造)を呈する。しかし、何時までも混沌としたままで存在し続けることはなく、いずれ自己組織化して次の安定した状態に至ることが知られている。そして、生体のメカニズムにおいてはこのような安定状態(秩序構造)をダイナミック・エクイリブリューム (Dynamic equilibrium; 動的平衡)^{注(2)}と呼ばれている。

ところで、約 30 年前になるが、当時都市デザイン (Urban design) の研究者を目指していた筆者は、既述の宇宙 (Macrocosmos) と人間 (Microcosmos) の間に

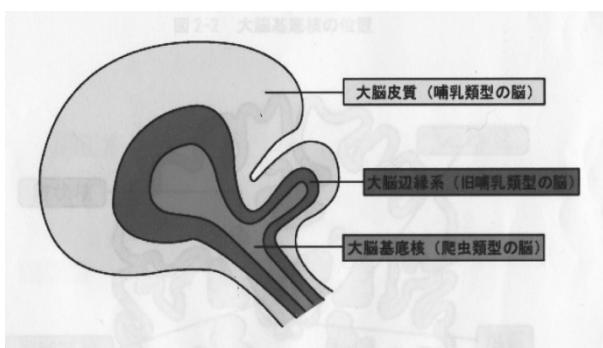
都市 (Mezzocosmos) という概念を挿入すれば、都市は宇宙と人間の間でそれぞれ相互に交流・照応することになる訳であるから都市の本質はそれぞれ「宇宙原理」と「人間原理」とのアナロジーとして類推できるのではと考えるようになった。この時以来、わが国の景観・デザインの研究分野においては景観・デザインの展開手法が大勢を占める中で、筆者は継続して都市の本質とその存在原理を追究しながら都市デザインの体系化の方法に関する研究を行ってきた^{2) 3) 4) 5) 6) 7)}。

本研究は都市の胎生的進化と、その潜在力と駆動力となる人間の心の発達とのアナロジーについて類推し、その結果を基に未来都市（成熟時代の都市）の姿を予測することを目的としている。そのため、本研究は、既述の都市と人間の交流・照応について推論しようとするところの後者の都市デザインの基礎研究として位置付けられるものである。

2. 人間の脳と心の発達

(1) 脳の構造と機能

進化の過程で、人間の脳は三つの基本的な構造を順次発達させ、階層構成を成すに至った。これらは脳の深部から外側に向かって、大脳基底核、大脳辺縁系、大脳皮質と呼ばれている（図一1 参照）⁸⁾。



図一1 脳の三つの階層構造

脳の最深部に位置する大脳基底核は、進化のうえで我々の祖先である爬虫類に対応する組織である系統発生的にみて最も古い脳（原始的な部分）から成っている。この大脳基底核を取り囲むふたつの同心円型の脳のうちの内側の環状の大脳辺縁系は古哺乳類に対応す

る組織である。その外側の環の大脳皮質は、最も新しく出現した組織であり、靈長類において高度に発達しており、人間で最高のレベルに達している。

マックリーン (Maclean, P. D.) (1973)^{9) 10)}によれば、生命を維持し種を保存するために重要で必要な行動形態は生得的に大脳基底核にプログラムされているという。また古哺乳類に対応する大脳辺縁系は情動の受容と表出及び身体の自律機能の一部に関係している、つまり大脳辺縁系には快・不快の情報に対応する主要な部分があり（人の進化では快く楽しい経験に関わる成分は増加し、攻撃や怒りに関する成分は未発達に止まる傾向にあると言われている）。これらの情報をここで情動感覚のかたちに符号化することによって、個人の意志決定や行動に、ひいては人格に統一性を与え、生活文化の場の創造を可能とする社会的連帯を生み出す契機になったとしている。一方、大脳皮質は、われわれの楽しさや安らぎ感のような心的経験と密接にかかわる外部感覚（視覚を中心とする聴覚・嗅覚・触角等の五感）とシンボルによるコミュニケーションと密接にかかわる内部感覚（認識・思考・記憶・知性など）の多様で抽象的な感覚との受容と統合を扱う。そのため、大脳皮質は言語・哲学・文学、絵画・音楽・彫刻・デザイン等の象徴的創造的な芸術文化活動とその遺産に大きく関わる主要な部分である。

また、これらの脳の三つの部分は構造的にも化学的にも著しく異なっており⁸⁾、人間は進化の過程を通じて古代の動物にあった精神作用の形態を依然として引き継ぎながら、脳の三つの部分は三位一体ではあるものの、それぞれ固有のメカニズムで外界を受容し反応しているのである。

さて、これまで、人間の脳の三つの基本的な構造である大脳基底核、大脳辺縁系、大脳皮質それぞれの進化の過程とその固有のメカニズム（機構）について述べてきたが、ひとまず人間の脳の三つの基本的な構造である大脳基底核、大脳辺縁系、大脳皮質がどのように発達していくのかについて詳述する。

(2) 脳の成熟度と三つの脳の発達の時期

人間の脳の神経経路の発達の過程は、おおよそ以下のように示される¹¹⁾。

第I段階：ニューロンの増殖（出生前まで）

第II段階：ニューロン（軸索と樹状突起）の成長

第III段階：基本的な神経結合の形成

第IV段階：細胞死と軸索の成長・退化及びシナプスの形成による優れた神経経路の形成

脳には急成長する時期がある。まず、第I段階として、出生前におけるニューロンの増殖によるもので、妊娠3～4ヶ月に増殖する神経芽細胞と6ヶ月以後に増殖するグリア細胞がある¹²⁾。

次いで、胎生7ヶ月から生後数週間にかけて、第II段階、つまりニューロン（軸索と樹状突起）の成長に伴う急な発達があり、脳の潜在能力を高めるために必要な神経のフィールドがつくられる。

ニューロンの急な発達期が終わると、生得的にプログラムされたネットワークと環境から与えられる刺激を処理するための基本的な神経結合の形成がなされる、これが第III段階である。

そして、およそ11歳時における不必要な細胞死、いわゆる脳の大掃除¹³⁾（注3）（又は脳の刈り込み現象）というの後に、よく使われる神経経路の軸索の周りにミエリンが形成されて、神経経路の軸索が髓鞘化されて太くなる。同時に、急激なシナプスの形成が始まり、このシナプスの形成によって優れた神経経路が形成される¹⁴⁾（注4），これが第IV段階である。

脳の発達には2つの側面があると言われている。ひとつは成熟であり、他は学習である¹⁵⁾。ここに成熟とは比較的経験から独立したもので先天的・生得的に決められている変化・変容をいい、学習とは環境との相互作用によってもたらされるもので経験的・習得的に生ずる変化・変容をいう。学習が可能となるためにはそこに成熟が無ければならない。学習を受け入れるに足る成熟の状態をレディネスといっている¹⁵⁾。

ここで、人間の脳の成熟度と上述のニューロンの成長の第II段階に相当する大脳基底核、大脳辺縁系、大脳皮質の発達の時期との関係を検討するため、レネバーグ（Lenneberg, E. H.）（1967）の人間の脳の成熟度曲線¹¹⁾を縦軸に、3つの脳の主な発達の時期¹³⁾を横軸に取ってみると図-2のように示される。ただし、図-2において縦軸は成人に比較した場合の脳の成熟度（%）であり、横軸は暦年齢（歳）である。

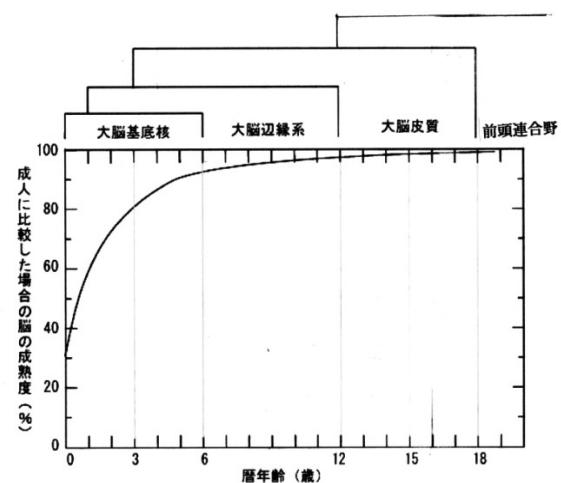


図-2 脳の成熟度と三つの脳の発達時期

図-2から、出生時においては大脳基底核が急速に発達しおよそ6歳で完成し、およそ1歳で大脳辺縁系が急に発達しおよそ12歳で完成する。そして、下位の2つの脳が発達した後、これら2つの脳を土台として、およそ4歳で大脳皮質の右半球が、およそ6歳で左半球が発達し、およそ15歳で大脳皮質の右半球が、およそ18歳で左半球が完成する。

しかし、理性の中枢であるとともに感性の中枢であり大脳の最高中中枢の統合機能を担っていると考えられる大脳皮質前頭連合野の発達過程は極めて遅く、およそ12～15歳で発達しおよそ24・25歳で完了する¹⁶⁾¹⁷⁾¹⁸⁾。なお、前頭連合野の発達は前頭葉の尖端の一部の変化であるので量的には目立たない。

既述のように、大脳基底核、大脳辺縁系、大脳皮質3つの段階で、ニューロンが集中的に発達する時期は大きく異なっており、一定の秩序をもって、下層の脳では早く発達を始め早く完成し、それを土台にする上層の脳では遅く発達を始め長い期間を要していることがわかる。このように上層の脳の長い時間をかけて長期的に発達していくことを脳の可塑性と言う¹⁹⁾。

このような脳の性質から考えて、最も高次の機能が集まる前頭連合野は環境が適正に刺激的であれば24歳以上でも発達を続ける可能性があると言える¹⁹⁾。しかし、脳の発達には然るべき秩序と然るべき時期「臨界期」があることを認識する必要がある。

(3) 人間の心的機能の発達モデル

人間の脳や心の発達は脳の三つの基本的な構造である大脳基底核、大脳辺縁系、大脳皮質それぞれの固有のメカニズムとその進化の過程に密接に関連し重層的・力動的な構造をもつことが知られる¹⁷⁾ ¹⁸⁾が、脳も心も、発達は遺伝に基づくところが大きいとは言え、遺伝のみによって規定されるとは考えられず、個体の遺伝的素質と環境との相互作用によって展開されると考えるのが妥当であろう。

ここでは、人間の心的機能の発達は地域社会〔コミュニティープライバシー〕と人間の欲求〔生得的欲求－習得的欲求〕の2つの尺度を交差させることによって大略描きだすことができるとした(図-3参照)。なお、図-3において、縦軸のコミュニティは社会性・公共性・公平性・寛容(集団相)を、プライバシーは孤独・個人・自由(個別相)を重要視する状態を意味しており、横軸の生得的欲求は生理的・遺伝的素質を基礎とする欲求を、習得的欲求は環境との相互作用に伴う経験や学習を基礎とする欲求を重要視することを意味している。

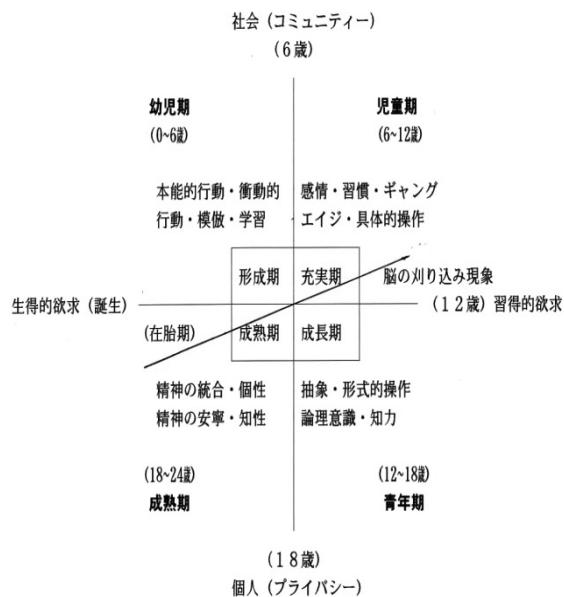


図-3 人間の心的機能の発達モデル

また、心的機能の発達にとって大切な現象である出生前(在胎末期)とおよそ11歳の時にみられる「脳の刈り込み現象」を図-3に示す。以下に、心的機能の発達段階ごとの特徴について述べる。

a) 在胎期(胎芽期～出生前まで)

胎児の脳細胞は急速に増殖する時期が2度ある。ひとつは妊娠3～4ヶ月の神経芽細胞の増殖によるもので、他は妊娠6ヶ月以後のグリア細胞の増殖によるものである¹²⁾。なかでも、グリア細胞は免疫を高め、ニューロンへの栄養補給と伝達速度を早め効率を良くし、神経系のバランスや環境を整え、シナプスの形成と維持、コントロール、さらには記憶や学習をコントロールする役割を担っていることがわかつってきた。また、人の脳の言語中枢は既に誕生前に形成される等、人間らしい大脳半球の基本構造はほぼ完了し、子宮外生活のための潜在力をそなえることが明らかになってきている¹²⁾。

b) 幼児期(形成期：0～6歳)

幼児期になると、自我の発達がみられるようになり反抗や素朴な自己の意志を主張するようになる。しかし、生活に現れてくる刺激に対して、その時に応じて反応を示すことから、感情の動きが激しく、そのため行動はめまぐるしい(本能行動、衝動行動)。幼児の知覚はきわめて未分化であり、自他の区別がはっきりせず、主観と実在とが渾沌とした状態にある。この時期は母親(家族)に守られながら、模倣遊びが盛んに行われ、模倣が盛んになされるのでこの時代を模倣の時代とも呼ぶ。知覚機能のうち味覚、嗅覚、触覚は早く発達するが、視・聴覚や空間知覚、時間知覚はずっと遅れるという特徴をもっている¹⁵⁾。

c) 児童期(充実期：6～12歳)

感情がきわめて安定してくることから、児童期の行動には友情が発生して社会生活が組織化される。そのためチームワークを必要とする遊びが可能となり、個人的な行動もこの集団の特性によって規制されるようになる。そのため、この時代は集団時代(Gang age)とも呼ばれている。

この時期は知的発達が著しいのが特徴である。事柄と事柄の関係をみたり、比較したり、相違や類似を指摘できるようになるが、思考が観念的になるのは児童期後期である。

d) 青年期(成長期：12～18歳)

「脳の刈り込み」を踏まえて、青年期になると、抽象的な概念の理解が可能になり、かつ論理的になる。そのため、物事の原理を発見し、科学的に分析し、物理的

世界を操作し変化させる能力をもつようになる。しかし、それがどういう結果を引き起こすのかまで予見することは少ない。このような意味で筆者は青年期をジョゼフ・C・ピアス (Joseph Chilton Pearce) (1992)¹³⁾のいう知力【それは可能か否かを問題にする精神の働き】に倣って、知力 (Intelligence) の時代と呼びたい。

自我 (Ego Identity) を強く認識するようになり、それを通して他者の見方を理解できるようになるが、論理を尊び、そして論理の道筋から外れる時には自他の区別なく批判する。また、味覚、嗅覚、触覚に関する感覚が鋭敏になるとともに視覚や聴覚に関しても、その背後に広がる豊かな美の世界を追求するに足る能力が備わってくる。一方において、知力の統御力の未熟さから、激しい感情や感情に暗い性質をもつところが青年期の特徴である¹⁵⁾が、これらも青年期後期には克服されていく。

e) 成熟期（成人への過渡期：18～24歳）

成熟期になると、自己を超越的な照明の下に認識できる²⁰⁾ (Self Identity の確立)，つまり自己の主觀性を客觀化できるようになり、自己を取りまく自然から送られる無限の感覚情報と人間の創造した文化の世界から送られる感覚情報を、【それは適切か】¹³⁾という問題意識のもとに、自己の潜在的な内部感覚である認識・思考・記憶・感情・創造的心像などを呼び起こしながら、解釈し、選択し、秩序づけ、統観的に総合し¹⁷⁾注⁽⁵⁾，記憶し、人格 (Personality；個性・人格・存在) を形成し、意思決定をして、自然や人間の創造した文化の世界へ働きかけ、これを再体制化し秩序づける能力をもつようになる。

このように、無限の感覚情報を整理統合して、新しい認識を構成する能力が備わってくるのが成熟期であるという意味で、筆者はこの成熟期を知性 (Potential of our intelligence)¹³⁾の時代と呼ぶものとする。

それでは、これまで述べてきた人間の脳機能の特質と心的機能の発達が都市景観の胎生的進化（都市計画のParadigm shift）にどのように関わってくるのかを以下の項で考察する。なお、ここでは、梅棹忠夫の「文明の生態史観」²¹⁾注⁽⁶⁾の中で、革命による社会秩序の変革の程度が比較的小さく総じて過去の伝統の温存が

あると言われる西洋文明圏の都市と日本文明圏の都市に注目して検討しようとするものである。

3. 都市景観の構成と都市の胎生的進化モデル

都市は権力によって忽然と創りだされるものではなく、その形成期、充実期、成長期そして成熟期を通して、多くの住民のそして幾世代にもわたる住民の参加によってつくられ、歴史とともに生き生きと磨き上げられるという性格が強い。本書においてはゴードン・カレン (Gordon Cullen) (1953)，トマス・シャープ (Thomas Sharp) (1968) 等イギリス都市景観学派に倣って、都市をいつも眺め、意識し、その中で生活し、体験し、経験している、つまり都市を利用する人々の日常的な視点、いわゆるエドムント・フッサー (Edmund Husser) (1859～1938) の生活世界の視点から都市を捉えようとしている。

(1) 都市景観の構成（本質構造；本質的直感）

さて、上述のような視点に立って、都市景観を人間（評価主体）と外界（都市）との間の視知覚的な関係性として捉えようとするとき、人間集団（コミュニティ－プライバシー）と都市の視知覚的環境（空間－景観）の2つの尺度を交差させると、都市景観の大略の構成を描きだすことができる（図-4）^{2) 3) 4) 5)}。なお、図-4において、縦軸のコミュニティは、社会性・公共性・公平性・寛容（集団層）を、プライバシーは孤独・個人・自由（個別層）を重要視することを意味しており、横軸の空間は、都市の機能性、実用性、身体性、生物共存性そして生態系ネットワーク等にかかる都市空間（従って、主として生活機能にかかる空間）を、景観は意味が沈殿した世界としての都市空間を構成するさまざまな要素の眺め（従って、視対象が主として存在価値にかかるもの）を重要視することを意味している。図-4において、第3象限の空間は緑、水等の自然になります、自然に対する畏敬の念または生物環境のもつている安らぎ感にかかる要件を象徴的に表現する空間であり、第2象限の空間は人間の社会生活にかかる機能的条件を表現するところのインフラ空間であり、

第1象限の景観は、社会的活動の産物である市民に共通の文化的表象を形成する景観であり、歴史的積層、地理的構造、さらには習慣、風俗、生活様式をも表現するものとしての景観である。第4象限の景観は、より多様で個人的な楽しさや喜び、美しさ、爽快感、癒し感のような心的経験をもたらすところの芸術文化表象としての景観であり、従って、日常の体験に個人的奥行を与える景観である。

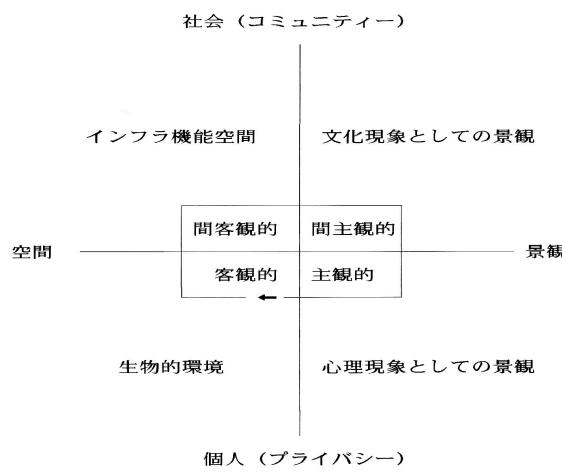


図-4 都市景観の構成

図-4に示されるように、都市景観は現象学的に4パターンに還元され、第3象限の環境は客観的環境であり、第2象限の空間は間客観的空間であり、第1象限の景観は間主観的景観であり、第4象限の景観は主観的景観であることが知られる³⁷⁾。

(2) 都市の胎生的進化モデル（存在論的把握；時間概念の導入）

さらに、ある地域社会と空間および自然との間に作り上げられてきたひとつの安定的な関係、つまり風土（自然・歴史・文化）の観点から都市景観の歴史的性格について考察するためには、ハイデガー（Martin Heidegger）（1927）の存在は時間の一形態であるという視点に立って²²⁾、誕生以来数千年に及ぶ都市史の中で現在の我々は何処に居て、何処へ行こうとしているのかを検討する必要がある。

ここでは、都市をひとつの有機的生命体とみなし、その誕生より死に至るまで発達しつづけていく自己充実的存在として捉え、人間の行動や心的機能の発達を

説明するモデルであるロザッカー（Rothacker, E.）（1938）の層説^{23) 19)}注⁽⁷⁾に基づけば、その胎生的進化の過程を説明できるとして図-5-1、図-5-2を作成した。なぜなら、既述のように人間の脳の生物学的進化は既に4万年前には終わり、都市がこの人間の心を繰り返し・繰り返し利用して進化するのであれば、そこには自己相似のパターンが現れるのはある意味当然の帰結である（反復説仮説^{注(8)}；都市の胎生的進化は人間の脳の構造と機能によって規定され、人間の心的機能の発達を繰り返す形で行われる）と考えて、都市は都市景観の構成（図-4）を初期状態とする時空的フラクタル原理（自己相似性原理）に従って胎生的に進化するとしたからである。

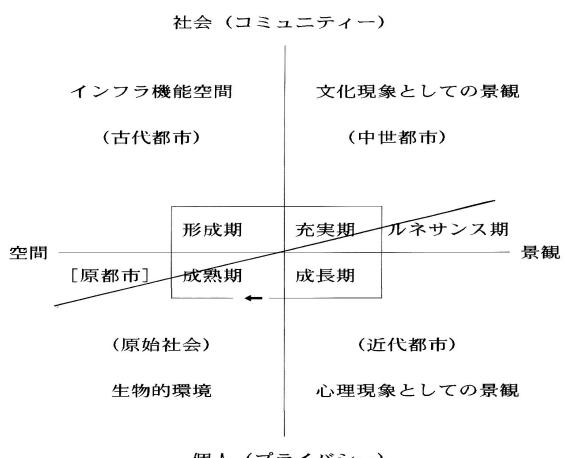


図-5-1 都市の胎生的進化モデル（歴史モデル）

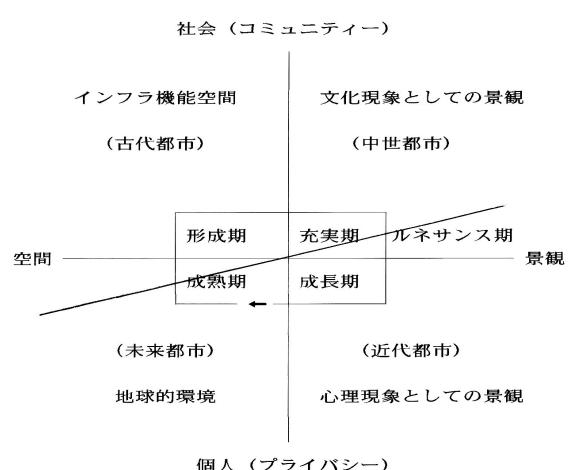


図-5-2 都市の胎生的進化モデル（予測モデル）

図－5－1において、第3象限の生物的環境は、原始社会における環境、つまり都市の結晶化以前の環境を象徴的に表現する空間であると解釈できる。この空間は風土認識の枠組みとなっており、そのため、生物的環境のポテンシャルティ（潜在力）の認識如何が、誕生後の都市の歴史的性格の形成に大きく影響を及ぼすことが考えられる^{24) 25)}。第2象限のインフラ機能空間は、原始社会の最初の都市的変容、つまり政治・軍事を主とする古代都市（人間の深層的心的機能である本能的・衝動的行動・生活と生存を補償する機能等に根拠をもつ）の機能空間を象徴的に表現する空間であると言えよう。第1象限の文化現象としての景観は、宗教・商業を主とする中世都市（人間の心的機能である情動・感情や習慣・傾向性等の具体的操作に根拠をもつ）の景観を象徴的に表現する景観であると言えることができる。第4象限の心理現象としての景観は、芸術・文化と科学・技術を主とする近代都市（人間の表層的心的機能である知力・思考・意志・自我意識等の抽象的操作に根拠をもつ）の景観を象徴的に表現する景観であると言える^{注(9)}。そして、時系列的に一巡した図－5－2における第3象限の地球的環境は、未来都市（人間の表層的心的中枢機能である推論・計画・実行等の高次の抽象的操作に根拠をもつ）の環境を象徴的に表現する空間であると解釈できる^{注(10)}。既述のように、この空間は風土認識の枠組みとなっており、そのため、生物的環境のポテンシャルティ（潜在力）の認識如何が、未来都市の性格の形成に大きく影響を及ぼすことが考えられる。

ここに、図－5－1、図－5－2に示される都市の胎生的進化の過程は、第3象限の生物的環境を基礎に、まず下層に第2象限のインフラ機能空間（古代都市；形成期の都市）が、次いで中層に第1象限の文化現象としての景観（中世都市；充実期の都市）が付加され、さらに上層に第4象限の心理現象としての景観（近代都市；成長期の都市）が付加され、一巡してその上層に地球的環境（未来都市；成熟期の都市）が付加されて、逐次再体制化（再構築）を繰り返しながら、数千年もの歴史の中で、機能的で、個性的で、美しく、持続可能な人間の総合的な環境へと進化していくことを示している。

ここにおいて、逐次付加される上層の機能ほど人間に特有のものであることは言うまでもないが、成熟期の都市の進化は都市の成長期の後に続く進化であるので、時

系列的フラクタル原理というよりはむしろ空間的フラクタル原理に基づいた進化を意味している。筆者が「都市とは人間（集団）の真の存在のための胎生的進化の過程における風土の様相である」と定義するのはこのような都市の本質に基づくものである。

なお、本論では、都市の胎生的進化の時代区分として最近までよく用いられた古代都市、中世都市、近代都市という3区分法を基本として、現在、日欧において一般的に用いられる古代都市、中世都市、近世都市、近代都市の4区分法での検討をも行ったものである。また、本論では都市の黎明期（在胎期）から古代都市誕生までを「原都市」と呼び、西洋文明圏における中世と近代の橋渡し的性格の都市を「ルネサンス期」の都市としている。そして、この「ルネッサンス期」の都市に対応する日本文明圏の都市を「戦国時代・安土桃山時代」の都市とした（図－6、図－7参照）。

4. 西洋文明圏と日本文明圏における都市の胎生的進化モデルの定量化と検証分析

都市の胎生的進化モデルを定量化し検証するためには、一般に都市の歴史をたどる膨大な作業が必要だと考えるかも知れない。しかし、個別の都市の発達論を超えて、多くの都市に共通で普遍的な都市進化の本質を踏まえた胎生的進化モデルの定量化とその検証分析を試みる場合には、そのような大作業を行う必要は無い。都市の胎生的進化の経過は、それぞれの時代の都市史の最も象徴的な現象に注目すればおよその流れは理解できる。そのため、本研究では西洋文明圏と日本文明圏の中の記念碑都市^{30) 注12)}を分析対象にしており、産業革命以後発展を遂げた凡百の都市は記念碑的都市の条件を満たしていないとして敢えて避けている。

（1）都市の胎生的進化モデルの時間軸の設定方法

西洋文明圏における都市の胎生的進化モデルの時間軸の設定方法は、秀村欣二の世界史³¹⁾を参考にして以下のように設定した。

西洋の都市史；古代都市＝中世都市＝近代都市
【約1000年＝1千年紀】

従って、西洋の都市は古代都市（B.C.500年^{注12)}～A.D.500年），中世都市（500年～1500年），近代都市（近世都市を含む）（1500年～2500年），未来都市（2500年以降）としている（図-6参照）。

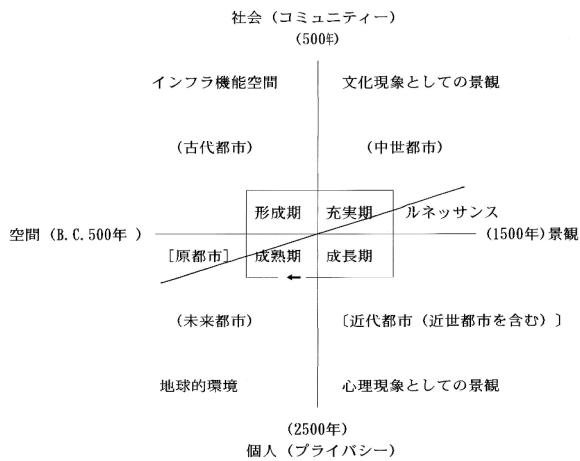


図-6 都市の胎生的進化モデル（西洋文明圏）

- 注1) 原都市：貴族間に貧富の差が拡大しポリスが混沌となって“ギリシャの7賢人”が現れ、競って Polis system（都市のあるべき姿）に知恵を出しあった時期（B.C.620年頃）～クリステネスによる民主政治の誕生する（B.C.510年）までの期間をこの時期に相当するとしている。
- 注2) ルネサンス：イタリア・ルネサンスを代表させ、ダンテの大作「新曲」の創作開始（1307年）～イタリア戦争完全終結（1559年；カトーカンブレジ条約締結）までをこの時期に相当するとしている。

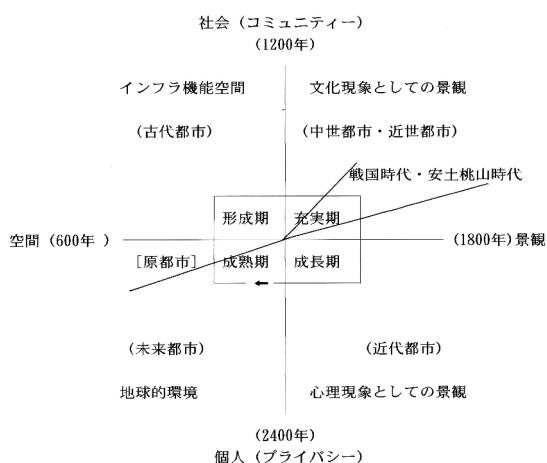


図-7 都市の胎生的進化モデル（日本文明圏）

- 注1) 原都市：播磨大和政権の中から聖德太子が摄政となるまで（約507年～593年）をこの時期に相当するとしている。
- 注2) 日本のルネサンス：戦国時代・安土桃山時代（1467年～1603年）を西洋のルネサンスに相当する時期としている。

同様に、日本文明圏における都市の胎生的進化モデル

の時間軸の設定方法は東京書籍編集部編著の図説日本史³²⁾を参考にして以下のように設定した。

日本の都市史；古代都市＝中世都市＝近代都市

〔約600年〕

従って、日本の都市は古代都市（600年～1200年），中世都市・近世都市（1200年～1800年），近代都市（1800年～2400年），未来都市（2400年以降）としている（図-7参照）。なお、本論では西欧文明圏における近世は近代と同義と考えて近代都市（近世都市を含む）と表現し、日本文明圏における近世は近代と区別して、中世都市・近世都市と表現している³⁵⁾（図-6，図-7参照）。

さらに、ここで有機的生命体としての都市の生理的寿命について仮説的な検討を試みる。西洋文明圏の都市の成熟期を4000年、日本文明圏の都市の成熟期を2400年（いずれの場合も人間の成人期・24歳に相当する）と仮定して、生物の生理的寿命説である“脳の成熟期までの5倍”説¹³⁾を都市に類比させて、これを基に都市時代の生理的寿命を求めるべく、以下に示すような値を得る。

$$\text{西洋の都市} ; 4000 \text{年} \times 5 = 20000 \text{年}$$

$$\text{日本の都市} ; 2400 \text{年} \times 5 = 12000 \text{年}$$

なお、人間の「在胎期」は9/12年であるから人間の生理的寿命を120年¹³⁾と仮定し、人間の「在胎期」と人間の生理的寿命との比率を求めれば、9/12年 ÷ 120年 = 0.00625となる。ここで、「在胎期」と「原都市；黎明期の都市」の間にはアナロジーを有するとして、「原都市」の歴史時間を求めると、以下に示すような値を得る。

$$\text{西洋の「原都市」} = 20000 \text{年} \times 0.00625 = 125 \text{年}$$

$$\text{日本の「原都市」} = 12000 \text{年} \times 0.00625 = 75 \text{年}$$

また、人間のおよそ11才頃（男女の思春期の平均年齢）の大脳皮質に生ずる「脳の刈り込み」のピーク期間を1.5年と仮定し³⁴⁾、「脳の刈り込み」と人間の生理的寿命との比率を求めれば1.5年/120年=0.0125となる。ここで、「脳の刈り込み」の期間と西洋の「イタリア・ルネサンス」の時期及び日本の「戦国時代・安土桃山時代」の時期の間にはアナロジーを有するとして、西洋の「イタリア・ルネサンス」と日本の「戦国時代・安土桃山時代」の歴史時間を求めれば

$$\text{イタリア・ルネサンス} = 20000 \text{年} \times 0.0125 = 250 \text{年}$$

$$\text{戦国時代・安土桃山時代} = 12000 \text{年} \times 0.0125 = 150 \text{年}$$

の値を得る。

以上の検討を踏まえて、西洋文明圏における「原都市」

と「イタリア・ルネサンス」の時期をそれぞれ図-6に示す。同様に、日本文明圏における「原都市」と「戦国時代・安土桃山時代」の時期をそれぞれ図-7に示す。なお、西洋文明圏と日本文明圏における都市の胎生的進化モデルの検証分析の結果については、観光まちづくり学会誌 Vol. 11, pp. 51-67, 2014 に掲載している³⁵⁾。

5. 人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化のアナロジー

(1) アナロジーの力

ところで、キース・J・ホーリオークとポール・サガード (Keith J. Holyoak and Paul Thagard) (1998)³⁶⁾ によれば、アナロジー(Analogy;類似)的思考(二者連結的思考法)は一般に次に示す四つの点において有用であるという。第一に、アナロジー的思考はターゲット(これから理解しようとする比較的なじみの薄い領域; target analog)の新たな仮説の形成に貢献する。第二に、仮説が生み出された後、アナロジー的思考はその理論の構築と発展において貢献する。第三に、ターゲットの仮説及び理論の妥当性の検討において、それらが正確で有用なものかどうかを判断する際に貢献する。そして第四に、アナロジー的思考の多くはある程度双方向であるから、その概念がターゲットとベース(すでに理解している領域; source analog)との間を行き来しながら、ベースに対する新たな解釈を示唆するし、ベースとターゲットの統一理論の構築の可能性をも示唆する点において貢献するとしている。そして、アナロジー的思考が成功したかどうかは、最終的にその推測が正確で有用なものであったかどうかにもとづいて判断されるべきあるとしている。

(2) 人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化のアナロジーの検討

人間の心的機能の発達モデルと都市の胎生的進化モデルの間に有するアナロジーについて適切・正確に推論し検証するために、ここでは、キース・J・ホーリオークとポール・サガード (Keith J. Holyoak and Paul Thagard)

のアナロジーの多重制約理論³⁶⁾を適用し、ベースとターゲットの間の a) 対象や概念の直接的な類似性、b) 構造の類似性、c) 首尾一貫性、そして d) 得られたアナロジーの有用性についての検討を行った。なお、人間の心的機能の発達モデル(図-3参照)をベース・アノログとし、都市の胎生的進化モデル(図-6、図-7参照)をターゲット・アノログとして図-8に示す。

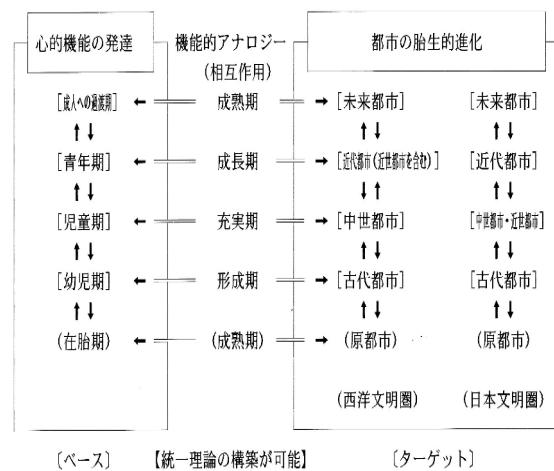


図-8 心的機能の発達と都市の胎生的進化

図-8の左側に示された「人間の心的機能の発達モデル」は、その誕生から成熟期に至るまで既によく理解されている領域である。一方、右側に示された「都市の胎生的進化モデル」は、混沌としていてこれから理解しようとする比較的なじみの薄い領域であることを意味している。なお、西洋文明圏の都市の胎生的進化と日本文明圏の都市の胎生的進化が比較検討できるように2列並列で示す。

a) 対象や概念の直接的な類似性についての検討

対象が人間(生物)と都市(有機体:生命科学的に生きている状態を解明できる対象)のように、同種の成員ならば、一般に内的な生物学的構造を共有することが知られている。

本研究は人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化という内的な生物学的構造のアナロジーの検討を通して未来都市史を予測すること目的としているので、人間の都市環境に対する情報探索の中核及び都市環境への情報発信の中核である人間の「脳」に着目し、人間の脳機能の発達と密接に関わる心的機能の発達をベース・アノログ

とし、人間の心を潜在力と駆動力として、繰り返し、繰り返し利用しながら胎生的に進化すると考えられる都市の本質をターゲット・アナログとして、二つの対象間に共通して存在する生命体の発達(進化)の構造を認識しようとするものである。なぜなら、この結果から直接的な類似性を超えた推論、つまりターゲット・アナログとした都市の未来(成熟時代の都市)の姿を予測できるようになるからである。

b) 構造の類似性についての検討

発達及び進化をどのように捉えるかについては諸説があるが、本稿では発達とは環境に対する適応的な変化のことを言っている。発達には2つの系統があり⁽¹⁵⁾、ひとつは個体発生と言われるものであり、卵体から成人への発達のことである。他は系統発生と言われるものであり、生物の種が進化の過程で経てきた形質変化のことである。一般的には進化と言われ、本稿では胎生的進化と言っているものである。

ところで、人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化は連続した過程であるから、それをいくつかの時期に明示的に区分することは難しいと言われてきたが、図一8に示されるように、人間の初期の段階における心的機能の発達を(在胎期)、幼児期、児童期、青年期、成人期への過渡期(成熟期)の5つに区分することができる。また、これに対応する西洋文明圏の都市の胎生的進化を、(原都市)、古代都市、中世都市、近代都市(近世都市を含む)、未来都市(成熟都市)の5つに区分することができる。同様に、日本文明圏の都市の胎生的進化を(原都市)、古代都市、(中世都市・近世都市)、近代都市、未来都市(成熟都市)の5つに区分することができる。さらに加えて、図一8の中央の図から、人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化の5段階は(成熟期)、形成期、充実期、成長期、成熟期において、発達・進化の構造に共通性があることが知られるのである。

その他、本研究の「人間の心的機能の発達モデル」と「都市の胎生的進化モデル」のアナロジーの詳細な検討を通して、①西洋文明圏のイタリアルネッサンス期が日本文明圏の戦国時代・安土桃山時代に対応することや②古代ギリシャの都市の誕生の時期(紀元前5世紀)、日本の古代都市の誕生の時期(6世紀)、③近代都市の誕生の時期(18世紀)他を適切正確に推論し、④西洋文明圏の近世

を近代と同義とし、日本文明圏の近世は近代と区別するのが妥当であることを指摘した。

c) 首尾一貫性についての検討

ベースとターゲットの間の生物的発達・進化の構造は、図一8に示されるように、それぞれ1個ずつ対応しており、共に相互作用を及ぼしながら共に(成熟期)⇒形成期⇒充実期⇒成長期⇒成熟期へと、首尾一貫した構造を成して発達し、進化していることがわかる。そのため、人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化は“同型”であると言える。

また、このように同型である場合においては、ターゲットについて納得できる推論をベースにおいても生み出す可能性があると言える^{5)注14)}。そのため、本研究においては、人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化を包含した都市デザインの統合理論の確立が期待されると見える。

d) 得られたアナロジーの有用性についての検討

発達心理学の研究者であるハンナ(Hannah)(1996)等は、人生の初期の段階における心理社会的課題を十分解決することが、成熟期以降の自我の統合を最善の形で解決する前提条件になることを見出しているが、本研究においても初期の段階における都市の進化の課題を十分解決することが、成熟期以降の都市デザインを最善の形で解決する前提条件になることを十分認識しており、成熟時代(未来都市；知性の時代)の都市デザインの方法として、感覚統合の時代の到来を予測し、指摘していることから、本研究は都市デザイン論として適切で有用なものであると判断される。

6. 結 論

本研究は、人間の脳機能と都市の本質とは同じ原理によって成り立っている、そしてそれが目に見える形をとっているのが都市景観であるという仮説を立て、人間の脳機能と都市の本質についての解釈に努めながら、脳と心と都市の関係を検討することによって、これを基礎に都市の胎生的進化の過程を明らかにしようとしたものである。得られた主な結果を要約すれば、以下のように示される。

1) 人間の誕生から死に至るまでの心的機能の発達は個

体の遺伝的素質と環境との相互作用によって展開される」とし、地域社会（コミュニティープライバシー）と人間の欲求（生得的欲求—習得的欲求）の二つの尺度を交差させて初期の段階における「人間の心的機能の発達モデル」を大略描出した。

2) 都市が人間の行動や心的機能の発達を説明する理論であるロザッカーの層説に従って人間の心を繰り返し・繰り返し利用して進化するのであれば、そこには自己相似のパターンが現れるのはある意味当然の帰結であると考えて、都市は「都市景観の構成」を初期状態とするフラクタル原理（自己相似性原理）に従って胎生的に進化するとして「都市の胎生的進化モデル」を作成した。そして、その結果を基に都市を定義づけた。

3) 「人間の心的機能の発達モデル」をベース・アナログとし、「都市の胎生的進化モデル」をターゲット・アナログとして、これらの間にアナロジーの多重制約理論を適用して人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化の間に有する機能的なアナロジーを指摘した。

4) 人間の心的機能の発達モデルと都市の胎生的進化モデルの間に存在するアナロジーから、未来都市（成熟期：知性の時代）の到来を予測し、地球的規模の自然と文明の調和を考えた都市デザインの必要性を提唱した。

附録

注（1）加藤源は、わが国においては都市デザインの概念はいまだ明確に定まっていないと前置きしたうえで、都市デザイン（Urban Design）とは「景観形成（デザイン）」と「空間構成」、そしてこれを具体的にしていく「実現手法」の3つの組合せであると定義している。この場合、景観デザインとは、都市空間を構成するさまざまな要素の（つまり、意味が付与された世界である生活世の）表層のデザインであり、空間構成とは、主として都市のインフラ施設や宅地、建築物、時には気候・地形地質・水・動植物等の自然物を対象に、これらの作り出す空間を、それぞれの位置や規模、形態等について（求められる機能、地球環境の保全や廃棄物の処理法等の）多様な要請に応えながら構成することであり、実現手法とは作り出そうとする景観や空間を制度や費用、権利関係等にかかわって実現の道を見い出し、また関係者間の権利意向を調整していくことであるとしている。なお、点線は筆者が加筆したもの

である。文献1)

注（2）「動的平衡」（Dynamic equilibrium）とは、生体固有のメカニズムであり、「生体の中で合成と分解を繰り返している反応で、合成と分解が同じ速度で進んでいるため、一見変化が起きていないようにみえる状態」をいう／福岡伸一の定義。「動的平衡」に関する理論的研究としてはベルタランフィ Bertalanffy(1901~1972)の一般システム理論がある。また、ルドルフ・シェーンハイマー Rudolf Schoenheimer(1898~1941)は同位体濃縮脂肪をネズミに餌として与えることによって生体の「動的平衡」を実験的に証明したことで著名である。

注（3）脳の発達とは別の現象であるが、誕生前とおよそ11歳の時には、いわゆる「脳の大掃除または大胆な神経回路の刈り込み（Pruning process）」と呼ばれる現象が生ずる。つまり、過剰に用意された未発達な大量の細胞死がこの時期に生ずるという。しかし、環境から刺激を受け充分に発達した11歳の児童の脳の神経フィールドは、軸索が髓鞘化（ミエリンが形成されている）されているので、このような細胞死から守られる。11歳の時の脳の大掃除によって消失するのは大部分が大脳皮質の細胞で、神経結合の約8割にも及ぶものの、結果的に、細胞死から免れた脳の神経フィールドはエネルギーを効率的に用いることが可能になるものと考えられている。そのため、この脳の大掃除という現象は、12歳から始まる大脳皮質の成長と密接にかかわる脳の新たな発達への準備である。文献13）。

注（4）藤田一郎等は、サルをモデル動物として扱った実験で脳の発達（脳の神経回路の精密化の過程）は、脳の場所によって異なることを突き止めている。つまり、サルの大脳皮質の3つの領域（前頭葉連合野、視覚連合野、一時視覚野）におけるシナプスの生後変化を調べることで、より高度な情報処理に関わる脳の部位ほど、生まれた時から多くのシナプスを持ち、生まれた後により多くのシナプスを形成し（どの領野でも3.5月齢で最大）、その後、多くのシナプスが刈り込まれるもの、脳の刈り込みの後はより高度な情報処理に関わる脳の部位ほど多くのシナプスを持つことを明らかにしている。文献14）

注（5）人間の大脳皮質には感覚情報の処理をする視覚野、聴覚野、体性感覚野と運動の制御をする運動野、運動前野、

補足運動野以外に、感覚と運動の機能を連合する連合野と呼ばれる大変広い領域がある。この連合野は脳表面に占める位置の違いによって3区分され、前頭連合野、頭頂連合野、側頭連合野と呼ばれる。

側頭連合野は視覚野や聴覚野と地続きで、これらの感覚情報が直接投射している。頭頂連合野は体性感覚野や視覚野と地続きで、これらの情報が直接投射している。前頭連合野には直接感覚野からの情報を受ける経路はなく、側頭連合野や頭頂連合野を経由した感覚情報が送られてくる。そのため、前頭連合野ではさらに高次の機能を営んでいると考えられている。また前頭連合野からは、正中面（矢状面）にある帯状回という領域に出力があり、ここから大脳辺縁系に情報を送っている。逆に、情動中枢から前頭連合野へ豊富な入力があることから、理性の中枢と見られている前頭連合野は感性の中枢であるとも考えることができる。ともあれ、前頭連合野と側頭連合野及び頭頂連合野の線維連絡は原則的に双方向であり情報を受けると同時に送るという情報処理をしている。そのため3領域の情報処理の間で、いわゆる“三体問題”が生じ、初期条件（ある瞬間のすべてのニューロンの活動状態）と、それらが及ぼす（あるいは受ける）影響の結果を同時に明らかにはできない。つまり、3つの領域がお互いに影響を及ぼし合っている連合野は、外部条件からは一意に決定できない内部状況（入力に影響されず、出力によって制限を受けない状態）をつくりだしている。真の自由性（自己を超えた照明の下に認識できることと同意）というのは、このような自己の独立性（脳内の不確実性）と外部環境への適応性を兼ね備えた領域にこそ宿ると松村道一は言っている。なお、点線は筆者が加筆したものである。文献18)

注(6) 文明の進化に関する先行研究には、地球的規模の文明の生態史観的アプローチから文明の分類と配置を行ない、その中から革命による社会秩序の変革の程度が比較的小さく総じて過去の伝統の温存があるという西洋と東洋（日本）の文明を取り上げ、併行進化（類似的環境における文明は同じような広がりをもって自立的に遷移するという説）について論じた梅棹忠夫の文明の生態史観がある。文献21)

注(7) 人間をその誕生より死に至るまで発達しつづけていく自己充実的存在としてとらえ、人間の行動や心的機能を説明する理論であるロザッカー

(Rothacker, E.) (1938)の層説 (Schichtenlehre) によれば、人間の行動の根底には大別して既述の大脳基底核、大脳辺縁系、大脳皮質の三つの層がある。概括的にいえば、本能的・衝動的行動は中枢神経系統の古い部分に根拠をもつ深層的な行動であり、知性・思考・意志・自我意識などは中枢の新しい部分に根拠をもつ上層的行動であり、中間に幼児から形成されてきた習慣や傾向性の層がある。そして、未発達の段階では、最下層の機能のみが働いているが、発達するにつれて漸次上層（大脳辺縁系～大脳皮質）の機能が付加され、下層の機能はそのある部分を上層に譲りながらなお深層において働いているとされる。上層の機能が人間に特有なものであることはいうまでもないが、それは比較的新しく構築されたものなので、脳損傷や強度のフラストレーション等の場合には、ややもすればその機能を失い、下層の機能がふたたび支配的になる（原則としてその時に生存上最も価値の高い層の機能が支配し反応する）。常態においては、各層の諸機能が統一的に融合して反応していることはいうまでもないとしている。なお、点線は筆者が加筆したものである。文献(19), (23)

注(8) 反復説：反復説として著名なものにヘッケルの反復説 (1866) がある。ヘッケルの反復説とは、「個体発生は系統発生を繰り返す」と言うもので、生物個体は個体発生の間に系統発生において経過した重要な形態変化を繰り返すとする説である。ここでは、ヘッケルの反復説をヒントに、新たな視点からの反復説を仮説立てたものである。

注(9) 近代都市は、1830年代の産業革命によって人口と産業の都市への集中によって工業都市を生み出した。ポストモダン（西洋都市圏においては紀元2000年から、日本文明圏においては来る2100年からがポストモダンとなる）の高度情報化時代を迎えて、都市活動を支えるアーバン・インフラストラクチャ（都市の骨格的施設）とニューアーバン・インフラストラクチャ（情報通信網施設）のリノベーションにより、首府都市が都市爆発を起こし巨大都市（メガシティ）（Mega city；人口約750万人以上の都市²⁶⁾）となる。そして、この巨大都市が母都市となって周辺の多くの都市を逐次吸収しグローバル（global）化してポストモダンの都市を象徴的に表現する散開星団²⁷⁾（銀河よりずっと規模が小さい恒星の集まり）の様相を呈するようになってきた。具体的には巨大都市を

母都市とする分散連携型の多核大都市圏を形成するようになってきたし、既に互いに競争関係にある複数の巨大都市群が軸上に存在する場合にはそれらを軸上に分散連携させた巨帯都市（メガロポリス）（Megalopolis）を形成するようになった。

しかし、進化の過程で未だ成長期にある近代都市においてはこのような進化がどのような結果を引き起こすのかまでは予見することができない。このような意味で筆者はジョゼフ・C・ピアス（Joseph Chilton Pearce）（1992）¹³⁾のいう知力【それは可能か否かを問題にする精神の働き】に倣って、近代の都市を知力（Intelligence）の時代、または自我実現（Ego-identity expression）の時代と呼ぶものとする。そのため、既述の多核大都市圏や巨帯都市が形成されるにつれて、近代都市はCO₂汚染に伴う地球温暖化に代表される地球的規模の環境問題やこれに起因する大規模自然災害等の市民の生活と生存を脅かす多くの危機に直面するようになって、約24・25世紀²⁸⁾まで混沌した状態が続くものと思われる。

注（10）しかし、螺旋階段（Spiral Stairways）的に循環して図—5—1の生物的環境にオーバーレイするところの地球環境の時代（未来都市；成熟期の都市）（図—5—2 都市の胎生的進化モデル・予測モデル参照）になると、情報科学、生命科学、神経科学、認知科学、景観デザイン、都市デザイン等の科学技術の進歩によって都市の中枢管理機能や都市の成長管理（Growth management）の方法が著しく発達し、都市は一個の有機体となって自己を超越的に認識できるようになる（自己を俯瞰して、客観視することができるようになる）。その結果、自己を取りまく地球環境から送られてくる無限の感覚情報と人間の創造した文明の世界から送られてくる多様な感覚情報を、【それは適切か】¹³⁾という問題意識のもとに整理統合して自己実現を図ることができるようになる。

このように、無限の感覚情報を整理統合して新しい認識を構成し、自己実現を図る能力が備わってくるのが成熟期であるという意味で、筆者はこの成熟期の未来都市を知性（Potential of our intelligence）の時代、または自己実現（self-identity expression）の時代と呼びたい。

そのため、未来都市においては Think Globally, Act

Locally（地球的規模で考え、足元から行動せよ）という標語のごとく、地球的規模で自然と文明の調和を考えながら、さまざまな問題を含む都市の現状を客観的に解釈し、理念（目標の設定）を確立し、都市を体系的にデザインすることができるようになる^{26) 29)}。

注（11）記念碑都市とは、歴史のある時点において記念的な役割を果たし、その痕跡を内に含みつつ生存しつづけた、現存の都市またはその一部をいう。

注（12）本論において西洋文明圏におけるポリス（Polis；都市）の誕生を紀元前500年としたのは、ペリクレス（Pericles）（B.C. 495頃-B.C. 429）が出現する頃のペルシャ戦役後、無産市民による民主政治が伸張したことによるが、ペリクレス時代（B.C. 461-B.C. 429）には哲学、歴史、文学、建築、彫刻のあらゆる分野にわたり、ギリシャ文明の黄金期を出現させたことによっている。

注（13）人間の生理的寿命については多くの学説があり120～125歳とされることが多い。人間の生理的寿命を支える科学的データートとしては、カルフォルニア大学とスタンフォード大学の解剖学教授であったHayflick, L.等（1961）によって発見された Hayflick Limit（ハイフリック限界）がある。正常な体細胞は一定回数以上分裂できないという現象が観察されており、これが生理的寿命の原因であるとされる。筆者は脳死を人間の死とするものとして、脳に注目し、人間の生理的寿命を脳の成熟期（24歳）の5倍の120歳としている。また、人間の生理的寿命としても年齢約120歳の人々が確認されてきている。

都市時代の生理的寿命の検討は、人間の生涯発達心理学という新たな概念や枠組みとの関連において重要である。成熟時代以後の都市の進化は漸次フラット（平坦）になって行く（または衰退する）ことが予想されるので、日欧の都市時代の生理的寿命の長短の比較にはあまり意味はないが、都市時代の生理的寿命が原始社会の歴史的時間に匹敵するという結果を得たことは実際に興味深い。

注（14）人間の心的機能と都市機能は一般に作用・反作用を伴って段階的に発達・進化するものと推察されるので、ベースとターゲットは“同型”であるといえ、本研究においては、ターゲットについて納得できる推論をベースにおいても生み出す可能性があるとして、ハ里斯とウ

ルマン (C. D. Harris と E. L. Ulman) (1945) の多核都市論の土地利用の四つの原則をヒントに、人間の大脳半球機能の左右差 (laterality) の生成要因の四項目を仮説立てたものである。

参考・引用文献

- 1) 加藤源「都市デザインとは」土木学会誌, Vol. 84, pp5, 1999
- 2) 安藤昭・赤谷隆一「都市アメティ計画論」土木学会第39回年次学術講演概要集第4部, 土木学会編 pp. 97–98, 1984
- 3) 安藤昭「記念碑的景観論」日本観光学会誌, 第 18 号, 1987
- 4) 安藤昭「第四版土木工学ハンドブック」土木学会編, 技法堂出版, p. 841, p. 817, p. 843, 1989
- 5) 安藤昭・赤谷隆一「感覚統合理論による都市景観設計の体系化」土木学会論文集 No. 653, IV-48, 2000
- 6) 山田行介・安藤昭・佐々木栄洋・赤谷隆一「人脳の成熟度と都市の胎生的進化のアナロジーについて」第 26 回土木計画学研究発表会, 土木学会, 2002
- 7) 安藤昭「都市の胎生的進化モデルの検証について—西洋文明圏の都市と日本文明圏の都市を対象にして—」観光まちづくり学会誌 Vol. 1, 11, pp. 51–67, 2014
- 8) レスタック, 河内十郎訳「脳の人間学」pp. 38–59, 新曜社, 1989
- 9) Maclean, P. D. "A Triune Concept of the Brain and Behavior," Universty of Tronto, Zyon/Journal of Religion and Science, Vol. VIII, No. 2, 1973
- 10) Maclean, P. D. "On the Evolution of Thee Mentalities" New Dimension in Psychiatry, A World View, Vol. II, New York, John Wiley & Sons, 1977
- 11) 亀井尚「脳を考える」大修館書店, 1985
- 12) 無藤隆・高橋恵子・田島信元「発達心理学入門 1」東京大学出版会, 1990
- 13) ジョゼフ・C・ピアス西村辨作・山田詩津夫訳「知性の進化」大修館書店, 1995
- 14) 藤田一郎他「大脳皮質連合野の機能構築とその生後発達」トップ>プレス一覧>共同発表, 科学技術振興機構(JST), 大阪大学, pp. 1–8, 2009
- 15) 千輪浩監修「心理学—改訂版—」誠信書房, 1961
- 16) J. クローガー・榎本博明訳「アイデンティティの発達」北大路書房, 2005
- 17) 村松道一「ニューロサイエンス入門」サイエンス社, 1995
- 18) 時実利彦「目でみる脳—その構造と機能—」東京大学出版会, 1969
- 19) 北村晴朗編著「一般心理学演習」誠信書房, 1960
- 20) ジョン・C・エックルス, 伊藤正男訳「脳の進化」東京大出版会, 1990
- 21) 梅棹忠夫「文明の生態史観」中央公論社, 1974
- 22) ハイデガー・木田元編著「「存在と時間」の構築」岩波現代文庫, 2000
- 23) Rothacker, E. "Schichten der Personlichkeit" Barth 6, Aufl, Bouvier, 1938
- 24) Gilbert Durand, Stuructures anthropologiques de l'imaginaire, Paris, 1969
- 25) オギュスタン・ベルク, 篠田勝英訳「日本の風景・西欧の景観」講談社, 1990
- 26) 安藤昭・原田房信「銀河都市論」観光まちづくり学会誌, Vol. 7, pp. 7–13, 2010
- 27) 新星出版社編集部「宇宙のしくみ」新星出版社, 2008
- 28) Curt Stager "The next 100,000 Years of life on Earth" 岸由二監修・小宮繁訳日経BP社, 2012
- 29) 安藤昭「東日本大震災特別寄稿—新たなまちづくりへ—広域都市計画の視点が課題、軸上分散連携型コンパクトシティの提案」観光まちづくり学会誌 Vol. 9, pp19–22, 2012
- 30) 小川博三「日本土木史概説」共立出版株式会社, 1975
- 31) 秀村欣二「世界史」学生社, 1955
- 32) 東京書籍編集部「ビジュアルワイト図説日本史」東京書籍株式会社, 1997
- 33) 安藤昭「中世を導く奥州最大の古代都市平泉の都市デザインに関する研究—都市の発達モデルに関する基礎的研究—」観光まちづくり学会誌 Vol. 8, PP11–19, 2011
- 34) アルベルト他, 川本英明訳「胎児の脳・老人の脳」創元社, 2008
- 35) 安藤昭「都市の胎生的進化モデルの検証について—西洋文明圏の都市と日本文明圏都市を対象にして—」観光まちづくり学会誌, Vol. 11, pp. 51–67, 2014
- 36) Keith J. Holyoak and Paul Thagard, 鈴木宏昭・河原哲雄監訳「アナロジーの力」新曜社, 1998
- 37) 安藤昭・五十嵐日出夫・赤谷隆一・Hans-Georg RETZKO「日本の都市の個性創出のための日独地方都市の都市景観の比較研究—盛岡とダルムシュタットを対象として—」, 土木学会論文集 No. 431, 1991

(2016. 2. 29 受理)

FORECAST ON THE FUTURE CITY (THE CITY OF MATURE AGES) BY THE ANALOGY BETWEEN THE DEVELOPMENT OF
THE MENTAL FUNCTION OF HUMAN BEING AND THE VIVIPAROUS EVOLUTION OF THE CITY

Akira ANDO

The purpose of this paper is to forecast the future city (the city of mature ages) by the analogy method between the development of the mental function of human being and the viviparous evolution of the city. Therefore, in the first place, I studied the structure and the function of the brain of human being and I drew "the model of the development of the mental function of human being" depend on this result. And in the next place, I introduced the concept of cerebral science, developmental psychology, philosophy, and of life science to the landscape engineering. And I produced "the model of the viviparous evolution". And the last, I made application of the theory of the multiple restrictions to this analogy. In the result, an useful information for the forecast of the future city is being offered.

◆◆◆活動報告◆◆◆

平成27年度 観光まちづくり学会 いわき大会 第14回 研究発表会

【プログラム】

日時：平成27年11月14日（土）～15日（日）

場所：福島工業高等専門学校・専攻科棟

11月14日（土）

役員会 13:00～13:45 福島工業高等専門学校・専攻科第2講義室

基調講演 14:00～15:00 福島工業高等専門学校・専攻科第1講義室

いわきサンシャイン博への取り組み

一般社団法人 いわき観光まちづくりビューロー
専務理事兼事務局長 渡邊 弘幸

研究発表会① 15:10～17:10 同上

会員総会 17:15～18:10 同上

懇親会 18:10～19:40 同上

11月15日（日）

研究発表会② 9:30～12:00 福島工業高等専門学校・専攻科多目的講義室

講評・表彰式 12:00～ 同上

【研究発表会プログラム】

No.	発表日	時間	司会者	発表テーマ	著者	所属
1	11月14日	15:10～	長谷川明 (八戸工業大学大学院教授)	高崎自然歩道「石碑の路」の魅力づくり ～アクティブラーニングと地域住民の意見集約からのアプローチ～	○入江 由香子 小笠原 正志 ライツウ 山崎晴世	高崎商科大学 短期大学部 下関市立大学 経済学部 高崎商科大学 商学部
2		15:40～		地域への参画を促進するための伝統的地域名の活用—茨城県結城市を例に—	○宇田川 大介	東洋大学大学院 国際地域学研究科
3		16:10～		観光による内発的地域振興を担う「温泉旅館」福島県天栄村の「大丸あすなろ荘」に着目して	○安本 宗春	東北福祉大学
4		16:40～		北関東自動車道開通による周辺人口・企業活動の変化	○小宮雅史 米本 清	高崎経済大学 地域政策学部 高崎経済大学 地域政策学部
5	11月15日	9:30～	芥川一則 (福島工業高等専門学校 教授)	カザフスタンとの交流と観光	○長谷川 明	八戸工業大学工学部 土木建築工学科
6		10:00～		多基準分析法による観光スポット評価 -小樽市の日帰り観光を事例として-	○川村真也 深田秀実 橋本雄一	北海道大学大学院 文学研究科 小樽商科大学 社会情報学科 北海道大学大学院 文学研究科
7		10:30～		地域振興としての観光と規制についての一考察 -規制緩和と規制強化のはざまで	○阿部真也	慶應義塾大学 法学部
8		11:00～		東京都宿泊税条例の宿泊料金と税率における諸問題	○長谷川 記央	税理士法人アディーレ会計事務所 税理士
9		11:30～		映像と音声を活用した観光ガイド機制作による地域支援活動の試み	○石井 哉甲 竹上 健	高崎商科大学 商学部 高崎商科大学 商学部

※下線は学生発表者

【研究発表要旨】

高崎自然歩道「石碑の路」の魅力づくり ～アクティブラーニングと地域住民の意見集約からのアプローチ～

○高崎商科大学短期大学部 入江 由香子
下関市立大学経済学部 小笠原 正志
高崎商科大学商学部 ライトウ 山崎晴世

高崎自然歩道「石碑の路」は、世界記憶遺産の国内候補に挙げられた山上碑と金井沢碑、万葉歌碑、城跡、古墳が点在し、豊かな自然と歴史が体感できる遊歩道である。ここには、歴史愛好家や書道家、また健康づくり目的の方々が訪れているものの、その数は限定されている。そこで、本研究では、大学生のアクティブラーニングと地域住民の意見集約から、石碑の路の魅力を高める方策を提案することを目的とした。実際に歩いた学生達からは「石碑に親しみやすくするためのキャラクターが必要」との要望が出たことから、イラスト作家と数回のやり取りを経て、「いしぶみ君」の図案を作成した。また、地域住民からは、①城跡からの見晴らしが悪い、②歩道が茂みで細い、③道案内が少ない、④休憩場が少ない、⑤路面補修が必要などの要望が寄せられた。これらの声を活かし、石碑の路を魅力あるコースとするための具体案を整理して提言してみたい。

地域への参画を促進するための伝統的地名の活用 —茨城県結城市を例に—

○東洋大学大学院国際地域学研究科 宇田川 大介

現在、日本の地方都市の多くは衰退の一途にある。その象徴的なものとして市街地のいわゆるシャッター通り化がある。原因として、市街地の定住人口の減少が挙げられる。地方の多くは車社会であり、地価が高い市街地を忌避し、郊外店舗に買い物客が流れる動きもその傾向に拍車をかけた。

そこで、市街地の魅力を見るようにし、市街地にかかる人々の意欲を向上させることで活性化の基礎づくりができると思われる。

ここでは、市街地の衰退に悩む茨城県結城市を例に、結城の市街地活性化の試みを推進している人々にヒアリングを行った。その目指すところについて考察を行う。また、現在の試みについて商店街において経営に携わっている人々の誇りや参加度を上げるために、地域の歴史を体現する伝統的地名の活用を提案したい。

観光による内発的地域振興を担う「温泉旅館」 福島県天栄村の「大丸あすなろ荘」に着目して

○東北福祉大学非常勤講師 安本 宗春

本報告では、長期的な歴史を持つ「温泉旅館」に着目し、観光による内発的地域振興を担う事業者について検討する。近年では、非大都市圏の地域振興において内発的地域振興の重要性が高まっている。また、この手段として観光への期待が大きい。この理由は、地域外から観光客を招き、地域内で產品の生産・加工・販売といった一連の連環を商品・サービスに組み込み提供することで、地域の経済社会を活性化させることができるとあげられる。その際、地域に根差した「温泉旅館」が、地域產品を観光客に提供する仲介的役割を担っている。

報告事例として取り上げた「大丸あすなろ荘」は、天栄村を中心とした地域で生産物等の消費機会を提供する場となっていた。社長を務める佐藤氏は、「宿は地域最大の文化財」と述べ、地域に根付いた事業展開を行うことで、地域の経済・社会を活性化に寄与していた。

北関東自動車道開通による周辺人口・企業活動の変化

○高崎経済大学地域政策学部 小宮雅史
高崎経済大学地域政策学部 米本 清

本研究は、平成 23 年 3 月に全線開通した北関東自動車道が、とくに群馬県内の周辺地域に与えた影響を、交通量・人口・企業活動の面から検証するものである。群馬県内では、平成 13 年に高崎 JCT から伊勢崎 IC まで、平成 20 年に太田桐生 IC まで、そして平成 23 年に佐野田沼 IC まで開通した。NEXCO・交通センサスのデータからは、開通から 10 年以上が経過する高崎 JCT・伊勢崎 IC 間（この間に前橋南 IC・駒形 IC が含まれる）では、自動車道上の交通量が 1.6 倍以上となるとともに、周辺の一般道の交通量が減少していることが分かった。また事業所・企業統計（メッシュ統計）を用いた分析から事業所数・雇用が増加していることが分かったが、その効果は IC から 7-10km ほどの広範囲におよぶことが示され、IC 周辺で計画的な開発が行われた前橋南 IC 周辺を除けば、IC からの距離はそれほど重要性を持たないことが推察された。人口に関しても類似した結果が得られたが、事業所・企業の場合よりは IC からの距離の影響がみられた。

カザフスタンとの交流と観光

○八戸工業大学工学部土木建築工学科 長谷川明

同じアジアの国でありながら、あまり私たちには知られていないカザフスタン。あまり、目立たない国であるが、先日の冬季オリンピック会場候補地に最終選考まで残った国。その国から 1991 年に八戸工業大学に研究活動でやってきた研究者との出会いから生まれた交流と観光について紹介する。1991 年はカザフスタンがソ連崩壊と共に誕生した年で、新しい国が誕生してから 24 年しかたっていない。海が無く、地形も平地が多く、気候も大きく異なっているカザフスタンであるが、新首都アスタナの基本計画を黒川紀章がおこなったり、鉱物資源を中心とした貿易国として日本との交流も少なくない。発表では、1991 年から行って来た学術交流を紹介するとともに、文化、風俗、生活や、カザフスタンで訪問した観光地を紹介する。新しい国の国づくりや観光づくりの理解に役立てば幸いである。

多基準分析法による観光スポット評価 -小樽市の日帰り観光を事例として-

○北海道大学大学院文学研究科 川村真也
小樽商科大学 商学部 深田秀実
北海道大学大学院文学研究科 橋本雄一

本研究では、小樽市を事例地域とし、大学生を対象に日帰り観光を事例とした歩行による観光周遊に関するアンケート調査を実施し、それに基づく当該地域の観光スポット評価に関して、多基準分析法と GIS（地理情報システム）で分析をおこなう。それにより、観光地域の特性について明らかにすることを目的とする。分析結果から、観光スポットとして「小樽運河（南運河）」と「メルヘン交差点」付近の評価が高く、「都通り」や小樽の歴史を主軸とした観光スポットの評価が低いという結果が得られ、さらに多基準分析法の PROMETHEE METHOD を用いた分析結果から、大学生の各種属性の違いによる観光スポットの優先順位が明らかになり、観光スポット全体からみた場合、「小樽運河（北運河）」や「総合博物館」等の北側のスポットの優先順位に関して低い傾向があり、今後の観光施策が必要であることが明らかになった。

地域振興としての観光と規制についての一考察 - 規制緩和と規制強化のはざまで

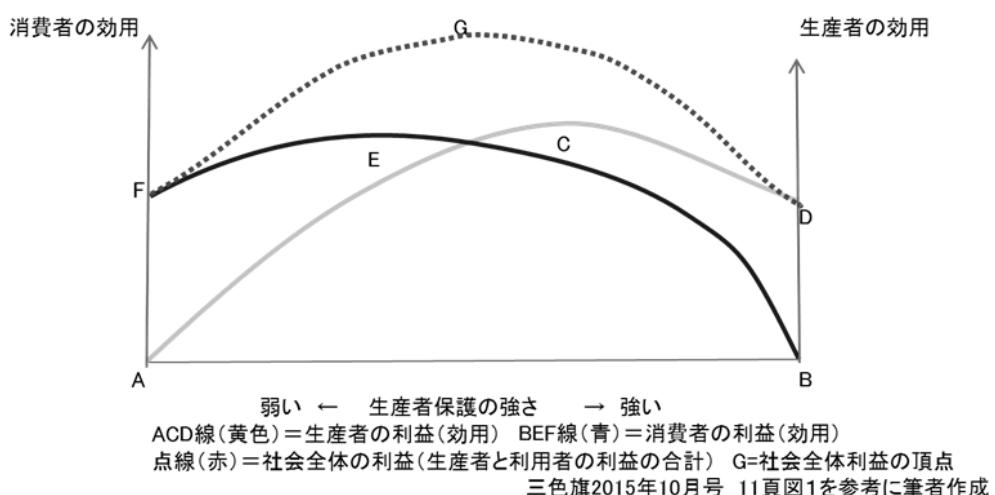
○慶應義塾大学法学部 阿部 真也

本報告は、具体的規制が検討されはじめた「ワイン」の原産地呼称統制法を例に観光による地域振興を持続的に必要な制度づくりについて話題を提供するものである。

現在日本には「ワイン」直接定義するものはない。また、諸外国では当然に整備されている「原産地呼称統制法」が日本ではなく原産地保護について、不十分である。

本報告は①観光資源として地域ワイナリーは重要なこと②地域ワイナリー保護のため原産地呼称統制法が必要であること③一方地域のワイナリー保護のためには厳しすぎる規制を導入することは望ましくなく持続可能な制度作りが求められること。以上の3つを中心として、観光に関連する規制について考察とその報告を行うものである。

参考図



東京都宿泊税条例の宿泊料金と税率における諸問題

○税理士法人アディーレ会計事務所 税理士 長谷川 記央

東京都宿泊税条例においては、宿泊料金に基づいて税率が確定することとなる。東京都宿泊税条例における宿泊料金は、いわゆる素泊まりの宿泊料金と解されるといえる。しながら、素泊まりの宿泊料金の算定方法について、必ずしも明確に規定されておらず、問題が生ずる。本論においては、税務会計学の手法により、宿泊料金の算定方法を研究したものである。

映像と音声を活用した観光ガイド機制作による地域支援活動の試み

○高崎商科大学商学部 石井 哉甲
高崎商科大学商学部 竹上 健

文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」に採択されたことで、新たに学内に規定された地域志向研究費制度を利用して、竹上ゼミでは、ローカル鉄道の「上信電鉄」の支援をテーマに活動を行っている。これまでの実績として、レンタル観光自転車システムを導入しており、多数のメディアに紹介されるなど高評価で、現在多くの観光客に利用されている。本研究では、上信電鉄利用者を対象に、新たにタブレットPCをベースとした「レンタル観光ガイド機」の構築を目指している。具体的には、上信電鉄沿線の観光スポットをドローン（無人航空機）とビデオカメラで上空と地上から撮影した映像や写真を編集し、ナレーションを加えたガイドコンテンツを制作し、タブレットPCに組み込んで、観光客に無料で貸し出そうとするものである。地域関連支援活動の実践体験ができる、HTML制作や映像編集の知識・技術向上が期待できるなど、学生へのメリットも大きいと判断している。

総会・役員会の報告
平成 27 年度 観光まちづくり学会
第 1 回役員会及び総会について
平成 27 年 11 月 14 日(土)開催
役員会

協議内容

- ・総会に諮る資料（平成 26 年度決算案・平成 27 年度予算案等）について
資料に基づき説明を行い了承された。
- ・人事案件等について次の方々を提案することになった。
 - 新理事兼事務局長に滝村敏道さん、新理事に梶田敬仁さん・深田秀実さん・米本清さん。
 - 新監事には阿部茂さん。
 - 名誉会員に菊池義教さん・山添勝さん。
- ・次期研究発表会について
高崎経済大学での開催の方向でさらに検討していくことになった。
- ・学協会著作権ポリシーデータベースへの登録について
学術論文審査委員会の梶田委員から、検討した内容の説明があった。著作権等について精査し、登録に向けて詳細を詰めていくこととした。
- ・その他
総会への報告案件等について
 - 学会ホームページの管理者について
 - 学術論文審査委員会の審査について
 - 学会賞の選考について
 - 学会誌第 13 号の発刊について
 - 会員証の制定について
 - 各委員会等の構成員について

総会

長谷川会長から開会の挨拶を頂き、また、議長として進行役を務めて頂き議案の審議を行った。いずれも事務局提案通り承認された。

1 号議案：平成 26 年度事業報告および決算(案)
について

事業は八戸大会での役員会・総会、研究発表会、及び学会誌 13 号の発刊等である。

収入 316,140 円 支出 341,124 円

マイナスの 24,948 円となる。

11 月 4 日に佐々木・阿部両監事に監査をして頂いた。

2 号議案：平成 27 年度事業計画および予算(案)
について

事業は今回のいわき大会での役員会・総会、研究発表会、及び学会誌 13 号の発刊等である。

収入 367,056 円 支出 367,056 円
運営費の節減と增收に努力していく必要がある。

3 号議案：役員の人事等について

新理事兼事務局長 滝村敏道さん
(盛岡市役所)

新理事 梶田敬仁さん
(セントラルコンサルタント)
〃 深田秀実さん
(小樽商科大学)
〃 米本清さん
(高崎経済大学)

学会誌編集委員会

委員長 長谷川明さん (新任)
副委員長 安部信行さん (留任)
委員 外川明広さん (留任)

名誉会員

菊池義教さん 山添勝さん

新監事

阿部茂さん (株) 錢高組

4 号議案：次期研究発表会の開催について
次期開催地について、各大学等の諸般の事情を勘案しながら今後検討していく。
(総会終了後、高崎経済大学の米本先生から開催についての快諾を頂いた。開催時期は 11 月を予定。)

5 号議案：学協会著作権ポリシーデータベースへの登録について

登録の目的と意義は、学会誌に掲載された論文を広く内外に情報発信でき、研究成果へのアクセスが拡大し、インパクトを高めることが出来る。本学会としてもオープンアクセスに関する方針（学会の著作権に関わる規定）を制定するなどの検討作業を行い、登録に向けて準備をしていく。

6 号議案：会員の動向について

平成 26 年 11 月以降の入退会者

入会者 正会員 阿部茂さん

入会者 正会員 安本宗春さん
(東北福祉大学)
〃 長谷川記央さん
(アーバン会計事務所)
〃 入江由香子さん
(高崎商科大学短期大学部)
〃 宇田川大介さん
(東洋大学大学院博士後期課程)

退会者 正会員 畠地真太郎さん
〃 後藤俊明さん
法人会員 (株)東開技術

平成27年11月末現在の会員数

正会員 113名、内訳は役員・一般会員 109名、法人会員2社、院生会員2名である。名誉会員は5名の合計 118名である。

その他(役員会からの報告)

- ・ホームページの管理者について
福島高専の芥川先生から小樽商大の深田先生に交代した。
- ・学術論文審査について
査読者への謝礼について、予算の厳しい折、その有無から額について今後検討していく。
- ・学会賞選考委員会の状況について
諸般の事情から1年延期。また、現行の選考委員に日野先生を加えた4人体制とし、28年度の総会までに選考し、表彰する。

委員長：芥川一則 福島高専 留任
委員：佐々木栄洋 栄組 留任
〃：安部信行 八戸工大 留任
〃：日野智 秋田大大学院 新任

- ・学会誌第13号の発刊について
巻頭言は前事務局長の佐々木康勝理事に、特別寄稿については今後の検討事項とする。(後日、北海道大学の岸先生に執筆のご快諾を頂いた。)
- ・会員証の制定について

会員証の披露をした。阿部真也会員の原案に岩手山をイメージした背景を入れたもの。出来次第発送する。

- ・感謝状、名誉会員の推薦状授与について

平成26年度決定

感謝状 前監事 阿部丕顯さん
名誉会員 山崎政和さん

平成27年度決定

名誉会員 菊池義教さん
〃 山添勝さん

いずれもご本人の出席はなかったので、長谷川会長から賞状を読み上げて頂き、披露をした。

研究発表会について

演題を「いわきサンシャイン博への取り組み」として、(一社)いわき観光まちづくりビューロー専務理事兼事務局長の渡邊弘幸様から基調講演を頂いた。

研究発表テーマは9件、熱心な討議も行われ盛会となった。

優秀発表賞は、「北関東自動車道開通による周辺人口・企業活動の変化」と題して発表された高崎経済大学の小宮雅史さんが受賞した。

また、北海道地域観光学会から、北大名誉教授で、現在、北海商科大学大学院教授の大内東先生が当学会に参加されてご討議をいたたくとともに、将来、当学会との研究発表会の共催について大いに期待する旨のご挨拶をいただいた。

観光まちづくり学会誌 第14号

(平成29年3月発行予定) 原稿募集

平成29年3月発行予定の「観光まちづくり学会誌第14号」に登載します、論文・報告・ノート・紀行文等の原稿を募集します。

本号の投稿規定を熟読いただき投稿整理票に必要事項を記入の上、投稿原稿と一緒に提出下さい。論文審査の方法は下記の通りです。

・論文審査の方法

第1次審査は、学術論文審査委員1人と匿名の査読者3名の4名によって行い、第2次審査は学術論文審査会で行います。

なお、「論文」の判定基準は以下の通りです。
「報告」についてもこの判定基準を準用します。

- 1) 内容：新規性、独創性、妥当性、信頼性、論旨の明確さ

- 2) 表現：表題、内容説明、文献引用、用語等の適切さ、図表表題の適切さ

原稿及び申込みの締め切りは平成28年12月31日です。多数の会員からの投稿をお待ちします。なお、送付先はメールでoffice@kankou-m.jpです。

・論文審査の日程

平成28年度の学術論文審査日程は、次の通りとなります。なお、日程改正の主な理由は、審査委員及び査読者の方々におかれでは、1月～3月は多忙を極めることによるものです。ご協力をよろしくお願ひいたします。

- i 論文募集締め切り：平成28年12月31日
- ii 第1回学術論文審査委員会（一次査読員の選定）：平成29年4月頃
- iii 一次査読：平成29年5月（1ヵ月程度）
- iv 第2回学術論文審査委員会（掲載の決定）：平成29年6月頃
- v 最終原稿の学会誌編集委員会への提出：平成29年6月末

平成28年度観光まちづくり学会研究発表会について

平成28年度は高崎経済大学の米本先生の実行委員長のもとで開催されることになりました。日程は下記のとおりです。詳細については後日、決まり次第お知らせ致します。

- 1) 日時 平成28年11月19日（土）～20日（日）
- 2) 会場 高崎経済大学

平成28年度学会費納入のおねがい

平成28年度学会費の納入を下記口座に振り込みをお願いします。まだ、過年度分会費未納の会員の方には2ヵ年分の入金をお願いします。

なお、学会費は正会員5,000円、学生会員（院博士前期課程）2,000円、法人会員20,000円となっております。なお、大学院博士後期課程の院生は正会員となります。

学会費郵便振替

口座番号：02260-2-59030

口座名称：観光まちづくり学会

観光まちづくり学会 投稿規程

1. 内容

観光まちづくりに関する学術・技術についての論文・報告とし,原則として未発表のものに限る。ただし,学術研究発表会で発表したものは,この限りではない。

2. 投稿資格

投稿は会員に限る。ただし共同執筆者に非会員を含むことができるが,筆頭執筆者は会員とする。

3. 原稿の種類

- (1) **論文**: 学術的価値のあるもので,一編ごとに論文としての体裁を整えているもの。長い論文を分割し,連続形式として応募した論文は,独立した論文とはみなせない。
- (2) **研究ノート**: 学術的価値のあるもので,未完成な論文。
- (3) **報告**: 調査・計画・設計・実務などに関する資料紹介および報告。
- (4) **紀行文**: 著者が実際に訪問した町や地方の紹介、報告。

4. 原稿の執筆要領

- (1) 論文・報告の本文: 投稿一編につき刷上り 10 ページを基準とし,要約 (Abstract) とキーワード (5つ以内) を必ず記載する。
- (2) 研究ノート・報告・紀行文の本文: 投稿一編につき刷上り 6 ページとする。研究ノート・報告・紀行文については要約 (Abstract) を必要としない。
- (3) 論文のキーワードについては,英文表記も記述する。
- (4) 本文の超過頁と費用負担

下記の費用は著者の負担とする。

- 1) 超過ページ,ただし 4 ページを限界とする。
- 2) 論文・報告における別刷り作成費。
- 3) 図表等のカラー印刷に要した時の費用。

(5) 執筆要領

完全版下和文原稿作成例に記載している。

5. 原稿提出

提出原稿は PDF ファイルとする。(ページ番号が付いていないもの) 原稿表題の脇に「論文」、「研究ノート」,「報告」, 及び「紀行文」の区別を付す。著者は編集委員長会の意見に応じて修正した後,再度 PDF ファイルにて原稿を送付する。

PDF 原稿送付先

E-mail: office@kankou-m.jp

6. 原稿受理

原稿が編集委員会に到着した日を受理日とし,編集委員会開催日以降に査読を開始する。なお,審査の結果,原稿が再審査となった場合には改訂原稿受理日を併記する。

7. 審査

学術論文審査委員会が査読委員 3 名の査読結果をもとに採否を決定する。なお、「論文」・「研究ノート」についての判定基準は以下の通りである。「報告」についてもこの判定基準を準用する。

- (1) 内容: 新規性、論旨の明確さ・妥当性、方法の独創性、結論の独創性、資料の信頼性、調査方法の妥当性。
- (2) 表現: 表題、内容説明、文献引用、用語等の適切さ、図表表題の適切さ。

8. 再審査

審査の結果「再審査」の場合は,修正された原稿について改めて審査を行う。

観光まちづくり学会投稿論文の完全版下 和文原稿作成例

論文集編集委員会¹・事務局²・Touristic Community DESIGN³

¹正会員 工博 観光大学教授 まちづくり学部（〒020-8551 岩手県盛岡市上田4丁目3-5）

E-mail:kankou@sted.ac.jp

²正会員 工修 観光株式会社 技術開発部（〒020-0004 岩手県盛岡市上田六丁目13-5）

³Member of TCDII, Ph.D., TCDII Corp.

このファイルは観光まちづくり投稿論文の完全版下原稿（和文）を作成するために必要な、レイアウトやフォントに関する基本的な情報を記述しています。同時に、版下原稿そのものの体裁（A4）をとっているため、このファイルの中の文章や図表をこれから書こうとしている実際のものに置き換えれば、所定のフォントや配置の原稿を容易に作成することができます。

このアブストラクトを含め、タイトル部分の幅は本文よりも左右1cmずつ狭くします。アブストラクトのフォントは明朝体9ptを用いてください。アブストラクトの長さは7行以内です。アブストラクトの後に1行空けて、キーワードを3~5語、Times-Italic 10ptのフォントで書いて下さい。

Key Words: times, italic, 10pt, 3-5 words, one blank line below abstract, indent if key words exceed one line

1. タイトルページ

タイトルページは2つの部分で構成されます。

(a) タイトル部分：横1段組（題目、著者、所属、連絡先住所、E-mailアドレス、アブストラクト、キーワード）なお、E-mailアドレスは、必ず単独行としてください。

(b) 本文部分：横2段組

このほか、フッタ（ページ番号）が付きます。なおソフトウェアによっては、タイトル部分とその下の本文部分が別のファイルに分かれていることがあります。

(1) タイトル部分のレイアウトとフォント

全てのページのマージンはこのサンプルにありますように上辺19mm、下辺24mm、左右ともに20mmに設定してください。タイトル部分の左右のマージンは、本文の左右のマージンよりもそれぞれ10mmずつ大きくとって下さい。すなわち、A4用紙の幅に対して左右それぞれ30mmずつのマージンをとります。そして以下次の順にタイトル部分の構成要素を書いて下さい。

タイトル：ゴチック体20ptフォント、センタリング（約15mmのスペース）

著者名：明朝体12ptフォント、センタリング（約5mmのスペース）

著者所属：明朝体9ptフォント、センタリング（約10mmのスペース）

アブストラクト：明朝体9ptフォント、7行以内
E-mailアドレス：明朝体9ptフォント、センタリング（約5mmのスペース）

キーワード：Times, italic, 10pt, 3~5語、2行以内
著者と所属とは肩付き数字で対応づけ、上記のように並べて下さい。'Key Words'という文字はボルドイタリック体にします。

(2) 本文部分のレイアウトとフォント

本文とキーワードの間に約10mmのスペースを空けてください。

本文は2段組で、左右のマージンは20mmずつ、段と段との間のスペースは約6mmとします。

本文には明朝体10ptフォントを用いて下さい。

(3) フッタ

すべてのページの下辺中央にフッタ機能を使ってページが入りますが、ページ番号は暫定的に論文表紙を第1ページとしてつけてください。

2. 一般ページ

第2ページ以降はタイトルページの本文部分と同じレイアウトとフォントで本文を作成します。

(1) 脚注および注

脚注や注はできるだけ避けて下さい。本文中で説明するか、もしくは本文の流れと関係ない場合には付録として本文末尾に置いて下さい。

3. 見出し（見出しが1行以上に長くなるときはこの例のようにインデントし折り返す）

(1) 見出しのレベル

見出しのレベルは章、節、項の3段階までとします。章の見出しはゴチック体とし、2.などの数字に続けて書きます。また、見出しの上下にスペースを空けます。このファイルのサンプルから分かるように、上を2行、下を1行程度空けて下さい。ただしページや段が切り替わる部分は章の見出しが最上部に来るよう調整してください。

(2) 節の見出し

節の見出しもゴチック体で、(4)などの括弧付き数字を付けます。見出しの上だけに1行程度のスペースを空けて下さい。

a) 項の見出し

項の見出しあは、括弧付きアルファベットを付け、上下には特にスペースを空けません。項より下位の見出しあは用いなさいで下さい。

4. 数式および数学記号

数式や数学記号は次の式(1a)

$$G = \sum_{n=0}^{\infty} b_n(t) \quad (1a)$$

$$F = \sin z dz \quad (1b)$$

のようすに本文と独立している場合でも、 C_D 、 (z) のように文章の中に出でくる場合でも同じ数式用のフォントを用いて作成します。数式や数学記号の品質が悪いと版下原稿として受け付けません。

数式はセンタリングし、式番号は括弧書きで右詰めにします。

5. 図表

(1) 図表の位置

図表はそれらを最初に引用する文章と同じページに置くことを原則とします。原稿末尾にまとめたりしてはいけません。また、図表はそれぞれのページの上部または下部に集めてレイアウトして下さい。図表の横幅は、「2段ぶち抜き」あるいはこのサンプルの表-1 や図-2 のように「1段の幅いっぱい」

表-1 表のキャプションは表の上に置く。このように長いときはインデントして折り返す。

資料番号	高さ h (m)	幅 w (m)
1	1.45	0.25
2	1.75	0.40
3	1.90	0.65

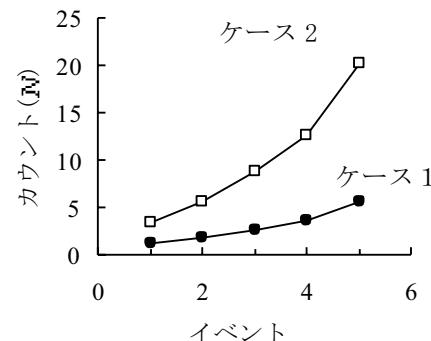


図-2 図のキャプションは図の下に置く

のいずれかとします。図表の幅を1段幅以下にして図表の横に本文テキストを配置することはやめて下さい。図表と文章本体との間には1~2行程度の空白を空けて区別を明確にします。

(2) 図表中の文字およびキャプション

図表中の文字や数式の大きさが小さくなり過ぎないように注意してください。特にキャプションの大きさ(9pt)より小さくならないようにして下さい。図表中の文字あるいは表題は本文と同じ言語を使うこととします。

長いキャプションは表-1のようにインデントして折り返します。

6. 参考文献の引用リスト

参考文献は出現順に番号を振り、その引用箇所でこのように¹⁾上付き右括弧付き数字で指示します。参考文献はその全てを原稿の末尾にまとめてリストとして示し、脚注にはしないで下さい。

なお参考文献リストのあとに1行空けて、事務局から通知された原稿受理日を右詰めで書いて下さい。ただし、最初の投稿原稿を用意していただく時点では、ここに?マークを挿入してください。

7. 最終ページのレイアウトと英文要旨

最終ページには英文のタイトル、著者名および要旨を横1段組で書きます。このサンプルにあるように、本文や参考文献リストまでの2段組部分の左右の柱の高さをほぼ同じにし、10 mm程度の空白を入れて英文要旨を配置します。英文要旨部分の幅はタイトル部分と同じく本文よりも左右を10 mmずつ狭くします。

謝辞：「謝辞」は「結論」の後に置いて下さい。見出しとコロンをゴチック体で書き、その直後から文章を書き出して下さい。

付録 「付録」の位置

「付録」がある場合は「謝辞」と「参考文献」の間に置くこと。

参考文献

- 1) Hill, R.: A self-consistent mechanics of composite materials, *J. Mech. Phys. Solids*, Vol.13, pp. 213-222, 1965.
- 2) Blevins, R.D.: *Flow-Induced Vibration*, 2nd ed., Van Nostrand Reinhold, New York, 1990.
- 3) Karniadakis, G.E., Orszag, S.A. and Yakhot, V.: Renormalization group theory simulation of transitional and turbulent flow over a backward-facing step, *Large Eddy Simulation of Complex Engineering and Geophysical Flows*, Galperin, B. and Orszag, S.A. eds., Cambridge University Press, Cambridge, pp. 159-177, 1993.
- 4) ダン, Y.C. : 観光の力学／観光, 山田行介, 水出佳奈共訳, 風光館, 1970.
- 5) 中居伸明, 中嶋雄介: 完全版下原稿スタイルフォーマットの作成について, 観光まちづくり学会論文集, No.333/II-99, pp. 20-33, 1994.

(2016年12月31日 受付)

PRINT SAMPLE FOR JAPANESE MANUSCRIPT FOR JOURNALS OF STCD

Editorial COMMITTEE, Touristic Community DESIGN Insitute of Japan

The present file has been made as a print sample of the camera-ready manuscripts for Journal of STCD. Its text describes instructions to prepare the manuscripts: the layout; the font styles and sizes; and others. If you replace the text or the figures of the present file by your own ones, using CUT & PASTE procedures, you can easily make your own manuscripts.

This English ABSTRACT has narrower width than the main text by 10 mm from the left and the right margins of the main text, respectively. Font used here is Times-Roman 10pt. The length should be within 7 lines. It is preceded by the title and the authors; both are centered and the font size is 12pt.

観光まちづくり学会 論文・報告・研究ノート 投稿整理票

いずれかを○で囲んで下さい。・論文・報告・研究ノート

[*欄は編集委員会記入]

*受理年月日：____年____月____日／再受理年月日：____年____月____日

[著者の人数が多く、書ききれない場合は、ほか何名とし、別紙を添付して下さい。]

著者	(和文)
	(欧文)
所属	(和文)
	(欧文)
表題	(和文) _____
	(欧文) _____

本文____枚、図____枚、表____枚、写真____枚、内容紹介（200字）：有・無
 英文要約（350語）：有・無、英文要約和訳：有・無 [本文が和文の場合]
 和文要約（刷り上がり2頁）：有・無 [本文が欧文の場合]

連絡先（勤務先の場合は所属まで、自宅の場合はその旨ご記入下さい。）

住所・ 氏名	〒 _____ - _____	
電話	ファックス	
E-mail アドレス		

要旨（内容紹介）200字以内

（要旨用紙面）

観光まちづくり学会会則

第 1 章 名称と事務所

(名 称)

第 1 条 本会は観光まちづくり学会 (The Society of Tourism and Community Design)と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は会長所属の八戸工業大学長谷川研究室に置く。
2 本会の北海道支部事務所は北海商科大学商学部細野研究室に置く。

第 2 章 目的と事業

(目 的)

第 3 条 本会は観光まちづくりに関する学術の進歩および普及を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
(1) 会員の研究促進を目的とする研究発表会の開催
(2) 講演会および講習会の開催
(3) 調査研究および視察会の実施
(4) その他の本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 組織と運営

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、設立の趣旨に賛同し、観光まちづくりに関する学術の進歩および普及を目的に実施される各種事業に参加を希望する者をもって構成する。
会員は、個人会員および法人会員からなる正会員、学生会員、名誉会員とする。
学生会員は、学部生のほか、大学院博士前期課程の院生まで含めることとし、大学院博士後期課程の院生は個人会員とする。
名誉会員は、役員会において推薦し会員総会において承認する。

(会員の権利)

第 6 条 会員は本会の運営・企画する全ての事業に参加を希望することが出来、本会の編集出版物の配布を受けることができる。

(会費納入)

第 7 条 会員は次に定める年会費を納めるものとする。

個人会員は 5,000 円

法人会員は 20,000 円

院生会員は 2,000 円

学生会員は 会費を徴収しない。

名誉会員は 会費を徴収しない。

(役 員)

第 8 条 本会の事業を運営するために次の役員を置く。

(1) 名 誉 会 長 1 名

(2) 会 長 1 名

(3) 副 会 長 1 名

(4) 顧 問 1 名

(5) 特 別 顧 問 1 名

(6) 事 務 局 長 1 名

(7) 事務局 次長 1 名

(8) 理 事 25 名程度

(理事は名誉会長、会長、副会長、顧問、事務局長、事務局次長、特別顧問を含む)

(9) 監 事 若干名

(理事、監事)

第 9 条 理事および監事は正会員中から選出する。理事は本会の事業運営の執行にあたる。監事は本会の会計を監査する。監事は理事を兼ねることは出来ない。

(名誉会長、会長、副会長、事務局長、事務局次長)

第 10 条 名誉会長は会長経験者で本会の設立および発展に多大な貢献をした理事から選出し、会長、副会長、事務局長および事務局次長は理事の互選により選出する。

名誉会長は学会賞等の授与をする。

会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときこれを代理する。

事務局長は、第4条に掲げられた会務を総括する。

事務局次長は、第4条に掲げられた会務を分担し執行する。

(役員名の報告および任期)

第 11 条 選出された役員名は会員総会において報告され、承認を受けなければならない。

役員の任期は2年とする。原則として承認を得た会員総会終了時より次期改選年度の会員総会終了時までとする。但し重任を妨げない。

(顧問)

第 12 条 本会に顧問を役員として置くことができる。顧問からは会費を徴収しないものとする。

顧問は役員会において推薦し、会員総会において承認する。

(会員総会の構成と開催方法)

第 13 条 正会員をもって会員総会を構成する。本会の組織と運営に関する最終決定は会員総会の決議による。

会員総会は通常総会と臨時総会とし、会長が主催する。

通常総会は毎年1回開催する。原則として研究発表会開催時に開催する。

臨時総会は理事の過半数または正会員の3分の1以上の連名による要求書の提示によって会長が召集する。

(会員総会の議決)

第 14 条 会員総会は会則の改正の場合を除き、正会員の5分の1以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決定される。

出席は、委任状提出による出席を認めることとし、特に、法人会員にあっては代理出席も認めるものとする。

(会員総会の議事)

第 15 条 通常会員総会には次の事項を含ませなければならない。

- (1) 年次事業報告ならびに会務の審議
- (2) 年次会計報告ならびに監査報告

- (3) 研究発表会の開催に関する事項
- (4) 役員改選年度においては役員の選出に関する事項

(議案提出の手続き)

第 16 条 正会員は、会員総会に議事を提出することができる。
議事の提案をしようとするものは、原則として、事前に提案議事内容および提案理由を役員会に提出しなければならない。

(役員会)

第 17 条 本会の運営全般について協議するため、本会に役員会を置く。
役員会は、本会則第8条に定める役員で構成する。
役員会は、会長が招集し、役員の過半数以上の出席で成立するものとするが、役員に事故があるとき、または欠けたときは代理出席を認め、更に、委任状提出による出席も認めるものとする。
役員会は、毎年2回開催することとし、うち1回は研究発表会開催時に行う。会長は、役員会の議長となる。会長に事故があるときは副会長が議長となる。

(役員会の任務)

第 18 条 役員会は第3条の目的に基づき、第4条に掲げた会務を分担し、遂行する。

(国際貢献部門)

第 19 条 本会則第4条4項に基づき、国際貢献部門を置く。
部門の中に会員の提案による部会を置くことができる。
部会の設置は総会の承認とする。

(支部)

第 20 条 本会則第4条4項に基づき、支部を置く。
支部の設置は総会の承認とする。

第 4 章 会 計

(経 費)

第 21 条 本会の経費は、会費、寄付金及び補助金等によって支弁する。

(会費納入)

第 22 条 会員は、当該年度の会費を 10 月末日までに納入するものとする。

(会計年度)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり 3 月 31 日で終わる。

(会計担当)

第 24 条 事務局次長が会計担当の任にあたる。

(会則の変更)

第 25 条 本会の会則の変更は、正会員の 3 分の 1 以上が出席した会員総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意によって成立するものとする。

出席は、委任状提出による出席を認めることとし、特に、法人会員にあっては代理出席も認めるものとする。

第 5 章 雜 則

(規 程)

第 26 条 本会の運営上必要がある場合には、会長が内規を定めることができる。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成 13 年 12 月 8 日から施行する。

この会則は、平成 15 年 10 月 4 日から施行する。

この会則は、平成 18 年 10 月 21 日から施行する。

この会則は、平成 19 年 09 月 29 日から施行する。

この会則は、平成 20 年 11 月 23 日から施行する。

この会則は、平成 21 年 04 月 18 日から施行する。

この会則は、平成 21 年 10 月 17 日から施行する。

この会則は、平成 22 年 10 月 23 日から施行する。

この会則は、平成 24 年 10 月 27 日から施行する

この会則は、平成 26 年 10 月 27 日から施行する。

(施行の特例)

本会会則第23条の規定にかかわらず、平成13年12月8日から
平成14年3月31日までの期間は、平成14年度に含めることとする。

観光まちづくり学会学会賞表彰規程

平成 19 年 3 月 31 日制定
平成 22 年 10 月 23 日一部改正
平成 26 年 10 月 25 日一部改正

第 1 条 観光まちづくり学会賞の表彰はこの規程による。

第 2 条 表彰は学術論文賞および優秀発表賞を授与して行う。

第 3 条 学術論文賞は、観光まちづくり学会誌に掲載された論文の中から観光まちづくりに関する学術の発展に大いに資すると認められた研究に授与する。

第 4 条 優秀発表賞は、観光まちづくり学会研究発表会において発表された研究の中から観光まちづくりに関する学術の発展に大いに資すると期待される発表に授与する。

第 5 条 学会賞選考委員は、会長が委嘱する。

第 6 条 学術論文賞の選考は、学会賞選考委員 3 名によって行う。優秀発表賞の選考は、座長の推薦を受けたものの中から、学会賞選考委員 3 名によって行う。

第 7 条 表彰は、通常総会において賞状・記念品を授与して行う。

第 8 条 この規定の変更決定は、役員会の議決によって行う。

内規

1. 学会賞選考委員は役員会で選定する。
2. 委員の任期は 2 年とし、再認を妨げない。
3. 学術論文賞の記念品は 3 万円相当とし、第 1 執筆者へ贈る。
4. 優秀発表賞の記念品は 5 千円の図書券とし、発表者へ贈る。
5. 学会賞の賞状は連名者へも贈る。

観光まちづくり学会役員名簿（平成 27 年 11 月以降）

- (1) 名 誉 会 長 安藤 昭 (NPO 都市デザイン総合研究センター)
- (2) 会 長 長谷川 明 (八戸工業大学)
- (3) 副 会 長 原田 房信 (北海商科大学)
- (4) 顧 問 前川 勝朗 (山形大学名誉教授)
- 特 別 顧 問 呂 杰 (るい じえ) (上海友普経貿发展有限公司)
- (5) 理事・事務局長 滝村 敏道 (盛岡市役所)
- 理事・事務局次長 小野寺 淳 (岩手県庁県土整備部)
- (6) 理 事 赤谷 隆一 (岩手大学)
- 芥川 一則 (福島工業高等専門学校)
- 安部 信行 (八戸工業大学)
- 井上 寛 (ノースアジア大学)
- 沖野 健悦 (北栄調査設計株)
- 梶田 敬仁 (セントラルコンサルタント)
- 佐々木 貴弘 (岩手県立水沢工業高校)
- 佐々木 康勝 (NPO 都市デザイン総合研究センター)
- 佐々木 栄洋 (株式会社栄組)
- 杉田 修一 (八戸工業大学名誉教授)
- 外川 明広 (盛岡市役所)
- 龍澤 正美 (学校法人龍澤学館)
- 中村 正 (株式会社ネクサス)
- 日野 智 (秋田大学大学院)
- 深田 秀実 (小樽商科大学)
- 細野 昌和 (北海商科大学)
- 道端 忠孝 (ノースアジア大学)
- 南 正昭 (岩手大学)
- 宮井 久男 (前岩手県立大学宮古短期大学部)
- 米谷 光正 (東北福祉大学)
- 米本 清 (高崎経済大学)
- (7) 監 事 佐々木 国男 (株)日刊岩手建設工業新聞社)
- 阿部 茂 (株)錢高組盛岡営業所)

観光まちづくり学会 委員会

1 学術論文審査委員会：委員長 安藤 昭
委 員 佐々木 栄洋 佐々木 貴弘
井上 寛 梶田 敬仁

2 学会誌編集委員会：委員長 長谷川 明
副委員長 安部 信行
委 員 外川 明広

3 学術研究委員会：委員長 芥川 一則
委 員 塚野 加奈子

事務局

事務局長 滝村 敏道
事務局次長 小野寺 淳
事務局員 石川 英俊

学会本部所在地

〒031-8501 青森県八戸市妙字大開 88-1
八戸工業大学 長谷川研究室
TEL 0178-25-8075 FAX 0178-25-8075
E-mail : hasegawa@hi-tech.ac.jp

北海道支部所在地

〒062-8607 北海道札幌市豊平区豊平6条6丁目10番
北海商科大学 細野研究室
TEL 011-841-1161 (内線 8236) FAX 011-824-0801
E-mail : hosono@hokkai.ac.jp

本部事務局所在地

〒020-0122 岩手県盛岡市みたけ4丁目4-20
(一社) 岩手県土木技術センター内 観光まちづくり学会事務局
事務局長直通 TEL 090-5232-3106
E-mail : Office@kankou-m.jp

法人会員（平成27年度）

（株）共同地質コンパニオン
〒020-0812 盛岡市川目11-4-2 TEL 019-653-2050

専門学校
盛岡カレッジオブビジネス
〒020-0025 盛岡市大沢川原3-1-18 TEL 019-651-5001

観光まちづくり学会入会申込書

申込年月日 平成 年 月 日

ふりがな			生年月日	T・S・H 年 月 日	
氏名	印			性別	男・女
会員種別	正会員・法人会員・院生会員・学生会員				
自宅住所	〒_____				
TEL・FAX	TEL_____		FAX_____		
Eメール	_____				
勤務先	_____				
勤務先住所	〒_____				
TEL・FAX	TEL_____		FAX_____		
Eメール	_____				
連絡先	自宅・勤務先				
現在の研究課題・テーマ 					
主要論文・論文名（過去10年間）			発行所・雑誌名		発行年月

編 集 後 記

会誌第13号をお送りします。論文3編は、当学会の学術論文審査会によって掲載可とされた論文です。投稿いただいた会員の皆さん、査読を担当された先生方、学術論文審査委員の皆様には心より敬意を表するとともに感謝申し上げます。論文を通した研究活動は、本学会の中心的活動です。引き続き、みなさんからのたくさんの投稿をお願いします。

また、特別寄稿をいただいた北海道大学大学院の岸邦宏先生、お忙しい中、お引き受けいただきありがとうございました。北海道新幹線開業で、ここ八戸からも気楽に函館に出かけることができる時代となりました。

巻頭言を書いていただいた佐々木康勝さんには、長期間にわたって本学会事務局長を担当いただきました。佐々木康勝さんがいなければ本学会がここまで続けてくることも困難だったと考えています。また、後任いただいた沖野健悦前事務局長さんにも大変お世話になりました。厚く御礼申し上げます。

この会誌は、学会員の皆さんのがたかいで理解とご協力で作成されています。会誌作成に関わったすべての会員の皆さんに感謝申し上げ編集後記といたします。

学会誌編集員長 長谷川 明
副委員長 安部 信行

観光まちづくり学会誌

平成28年3月25日

観光まちづくり学会誌編集委員会
委員長：長谷川 明
副委員長：安部 信行
編集委員：外川 明広

発行所：観光まちづくり学会

〒020-0122：岩手県盛岡市みたけ4丁目4-20

岩手県土木技術センター内 観光まちづくり学会

E-mail: office@kankou-m.jp

印刷所：（有）博光出版

TEL 019-641-0671 FAX 019-641-7474
